

等をもって構成する工業所有権制度改正審議会を設け、六年間にわたっての慎重な審議を了した結果、昭和三十一年十二月にその結論が答申されたのであります。

本法草案は、この答申に基き、さらに関係各方面の意見をも取り入れて、作成したものであります。

次に本法草案の概要を、現行特許法との主要な相違点という角度から御説明申し上げます。

第一は、発明の新規性の判断の基準として外国で頒布された刊行物の記載をも加えることとしたことであります。

現行の特許法では、特許出願前に国内で公然知られ、公然実施され、または国内に頒布された刊行物に記載されているような発明は、特許を受けることができないものとしておりますが、外国との交通通信が発達したこと等を勘案しまして、このように改正することとを適当と考えたのであります。

第二は、原子核変換により製造される物質の発明を、新たに、特許しない発明の中に加えたこととあります。その趣旨は、現行の特許法において化学的方法により製造されるべき物質は、特許しないことと同じでありまして、わが国の原子力産業の保護ということを考えたものであります。

第三は、特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年とするが、出願の日から二十年をこえることができないこととした点であります。出願公告の日から十五年という点は現行法と同じでありますが同時に、出願の日から二十年をこえることができないこととして特許権者の利益と一般公衆の利益との調整をはかったのであります。

第四は、特許権存続期間の延長制度を廃止したこととあります。現行の特許法における延長制度は運用上困難な問題が少なくなく、他方産業政策上の観点から見ても延長の対象となるような優秀発明であればあるほど、早くそれを一般に公開し、自由に利用することができるようになるべきであるという要請も強いわけでありまして、このような事情を勘案いたしまして本法草案におきましては、存続期間延長制度を廃止することとしたのであります。

第五は、権利侵害に関する規定を新たに設けたこととあります。現行の特許法には、権利侵害に関する民事の規定はなく、もっぱら民法の規定が適用されておりますが、特許権が無体財産権であるという特殊性にかんがみ民法の補助的規定として、差止請求権、損害額の推定、過失の推定等に関する規定を設けたものであります。

第六は、無効審判請求についての除斥期間を大部分廃止することとした点であります。無効審判の請求について除斥期間を設けることは、権利の安定化という点から意義ある制度なのでありますが、一方これによって弊害の生ずる場合も少なくないので、外国の公知文献に記載されていたことを理由とする場合以外は除斥期間を廃止したものであります。

第七は、審判の審級を一審制としたこととあります。現行の特許法におきましては、特許庁の審判機構として審判及び抗告審判の二審級が設けられておりますが、本法草案におきましては、むしろ制度の簡素化をはかるを適当と考え、これを一審制とすることとしたのであります。

第八は特許料を現行特許料の約二倍に値上げした点であります。これは主に経済事情の変化に伴う改正であります。なお、このほか多くの点において発明者または権利者の利益保護の強化、一般国民または第三者の利益と権利者の利益の調整、その他行政の改善をはかる等の見地から、現行特許法の諸規定を改善補完いたしております。

以上が本法草案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられまじようをお願い申し上げます。

ただいま提案になりました特許法施行法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

本法草案は先ほど提案の理由を御説明いたしました特許法が可決成立いたしました施行する際に必要な経過的事項を内容とするものであります。御承知のように法律の施行に必要な措置は、通常その法律の附則として規定するのでありますが、特許法につきましてはこれらの措置がきわめて複雑多岐にわたりますので、特に独立の法律として立案したものであります。なお、特許法の施行に伴う必要な措置のうち関係諸法令の改正につきましては、実用新案法、意匠法、商標法と共通する事項も少なくありませんので、これらの諸法案に関連するものも一括して別途提案することにしたしております。

次に本法草案の概要を御説明いたします。

第一は、新特許法の施行期日を規定したこととあります。本法草案におきましては、必要な政令、省令等を整備し、あるいは法令の内容を一般の人々に周知せしめるために必要な期間を置くことを考慮して、昭和三十五年四月一日から施行することとしているのであります。

第二は、現行法によって発生した特許権等を新法の施行後に、どのように取り扱うかということについて規定したこととあります。この点につきましては、現行法による権利を新法による権利とみなすという考え方をとっているものであります。

第三は、新法の施行の際の特許庁に係属している特許出願等の取扱いについて規定したこととあります。新法と現行法とは特許出願等の取扱いも異なり、新法の規定をそのまま係属中の特許出願等に適用しますと、出願人の不利益になる点もありますので、施行の際係属中の特許出願等につきましてはその手続が終了するまでは従前の例によって処理することとしたのであります。なお、このほか特許料に関する事項、特許補償等審査会に関する事項、罰則の適用に関する事項等について規定してあります。

以上が本法草案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられまじようをお願い申し上げます。

ただいま提案になりました実用新案法案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

実用新案法は明治三十八年に制定され、同四十二年及び大正十年の二回にわたる全面的な改正を経て今日に至っているものであります。従って現行の

実用新案法は、大正十年の制定にかかっているものでありまして、その後大幅な改正は行われておりませんので、他の工業所有権制度と同様、その全面的検討を行いまして、最近における社会経済情勢に即応するよう制度の整備改善をはかる必要があるものであります。

本法草案は、特許制度の改正案との調整をはかりつつ、昭和二十五年十一月に政府に設けられました工業所有権制度改正審議会の答申その他関係各方面の意見を取り入れまして作成したものでありまして、実用的考案の一その奨励をはかることとするものであります。

次に本法草案の概要を現行実用新案法との主要な相違点という角度から御説明申し上げます。

第一は、実用新案許可の対象を型から考案に改めたこととあります。現行の実用新案法におきましては、実用ある新規な物品の型について実用新案権を与えることといたしております。しかしこのような制度のもとでは単に型が新規であるということだけで権利が与えられることになり、既存の技術水準から見てもあまり考案力を要しないものに独占権が付与されることになるので、このような弊害を除くために改められたものであります。第二は、特許出願と実用新案許可出願との間に相互に先願、後願の関係を審査することとした点であります。

これは実用新案権の対象が型から考案に改められたため、特許権の対象と実用新案権の対象が同質のものになったことに基き改正であります。

第三は、実用新案権の存続期間について出願公告の日から十年を経過して

ましては、必要な政令、省令等を整備し、あるいは法令の内容を一般の人々に周知せしめるために必要な期間を置くことを考慮して、昭和三十五年四月一日から施行することとしているのであります。

第二は、現行法によって発生した特許権等を新法の施行後に、どのように取り扱うかということについて規定したこととあります。この点につきましては、現行法による権利を新法による権利とみなすという考え方をとっているものであります。

第三は、新法の施行の際の特許庁に係属している特許出願等の取扱いについて規定したこととあります。新法と現行法とは特許出願等の取扱いも異なり、新法の規定をそのまま係属中の特許出願等に適用しますと、出願人の不利益になる点もありますので、施行の際係属中の特許出願等につきましてはその手続が終了するまでは従前の例によって処理することとしたのであります。なお、このほか特許料に関する事項、特許補償等審査会に関する事項、罰則の適用に関する事項等について規定してあります。

以上が本法草案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられまじようをお願い申し上げます。

ただいま提案になりました実用新案法案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

実用新案法は明治三十八年に制定され、同四十二年及び大正十年の二回にわたる全面的な改正を経て今日に至っているものであります。従って現行の

いない場合でも出願の日から十五年を経過したときは満了することとした点であります。現行の実用新案法におきましては、実用新案権の存続期間は、登録の日から十年ということになっておりますが、実用新案権につきましても、特許権と同様に出版公告の日から仮保護の効力が生じますので、実用新案権の存続期間は出版公告の日から十年と改めました。なお特許権の場合と同じような趣旨から、その存続期間は出願の日から十五年をもって終了することとしたのであります。なおこのほか、新規性判断の基準に外国文献を加えること、権利侵害に関する規定の整備、審判の審級の二審制、無効審判の除斥期間の廃止、許可料の引き上げ等につきましても特許法案に準じて規定いたしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました実用新案法施行法案の理由及びその概要を御説明いたします。

本法律案は、先ほど提案の理由を御説明いたしました実用新案法案が可決成立いたしました施行する際に必要な経過事項を内容とするものであります。本法律案は特許法施行法案と同じく、法律の施行に必要な措置を特に独立の法律として立案いたしましたものであります。なお関係諸法令の改正につきましても別途提案することにしたしております。次に本法律案の概要を御説明いたします。

第一は、新実用新案法の施行期日を昭和三十五年四月一日と規定したことであり、第二は、現行法によって発生した実用新案権等を新法の施行後にどのように取り扱うかということについて規定したことであり、第三は、新法の施行の際特許庁に係属している実用新案許可出願等の取扱いについて規定したことであり、第四は、これらの諸点につきましても、すでに特許法施行法案の提案理由説明で述べましたところと全く同趣旨でありますので、詳細な御説明は省略させていただきます。なおこのほか、登録料に関する事項、罰則の適用に関する事項等について規定しております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました意匠法案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

意匠制度は工業所有権制度の一環をなすものであり、明治二十一年の意匠条例制定以来七十年有余の歴史を有するものであります。意匠制度は新規な意匠の保護及び利用をはかることにより、意匠の創作を奨励し、さらには産業の発達に寄与することを目的とするものであります。現在施行されております意匠法は特許法、実用新案法等と同様大正十年に制定されたものであります。今日まで大幅な改正を行ってこなく施行されてきたものであります。しかるに最近におきましては意匠の産業上に占める役割がますます重要

なものとなつて参りましたので、産業界における要請、社会経済情勢の変化等をも勘案し、現行制度の根本的整備改善をはかり、意匠の進歩発展をさらに促進しようと考え、工業所有権制度改正審議会の答申を基礎に本法律案を作成した次第であります。

次に本法律案の概要を現行意匠法との主要な相違点という角度から御説明申し上げます。第一は、意匠の新規性判断の基準を外国における公知及び外国において頒布された刊行物の記載にまで拡大したことであり、第二は、意匠法におきましては、国内で公然知られた意匠または国内に頒布された刊行物に記載された意匠は意匠権を与えられないことになっておりますが、国際的交通通信の著しい発達のためその新規性判断の地理的範囲を国内にのみ限ることはもはや適当でなくなつて参りました。特に意匠はその性質上、外観を通じて観察できるため容易に模倣、盗用ができるものでありますので、外国においてすでに実施されている意匠については新規性が無いものとして、権利を与えないように改める必要性は特に強いものがあります。こうした理由に基づきまして、外国で公知になつてゐる事実をも新規性の判断の際に考慮することとしたのであります。

第二は販賣、提示等の行為を新規性喪失の例外事由にいたしましたことであり、第三は、現行の意匠法におきましては、出願前に販賣、展示、見本の頒布等を行つた場合には、その意匠はすでに公知の意匠となつてしまふので登録を受けることができないものとなつてしまふのであります。意匠につき

ましては出願前またはその意匠の実施化に着手する前に販賣、展示、見本の頒布等を行うことによつて一般の反響を打診してみることが非常に多いのであります。このような産業界の現状にかんがみ、本法律案におきましては、意匠許可を受ける権利を有している者が出願前に販賣、展示等を行うことによつてその意匠を公知にした場合におきましても、その時から六ヵ月以内に出願すれば、いまだその意匠は新規性を失つていないものとして取り扱うこととしたのであります。

第三は意匠権の存続期間を登録の日から十五年とした点であります。現行の意匠法におきましては、意匠権の存続期間は登録の日から十年ということになっておりますが、本法律案におきましては諸外国の立法例等も参照し、さらには産業界の意見等をも取り入れ、これを登録の日から十五年に改めることとしたのであります。なおこのほか、権利侵害に関する規定の整備、審判の審級の二審制、無効審判の除斥期間の廃止、許可料の引き上げ等につきましても、特許法案に準じて改正いたすこととしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました意匠法施行法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

本法律案は、さきに提案になりました意匠法案が可決成立いたしました施行する際に必要な経過事項を内容とするものであります。

意匠法案の経過的諸規定は、きわめて複雑多岐にわたりますので、さきに提案されました特許法施行法案と同様、特に独立の法律として立案いたしましたのであります。なお、関係諸法令の改正につきましても、別途提案することにしたしております。

次に本法律案の概要を御説明いたします。

第一は、新意匠法の施行期日を昭和三十五年四月一日と規定したことであり、第二は、現行の意匠法によつて発生した意匠権等の新法施行後の取扱いについて規定したことであり、第三は、新意匠法施行の際特許庁に係属している意匠許可出願等の取扱いについて規定したことであり、第四は、これらの諸点は、いづれも、さきに御説明いたしました特許法施行法案と同様既存の権利の尊重と新制度への円滑なる移行を旨として規定いたしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました商標法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

商標制度の目的は、商標の保護を通じて商標の使用者の業務上の信用の維持をはかることにより、産業の発達に寄与することと、需要者の利益を保護することにあるのであります。我國の商標制度は、明治十七年の商標条例制定に始まり、以来七十五年の歴史を有するものであります。そして、この間明治三十二年の商標法の制定並びに明治四十二年及び大正十年の

全面的な改正を経て今日に至っている
のであります。

しかるに最近における経済の発展は
著しいものがあり、その中に占める商
標の地位も重要性を増して参り、この
ような事態に即応するため商標制度の
全面的な再検討が必要となつて参りま
した。政府は昭和二十五年以来工業所
有権制度改正審議会を設け、この問題
を慎重に審議いたしました結果、昭和
三十一年にその結論が答申されたので
あります。本法律案はこの結論に基
き、さらに関係各方面の意見を取り
入れて作成したものであります。

次に本法律案の概要を、主として現
行法との相違という点から御説明いた
します。

第一は、国際連合等の国際機関を表
示する標章及び国、地方公共団体、公
益団体等を表示する著名な標章を登録
しない理由に加えたことであります。
これは、これらの機関の公共的性格に
かんがみ、これらの標章を商標権の対
象に加えることは適当ではないとの判
断によるものであります。

第二は、存続期間を現行法の二十年
から十年に短縮したことであります。
これは、権利者が積極的に存続を希望
しないような商標権の整理を促進する
ためであります。

第三は、商標権を営業と分離して移
転すること、つまり商標権の自由譲渡
を認めることとしたことであります。
現行法では商標権をその営業と分離し
て移転することが禁じられており、そ
のため商標権の財産権的な地位が十分
に認められておりません。このたびの
改正では、経済界における実上の必要

にかんがみ商標権の自由譲渡を認める
こととしたのであります。

第四は、商標の使用許諾を認めるこ
ととしたことであります。現行法で
は、商標権の自由譲渡が認められてい
ないのと同様に、他人に自分の登録標
を使用させることも認められておりま
せん。しかし、経済界の実情はこのよ
うな道を開くことを必要としておりま
すので、この制度を新たに作ることに
したのであります。

第五は、防護標章制度を設けたこと
であります。これは現行法による商標
の保護の範囲が著名な商標については
十分ではないので、このたびこの制度
を設けて著名な商標の信用の保護に資
することとしたのであります。

第六は、団体標章制度を廃止したこ
とであります。これは、先ほど御説明
いたしました商標の使用許諾制度を設
けることにより、団体標章制度を特に
存置しておく実益がなくなつたため
であります。なお、このほか、権利侵害
に関する規定の整備、審判の審級の
審制、登録料の引き上げ等についても
特許法案に準じて改正いたしましたこ
とであります。

以上が本法律案の概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、可決せられま
すようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました商標法施
行法案の理由及びその概要を御説明い
たします。
本法律案は、さきに提案になりました
商標法案が可決成立いたしましたして施
行する際に必要な経過事項を内容と
するものであります。商標法案の経過

的諸規定は、きわめて複雑多岐にわた
りますので、特に独立の法律として立
案いたしましたものであります。なお、関
係諸法令の改正につきましては、別途
提案することにしております。

次に本法律案の概要を御説明いたし
ます。第一は、新商標法の施行期日を
昭和三十五年四月一日と規定したこと
であります。第二は、現行の商標法に
よつて発生した商標権等の新法施行後
の取扱いについて規定したことであり
ます。第三は、新商標法施行の際特許
庁に係属している商標登録出願等の取
扱いについて規定したことでありま
す。第四は、現行の商標法によつて発
生した団体標章権の使用権者の地位につ
いて規定したことでもあります。

これらの諸点は、いずれも、さきに提
案になりました特許法施行法案と同様
に、既存の権利の尊重と新制度への円滑な
移行を旨として規定いたしましたもので
あります。

以上が本法律案の概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、可決せられま
すようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました特許法等
の施行に伴う関係法令の整理に関する
法律案の提案の理由及びその概要を御
説明申し上げます。

本法律案は、さきに提案になりました
特許法案、実用新案法案、意匠法案及
び商標法案が可決成立いたしましたして施
行する際に必要な関係諸法令の改正を
内容とするものであります。

このように他法令の整理に関する事
項は、経過事項を規定した附則また
は施行法案において規定するのが通常
であります。特許法案、実用新案法

案、意匠法案及び商標法案に共通な事
項が少なくありませんので、特に独立の
法律として規定したものであります。

次に本法律案の概要について御説明
いたします。第一は、他法令において
引用されております特許法等の条文を
新特許法等の該当条文に改めたことで
あります。第二は、新法によつて制度
が廃止されるものは創設されたことに
関連して、関係諸法令中の表現を改め
たことであります。

以上が本法律案の概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、可決せられま
すようお願い申し上げます。

ただいま提案になりました特許法等
の一部を改正する法律案の提案の理由
及びその概要を御説明申し上げます。

さきに提案になりました特許法案、
実用新案法案、意匠法案及び商標法
案におきましては、いずれも特許料等
を値上げすることとしたのであります
が、その施行が昭和三十五年四月一日
からとなつており、公布と施行の間に
かなりの期間が予定されておりますの
で、あらかじめ現行法の特許料等を新
法と同様の額まで値上げをすることに
より新法への移行を円滑ならしめよう
とするものであります。

以上が本法律案の提案の理由及びそ
の概要であります。何とぞ慎重御審議
の上、可決せられますようお願い申し
上げる次第であります。

○長谷川委員長 以上で十法案につ
いての趣旨の説明は終了いたしました。
なお、各案についての質疑は後日に
譲ることといたします。

○長谷川委員長 天然ガスに関する件
について調査を進めます。

本日は、本件に關し、新潟地区の地
盤沈下の問題につきまして、参考人と
して、新潟県知事の北村一男君、新潟
市助役の五十嵐真作君、東新潟防潮期
成同盟副会長の田辺茂司君、新潟地盤
沈下被害事業者連盟の浦川信蔵君、東
京大学教授の坪井忠二君、帝國石油株
式会社社長長の岸本勘太郎君、日本瓦斯
化学工業株式會社専務取締役の江口幸
君、以上七名の方々が御出席されるこ
とになっております。午後に出席の予
定であります坪井忠二君を除く各参考
人は、すでに出席されておりますので、
この際参考人の方々に對しまし
て、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、公私きわめて御多忙中にも
かかわらず、当委員会に御出席下さ
いまして、まことにありがとうございます。
本問題につきましては、当委員会と
いたしまして、事態を重視いたしま
して、去る二月一日から三日間にわた
り委員会より委員を派遣いたしまし
て、現地の視察を行つた次第であり
ます。その報告もお聞きしたのでござ
います。本日は、直接現地の方々や
学識経験者等より御意見をお聞きすべ
く、御出席をお願いいたしました次第で
ございます。どうぞ忌憚のない御意見を
お述べ下さいませうようお願い申し上
げます。ただ、時間の都合もありま
すので、最初に御意見を述べ、願う時間
は、大体一人十五分程度にしたいだ
き、後刻委員から質疑もありますの
で、その際に十分お答え下さいませう
をお願い申し上げます。

なお、念のために申し添えておきま

すが、規則の定めるところによりまして、参考人の方々が発言なさいます際には、委員長が許可が必要でありますし、また委員が参考人の方々に質疑をすることはできませんが、参考人の方々は委員に質疑はできないことになっておりますから、以上お含みおき願ひたいと思ひます。

それでは、これから順次参考人の方々に御意見を述べいただくことにいたします。まず五十嵐参考人にお願ひをいたします。

○五十嵐参考人 地盤沈下の問題は、人口三十万の新潟市にとりまして、最も大きな関心事でございます。地盤沈下が初めてわかつたのは、昭和三十一年の十二月であります。時たまたま大きな高潮の被害が臨港埠頭に起つたのであります。そのとき、これは高潮ではなく、地盤沈下であるということが初めてわかつたのであります。私はその当時からのこの問題に関係をいたしまして、自來、地盤沈下に関する原図の調査並びに被害に対する対策の計画実施に當つて、今日まで参つたものでございます。

先ほど申し上げましたように、新潟市にとりましてはまた前古未嘗有の重大問題でございます。近く行われまする地方選挙においても、候補者の一人残らずがこの問題を取り上げることでありましょうし、またこの問題を取り上げなければ当選もおぼつかないというふうなのが、現在の現地の実情でございます。

私は、本日、原因の発表と、これに関連いたしました処置すべき一連の問題について申し上げたいと思ひます。が、その前に、この新潟市にとりまして

て死活問題でもある地盤沈下の問題を、国会におかれましてはこれを取り上げていただき、さきには本委員会の委員の方々がわざわざ現地を御視察願つたのであります。本日また本委員会におきまして、地元のおわれれに對しまして意見を開陳する機会を与えていただきまして、まことに感謝にたえない次第でございます。深く敬意を表しかつ感謝申し上げる次第でございます。

地盤沈下の問題は、現在、原因の論争よりも、いかにして抜本的な対策を講ずるかというところの方が、より緊急な問題であります。この点をよく御理解をいただきたいと思ひます。原因の問題をいろいろ論議していただくことは、これはまた当然必要なことであり、また大事なことであります。けれども、地盤沈下であるというものが、早く抜本的な対策を講じていただかなければならぬ、これが現在の実情であります。この点をよく御理解をいただき、被害の実情につきましては後ほどほかの方々からもいろいろお話があるかと思ひますので、私は、原因の究明の問題、被害の実情の問題等についてはくどくどとお話を申し上げないで、むしろ原因の発表と、その後起る当然処置されなければならぬ一連の問題につきまして、意見を申し上げます。

国会におかれましては、先月の予算委員会の模様を承わりますと、高橋通産大臣また永野運輸大臣の発言の内容からいたしましたとしても、原因の何であるかということにつきましては、おおよそ

の方向が打ち出されているものと考えられるのであります。しかし承わりますと、原因の発表は五、六月ごろであると同つておりますが、問題はその内容とその取扱い方であると考えております。内容につきましては、先ほど申し上げました通り、おおよそ想像ができるのであります。問題は、その取扱い方だと思ひます。科学技術庁がどういうふうな発表するか、通産省がこれをどういうふうな受け取るか、この問題が当面最も重要な問題ではなからうか、かように考えておるわけでありまして、科学技術庁では通産省が処理をするならば発表する、通産省では発表があれば処理をするというふうなイタチごっこでは、この問題は絶対に解決を見ることができない、かように考えておるものであります。

従いまして、おそろく科学技術庁の発表の内容も、明確に、原因は何であるかというところを示すものではないと思ひます。むしろ原因は何であるかという示唆を与える、方向を与えるものであると思ひます。その場合に、通産省がこれをどういうふうにして受け取るか、そしてこれをどういうふうな処置するかということが、きわめて重大な問題であると私も考へておるわけでありまして、この点につきまして、通産省の十分な御考慮と善処を私も心から期待を申し上げます。

原因の発表につきましてさらに大切なことは、原因を発表される場合においては、政府において十分な責任を持つて発表をしていただきたいということでありまして、いたずらに発表されたのでは、ただ混乱があるばかりだと思ひます。

従いまして原因の発表に當りましては、それに伴つて処置すべき問題を、はっきりした見通しを立ててその上で発表をしていただきたい、これが私どもの切実なる要望でございます。

この原因の発表に伴ひまして何を措置しなければならぬかという点につきまして二、三申し上げたいと思ひます。

第一点は、被害を受けておる住民とまた被害に困つておる会社、工場の措置であります。これをぜひとも考えていただかなければならぬと思ひます。住民は少し雨が降ると、長ぐつをはかなければ自分の家に入りができない、またすぐ水は床上にも上つてくる、こういう悲惨な状況であります。また会社、工場にいたしましては、あるいは鉄鋼あるいは石油あり、あるいは造船あり、その他いろいろ重要な工場がたくさんあるわけでありまして、これらの工場はいずれも地盤沈下による浸水に悩んでおります。ときには操業を停止しております。このままいくならば、おそろくあるいは閉鎖をしなければならぬ、あるいは移転をしなければならぬという状況にならうかと思ひます。現在すでに地盤沈下の対策に投資いたしました金額が約五億圓といわれております。また早急に処置しなければならぬ金額が五億圓程度といわれております。そういった合計十億圓程度の資金が必要だということになるわけでありまして、しかもこれらの資金に對しまして設備投資として課税をされるというふうな矛盾した事態も現在起つておるわけでありまして、従いまして

これらの資金に對しましても、長期かつ低利な資金の融通をぜひ政府において考えていただかなければならぬ、かように考えておるわけでありまして。

第二の問題は、県、市における財政負担の問題であります。私も、このように国土保安の立場から考えましてもきわめて重要な問題でありますので、一地域としての、新潟だけの問題であるというふうな考えをいたしたいは困る、かように考えておるものであります。しかも現在普通の公共事業の補助率しかいたいただいておらず、都市排水に至つてはわずかに三分の一の補助しかいただいておらない、こういう実情であります。これでは、県、市の財政は破綻するばかりであります。従いましてこの対策事業の補助につきましては格別の御配慮をいただきまして、補助率を大幅に引き上げていただきたい、そうでなければ、県、市の財政は破綻をしてしまふ、このことを特にお願いいたしたいと思ひます。

第三に、ガス産業の助成についてこれまた十分に考えていただきたいと思ひます。御承知のように日本では石炭石油等のエネルギー資源が非常に乏しいといわれております。そういう際に天然ガス資源といふものが、いかに重要なものであるかということは申すまでもないことであります。しかも新潟がその宝庫であるといわれております。従いましてこれらのガス産業が新潟に在る大きな役割を持つておるかというところもよくおわかり願ひます。従いましてこのガス産業をどういうふうにして伸ばしていただけるかということも十分お考え願ひなければならぬ、かように

思うものであります。たとえば天然ガスのくみ上げが、地盤沈下原因の一部であるとかりにいたしました場合に、おそらく住民の住んでおる市街地における天然ガスのくみ上げはやめていたかなければならぬと思ひます。その際にはかの地域からガスをくみ上げるといふとしますと、排水の關係あるいは輸送距離の延長等の關係等から当然コスト高になり、産業的に採算がとれなくなるわけでありまして。その場合に、これに助成をしていただくということが新潟のガス産業を伸ばしていく上には、どうしても必要なことであると思ひます。おそらく通産省では具体的な案もいろいろ考へていただいておりますと考へておりますが、この点につきましては、特に善処をお願いしたいと思ひますのであります。

以下申し上げました被害を受けておる住民、会社、工場に対する復旧資金の長期低利の融資と県、市財政の負担の軽減とガス産業の育成、この三点につきまして、原因の発表と同時にこれに対する処置を要する問題として申し上げたわけでございますが、最後に特にお願い申し上げたいと思ひますのは、前にも申し上げました通り、これはいづれにいたしましても貧弱な県、市の財政あるいは地元の経済状態で解決し得る問題ではございませんので、あくまでも政府の責任において原因の発表をし、これに対する一連の事業の処理を政府の責任でお考へ願ひたいといふことを、特に要望をいたしたいと思ひますのであります。

以上簡単にございしますけれども、原因の発表に伴う処置を要すべき一連の問題につきまして現地の要望を申し上げ、意見を開陳いたしました次第であります。

○長谷川委員長 次に田邊茂司君。

○田邊参事 新潟の地盤沈下の問題に關しまして、県、市並びに政府の特別の御援助をいただいておりますことを、まづもって感謝申し上げます。

三十一年度の暮れから確認されました地盤沈下の進行は、その後ますます猛威をたぐましくいたしました。現在一日約一・四ミリの沈下速度を示しているような状態でございます。これにつきまして居住市民の不安は非常に大きなものがありまして、早急にこれに対する対策を要望してある次第でございます。いろいろの今までの現象対策におきまして、一応応急の施設をしていただいておりますけれども、例を申し上げますと、その工事の途中、昨年の二十一号台風のときには、山ノ下だけで床下浸水が一、三千三百、床上浸水が百八十戸をこしているような状態でございます。こうなりまして特に沈下のはなはだしい地域の市民は、夜寝るときに子供の服装を解かないで寝ているような状態でありまして、御承知の通り高潮が参りますときには、まことに急激に参ります。夜中にも参ります。朝方も参ります。こういうような状態では市民は不安で子供の服装を解いて安らかに寝ておられない状態が、もう約二年も続いております。衛生環境の面においても非常に憂慮すべき状態が示されておるのであります。市民は一日も早くこれに対する根本的な対策を講じてもらいたいと念願しておる次第でございます。政府におきましては、すでに沈下の被害に対して、ある程度の方策を講じておられることは現実が示す通りでありますけれども、その原因の防止並びに除去に至っては、まだ何らの方法も方策も立てておられないといふのが現状でないかと思ひます。これについては新潟市民としては非常な不安とふんまんを持っております。特別調査委員会の御調査のありまして、特別調査委員会の御調査の方も相当に進んでおられると、昨年の地盤沈下対策連絡協議会で市民大会を開きました結果、通産省にも陳情に参りまして当時の鉱山局長さんあるいは安芸委員長にお目にかかった際にもお伺いしたのでありますけれども、すでに当時調査はほとんど出そろつておる、本年の一月十日前後にはなされるのであらうというようなことを伺ひたいとして、喜んで帰つて、その旨市民に報告してあるわけでありまして、たまたま安芸委員長の外遊その他の關係もありまして、今日に至るも発表がまだなされてないといふことは、ますますもって市民の不安と疑惑を高めているような状態でありまして、委員会には何か特別に圧力が加わつておるとか、あるいは政治的な關係において発表を握りつぶしておるのではないかといふような疑惑が、市民の間に行き渡つていようような状態でありまして、一日も早く原因を発表なされて、これに対する根本的な対策を講じていただくことが、現在われわれの一番望んでいようところであります。申すまでもなく、沈下の状態が深刻化するともに、事業会社の方の支出もただいま五十嵐さんが申された通り、すでに設備の転換あるいは対策費の支出が五億にも及び、また今年も同額程度の支出を要するといふようなことで

ございますが、これは期せずしてわれわれ労働者に転嫁され、しわ寄せされるような状態でございます。そのためにも当然与えらるべき賃上げの問題も行き詰まつていようような状態であり、かつある工場に至つては賃金の貸付とか、賃金不払いのような状態が起きておりまして、新潟市一万六千三百の労働者は非常な不安を持っております。また沈下による状況が進むにつれて、たとえば港湾労働者のこときに至りましては非常に労働の過重、危険を伴つておるような状態でありまして、なお厚生、衛生その他の面におきましても、港湾地帯における安全、道路の破壊等の修理が非常に不完全なものでありますので、この方面における労働者の困難も非常に加重されているような状態でありまして、われわれ市民の常識的判断をいたしましたのは、特別調査委員会の審議を待つまでもなく、これはわれわれしるうとの判断でありまして、まづもって一審大きな原因は、天然ガスの採取に際してくみ上げる水の關係ではないかといふことを考へておるのであります。その他港湾浚渫によるヘドロ説あるいは地盤変動説等もありましようけれども、われわれが身をもつて確かにそうであるはずだと考へられる原因は、地下水のくみ上げによる、かように判断して疑ていないのであります。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、通産省といたしまして、まだ研究発表がなされないで、その対策が云々と申しておられるようでありますけれども、調査は、とにかく沈んでいくことは現実の問題です。そうしてわれわれはその上に住んでおるといふこ

とです。これは一日も早く一刻も早く、その原因を除去して、根本原因の方法をとつてもらわなければ、安心してあそこにおわれわれが生活できない状態でありまして、この点につきましては、ガス企業の方の最近なかなか協力的になつてきたやに見えて、山ノ下地帯におけるある程度のガスの自発的なくみ上げ停止というような措置も講じられておるようでございしますけれども、業者の方にもっと御協力をお願いしなければならぬ、あるいは通産省の方でも徹底的な処置を講ずる以前でも、業者に対する運営、指導の面において、しかるべき方法があるのではないかと考へております。どうぞこの点につきまして、発表いかんにかかわらず、一刻も早く御処置あらんことを希望している次第でございます。いろいろ申し上げたいこともございしますけれども、一応この程度をもって私の陳述を終ります。

○長谷川委員長 江口孝君

○江口参事 私は天然ガスを使つて仕事をしております者の一人としての考へ方を申し上げてみたいと存じます。

新潟は御承知の通り、日本で天然ガスを最も多量に産出したところであります。今から八年ほど前に、私もそれが化学工業に利用することを考へまして、最初に天然ガスからメタノールを作ることを考へ、現在においては、日本において最大の生産能力を持つておりまして、年産六万トンの化学工業となつた。次いで松浜地区に今度は肥料を作りますところのアミノア、硫酸、尿素を作ります工場を建てまして、これまた今春備安換算年産四十万

トンという日本における最大の肥料工場の一つにまでなつて参りました。どうしてこういうことになつたかと申しますと、ひつきょうするに、経済的に見ますならば、天然ガスが安い、石炭よりも、石油よりも天然ガスが安いから、こういう仕事は次々と発展して参りました。私もこの仕事を始めました。日本における同業者二十数社が同じく天然ガスに着目いたしました。これに転換しようというので、はからずとも国内に天然ガス・ブームを起したのでございます。ところが、ちょうどこの天然ガス化学工業というものが、やうと日本においても芽を吹いたというやうな、まことに不幸にも地盤沈下の問題が起つて参りました。ただいまその原因については、科学技術庁において調査して下さつておりますが、あるいは天然ガスをとるための地下水のくみ上げ過剰によるのではないかと、あるいは疑問がかけられて、私も非常にこれを悩んでおる。一面においては、やうとこの日本における大産業の一つである肥料の製造ということが、国際レベルまで持っていけるというやうな、まことに難問題が起つた。しかし、私もやはり市民に御迷惑をかけてまでこの仕事をあくまで強行せねばならぬという筋合いのものではないと思ひます。どこまでもこれは良心的に行きたいということ。もしもガスにその原因がございしますならば、これはまことに大へんなことであるから、早く原因を究明して、私も明示してもらいたい、それによつて、私もとはいかやうにもまた方向転換して適当な措置をとらなければならぬというふうな考え

て、その原因のはつきり出てくるのを、実は鶴首して待つておるような次第でございします。ところが、これは大へんむずかしい問題でございまして、日本のみならず世界各国において地盤沈下の問題は、そこにもここにも起つておる。そしてこの問題は、学理的に調べて参りますと、実にむずかしい問題となつて、これをはつきりと明言するまでには相当な時間を要するということが、どこの国でもわかつておる。そこで、それでは私も新潟市民の感情も勘定に入れなければならぬということ。このたび新潟の地盤沈下の最もひどい場所において、ガス業者は自発的に日産十三万五千立方メートルという大量のガスの採取をためたのであります。一口に十三万五千立方メートルといひますけれども、これを経済的に見ますと、千立方メートルをもつてアンモニアが一トンできる、また一トンのアンモニアから一・六トンの尿素ができる、一トンの尿素は四万円の価値を持つてゐる、従つて、これを年額に換算いたしますと、三十億円に相当するのでございします。けれども、私もそれはそういう問題でないから、一応このガスをとめて、そのうちに原因をはつきりするだらうからというこゝで、このガスをとめたのであります。そうして、と同時にいろいろ親切に考へて下さる方がございまして、この原因がはつきりするのに時間がかかるであらうから、しばらくの間新潟市中心部からガスの採取をやめて、新潟市の周辺あるいは郊外の方の遠距離にこのガスの採掘というものをずつと疎開していつて、これをガス・パイプでもつてつないで、それをガス業者

に供給してみたらどうかというような議論が、地元においても最近行われるやうになり、またこれは相当真剣に考へられてきております。そこで、私はこの考え方はきつめて妥当な考え方であらうと思ひますけれども、ガスを取り扱う業者として一言だけこれについてこの点だけは考慮に入れておいていただきたいということを申し上げてみたいと思ひます。

ただいま申し上げましたやうに、天然ガスを使うということは、ガスが原料として安いということ。ガスが原料として安いというところでございします。もし天然ガスの値段が一立方メートル八円以上になりますと、もはや天然ガスの経済的の値打ちはなくなつてしまつて、それくらいだったら石油を使った方が安上がりということになつてしまひます。そこで、国際市場において私もこの製品を戦わねばならない。ただ安いということにかかつてゐる。しかるに、かりに私も新潟と長岡あるいは直江津というふうな遠距離の地区にガス・ラインをもつてつないでみると、いろいろなことを考へて、いろいろのケースを勘定してみますと、一立方メートルについて二円ないし三円コスト高になつて参ります。そうすると、現状において新潟天然ガスの値段は一立方メートル六円ないし八円くらいのところ。それによつて、二、三円プラスしますと、八円以上十円くらい値段になつて参ります。そういう値段で一体製品が国際市場に持つて出れるかという、これは全く不可能であります。

これを数字をもつて申し上げます。まず日本の状況を申し上げますと、現

在国内において四百五十万トンくらい硫酸換算肥料を生産してあります。そのうち国内使用は二百七十万トン、外国に輸出しなければならぬというのが百八十万トンで、その輸出をしなければ、この産業は成り立つていかないと、この状況であります。是非でもこの百八十万トンの肥料を輸出しなければ食つていられない、これにたがふところの何万人かの労働者も食つていけなくなる、こういうことになつて参ります。その輸出しなければならぬ百八十万トンというものは、たとへば硫酸にしますと、一トンについて四十ドルというやうな安い値段、ところが今日国内においてどれくらい生産費がかかるかという、やはり五十ドル以上かかつてゐる。従つてこの輸出会社は年々大量の赤字を積み重ねながら現に数十億の赤字を背負つて、苦境にあえいでおるのであります。しかるに、外国は一体どういふ状態にあるかということ。をぜひ頭に入れておいてもらいたい、そのために私はイタリアの地図をここに張りしました。これはイタリアの北部の地図でございしますが、赤線を引つてございしますのは天然ガスのラインでございます。つまり天然ガスをクモの巣のやうに引き回してございします。しかもこの天然ガス・ラインは三十気圧ないし四十気圧の高圧力のもとに引つておられます。それから青線の引つてありますのは、新潟と同じやうに水ともなつてくる水溶性天然ガスでございます。これはイタリアにおいては半官半民の会社が全部これをコントロールいたしております。その産額、これは一九五五、六年の統計でございしますが、年産実に六千億立方

メートル、これを日本に比べますと、日本の約二十倍でございします。そういうものを一つの会社がコントロールしてやつておられます。そうしてこれは井戸元においては実に一立方メートル八十銭、日本における価値の十分の一であります。そしてこれをガス業者に供給いたします場合には、税金その他を加へまして四円五十銭、これを燃料とする場合には日本の金にして七円というやうなことでございまして、日本の業者の使つてゐる原料と比べますと、実に安い原料を供給してゐる。しかるにそのでできた品物はどうかといひますと、日本では硫酸といひましてわずかに一トン五十二、三ドル、しかるに諸外国、欧米の値段を見ますと五十、七ドルから六十、七ドルというふうな国内価格は高くして原料は安くする、これはどまてに諸外国、欧米各国においてはこの産業をあらゆる面からよく指導していつておるのでございします。日本の現状におきましては、原料は高い、外国に出すときにははつきりとして四十、五十ドルというやうな輸出輸出をしなければ食つていられないという状況になつておる。でございしますから、かりに政府におかれまして今後いろいろこの問題をお取り上げ下さいます場合には、どうしても諸外国においてこういうことをよく考慮してやつておられますことを御研究下さいまして、これをお取り入れいただきましますようにお願い申し上げます。これが私の申し述べたいことの一つでございします。

それから左の方の地図に赤くぬつてございしますところ、あの付近が地盤沈下のひどいところ。でございまして、ガ

ス工業者としてはここを自発的にガスをとめております。ところが私どもまだ原因がはっきり明示されないうちに、このガスを中心部から自発的にとめてしまったということは、ただいま申し上げましたように非常な経済的な大きな犠牲の上に立っているわけでございます。従ってこの地区におけるガス井戸をずっと郊外に疎開していきつつございしますが、この疎開井戸を開設いたしますような場合には、ぜひとも政府におかれましては御同情あるお取扱いを優先的にいただきますようお願いいたします。これはいろいろと御考慮をいただいておりますのであります。重ねて業者として懇願申し上げた次第でございます。

それからなおもう一つつけ加えさせていただきます。これはガス業者からお願いしていることでございまして、天然ガスは一応地盤沈下の原因の一つではないかと申されております。私どももそうであってはならぬのでいろいろと心配いたしております。現に臨港地区に参りまして工場または住民の方々が非常に現実に地盤沈下に悩んでいらっしゃる状況を見まして、ほんとうに私も御同情にたえない次第であります。しかるにここに非常に不思議なことがある。と申しますのは、私はここに写真を持って参りました。これは万代橋ができましたときに、昭和四年に新潟県において編さんされましたパンフレットです。これにでき上ったときの万代橋の写真が出ております。しかるにこれはきのう私が上京いたしますときに、きのうの朝、私は万代橋の写真を撮影してみました。三十年前の万代橋と現在の万代橋

はほとんど変わっておりません。つまり臨港地区における地盤沈下はものすごい勢いで沈下しておるわけですが、あれから千メートルばかりしか離れていない万代橋は、三十年間かくのごとくほとんど変化していない。ほんとうにこれはどういうことであるか。また私はガス井戸を疎開するために、ずっと新潟の北の中条の方へ参りました。これからガスを採掘しなければなりません。ものですから、地盤沈下でガス業者が悩まされては困ると思ひまして、あらかじめ私はその写真撮影をいたしました。ところがこれは驚いたことに、ガスを採取しないのにこの地区は神社も民家も道路も水びたしになつて、ひどい地盤沈下が認められるのであります。これは私はここに写真を持って参りました。そこでこの付近における地盤沈下というものは、なるほどガスもあるいは御調査の結果、原因の一つとして出て参るかも知れません。いわゆる護岸地区がこういうひどい沈下、またこの臨港地区からほんの千メートルしか離れていない万代橋がほとんど沈下していない。あれやこれやを考えると、実に不思議なことがございします。そこで私はこれはほんとうに全力をあげて御調査していただきたい。ことに私どももいろいろといたしまして申し上げたいのは、あの大河津の分水の出口に千町歩からの陸地ができている。そうしてこの一方において信濃川の川口は、どんどん侵食されていくということと一連の関係があるようにも思われます。従ってこういうこともガスの原因調査と同じウエートを持って、どうぞ一つ御研究、御調査をお願いしたい。もしガスをとめて地盤沈

下がとまってくれば仕合せでございます。しかし私どもがガスをとめて地盤沈下がさらに継続する場合には、それだけ手おくれになるということが考えられますので、この調査というものはあらゆる角度から同じウエートを持って進めていただきますと、後になつて大きな手違いにならぬとも限らないということを私はほんとうに心から考えております。

こういうことを申し上げまして、御当局の何かの御参考になりましたらと思う次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○長谷川委員 次に浦川信蔵君。

○浦川参考人 私は被害事業者連盟の一員としてここに話しを申し上げます。ことに参りました。当委員会の先生方、代表の方が先般新潟へおいでになりました。被害状況を御視察していただいたのですが、全般のお方に被害の状況を参りまして、御披露を申し上げたいのであります。

まず代表的な会社から五つばかり取り上げて申し上げます。まず北越製紙であります。これは新潟地区にございまして、御承知のように、紙をお作りになつておる。あそこは地盤がだんだん下つて参りまして、貯木場及び構内のところの水位がわずかに五センチから十センチぐらいいしかグラウンド・ラインとの差がついていない。従ってこれ以上下りますと、その工場敷地がこの冬あたりになりますと、全部水びたしになる。現在工場側におかれましては、再々砂を貯木場に入れられておりますけれども、あそこをこらんにありますと、もう泥濘です。従って貯木されて

おる下の材木は腐食して、製紙の原料にならないというふうな状態でございます。またあそこは事業の性質上日々十五万立方メートルの水をお使いになります。この自然排水が今は困難だというふうな状態でございます。これを繰り返していきましますと、もうすでに現在でも水位とグラウンド・ラインとの差がわずかでございしますが、この冬になりますと構内が使用にたえなくなる。従ってうんとかさ盛りをするとか、あるいはどこかへ移転するとかというふうな状態になつております。

またその次に、隣にあります通船川を隔てて向い岸にあります日本鋼管さんでは、今電気製鉄をおやりになつております。この炉の周囲の水位がやはり高くなつておりました。御承知のように電気炉の中に水が入りますと、爆発するおそれがあります。従って現在はその炉の間に井戸を掘って排水をなさつております。これは通船川、大山運河という水位から見ますと、ほんのわずかの差がついていただけでございます。

それから信濃川の対岸へ参りまして、新潟鉄工さんの話を申し上げます。と、あそこは場所によりまして、もうほとんど水位とグラウンド・ラインとの差がついていないというところがございます。あそこは造船をおやりになつておりますが、船台に年々水が上つて参りまして、現在では船の建造のプロペラのドックが水浸しになつて工事ができないという状態になつております。またその対岸の山ノ下工場では、あそこはエンジンの铸件をおやりになつております。これが以前は地下に铸件の型を置いてお作りになつて

おりましたが、現在では工場の路面の上に铸件を置いて、作業をなさつています。またその炉も出火がございします。が、今少し地下にもぐつております。これが一とき水が入りますと、やはり爆発の危険が起る。

それからその次の信濃川河口にございします臨港開港さんの状態は、あそこは漸次護岸が沈下していきましますために、港としての機能が今半減されていくといつても差しつかえない状態でございます。先般県の手で防潮堤をお作り願つたのでございしますが、これがそのままの以前の護岸のかさ上げです。と、まだ港の力も発揮できるのでございしますが、これがうしろへ五メートル下つて工事されましたために、そのところは荷役ができないというふうな状態になつております。また自費で護岸のかさ上げをおやりになったところも、昨年の七月はちょうどその境目が水面であつたのが、ただいまではその境目が十数センチ水の下になつております。ここも新潟の重要な港でございます。年開三百万トンの移出入をされております港が、沈下されていくためにその機能が停止してくるというところは、非常に大きな問題であります。しかもその周囲にございします倉庫、これは毎年冬の季節風、及び夏の台風、この季節になりますと、護岸が下つておりますために、大きな波を受ける。従つて倉庫自体がそのときは水浸しになつて、現在では各倉庫ともコンクリートで一メートルの土台を築いてお使いになつておる状態でございます。従つて昨年暮れの新潟米の貯蔵も、その機能が半減されてしまつておるというふうな状態でございます。裏日本唯一の港で

ある新潟港が機能が停止するというこ
とは非常にゆゆしき問題じゃないか、
こう考えております。

また最後に、私の工場は、昭和九
年程度は、手前どもの工場から海岸線
まで相当距離がございました。しかも
砂丘があつてグミ林になつておつた
という記録がございますけれども、年々
海岸が決壊して参りまして、現在では
もうすでに工場の裏が波を打つてお
る。しかもこれは地盤沈下と関係がな
いと思ひまして、私も自分の手で護
岸を行い、また海岸決壊防止の縦堤を
四本築き、それを防いでいたものであ
ります。現在ではその縦堤がすでに一
メートル六十センチ水面から下つて
いつてしまつておる。こういうことで
私どもの方の工場も現在の水位と地表
面との差は、わずか五十センチくらい
になつており、しかも潮が上つて参り
ますとその水位が上つてきて工場の一
部は水浸しになつております。御承知
の通りに私どもの工場では燃料を扱
ておりますので、構内が水に侵されま
すと、これはまた相当危険性を伴つて
くる。昨年度の予算をいただき、また
今年も裏の護岸がかさ上げされてい
ただくことになつておりますので一応高
潮及び季節風による波の被害は食い
めてもらつておりますけれども、ここ
一年先、二年先になりまして、現在の
状態で推移していきまして、一メート
ル半、二メートルというふうな沈下し
てきます。そうしますとせっかくの護
岸も年々それだけかさ上げていか
ければならぬ。また私どもの方の装置
全体といたしまして、そういうふうな
低位置になりますと、これらの操業が不
可能になるというふうな状態になつて

おります。この問題が一刻も早く解決
していただきますと、新潟市にあり
ます各重要工場そのものの運命実に危
いところに行つておりますので、一刻
も早く対策を講じられ——しかも年々
の対策費というふうなものが増えて、
根本的の対策をお考えになりまして、
何年継続事業になるかわかりませんけ
れども、一刻も早く着手していただき
たい、こう思つております。もう現在
が各工場ともすでにそのたえ得られる
限度になつてきております。これが一
年間先になつて原因がどうのこうのと
言われまして、その原因がわからなけ
れば対策ができませんというのでは極端
な例かもしれませんが、死亡診
断書にならないように一つお願いした
いのです。原因がわかつたが、海の中
から煙突が出ておつたというふうな状
態ではまことに困ります。

大体被害状況は簡単でございました
が御説明を終りまして、あと私どもの
要望を少し申し上げたいと思つてです
が、先ほどの一刻も早く沈下対策の根
本的対策を立てていただきたいという
こともその重要な大きな点で先に、
ちよつと触れてしまひましたけれど
も、われわれ事業者といたしまして
先般いろいろの会合を持ちまして、この商
工委員会にて要望書を出しました。た
だいまお手元にお届けしたと思ひます
が、ちよつと朗読させていただきます。

「新潟地区の地盤沈下に関しては、
常日ごろより種々御配慮をわすらわ
し感謝いたしております。沈下の深
刻なことはすでに十分御認識をいた
だいてのことと信じます。この沈
下原因探求については、御当局の御

努力で大体の原因はつかめたよう
ですが、まだ公的発表の段階に立ち至
っていないことはまことに遺憾に存じ
ます。われわれ沈下被害事業者は、
このままでは座して死を待つにもひ
としい状態と判断し、相集まつて昨
年十一月連盟を結成し、全力をあげ
て事態解決のために渾身の力を傾け
て参りました。これにより天然ガス
鉱業会新潟支部と協議し、同支部よ
りガス坑井六十本、ガス量一日十三
万五千立方メートルの採取停止実行
の確約を得ました。これに反し、政府
におかれては何ら積極的に新潟地区
の地盤沈下を阻止する手を打たれて
おりません。はなはだもの足りぬゆ
えんです。

われわれが現在まで沈下のために
投下せざるを得なかつた対策工費
はすでに巨額に達し、今後の予定対
策も全く想像以上ですが、二年後の
御当局推定沈下量一メートル五十
センチにでも達すれば、われわれ事業
者はすべてを放棄せざるを得ないと
存じます。」

次にその明細を申し上げますと、北
越製紙、石井精密、丸肥運送、三菱金
属、日本海倉庫、日本鋼管、日本石
油、新潟アスファルト、新潟電気工
業、新潟鉄工所、新潟臨港開発、新潟
硫酸、日新燃料、日東硫黄、小野田セ
メント、島本鉄工所、昭和石油、杉治商
会新潟工場、滝沢運送、これら諸会社
の総額をあげますと、現在までに投下
した沈下対策費が四億五千万円にな
つております。また計画中の沈下対策費
として五十二億の巨額に達してござ
います。またこの全会社が放棄したとい

場合には一千一億の巨額の数字にな
ります。

「このほか沈下によつて惹起される
危険及び生産上の損失は枚挙にいと
まなし。連盟各社でこの巨額に達す
るから、他の沈下工場、住宅、商店等
を計算するなら天文学的数字になる。
以上の通りですが、事態はまこ
とに切迫しております。われわれと
してはこの苦境を切り抜けるために
何はともあれ、政府の果敢な沈下防
止策を現実に打ち出すことを強く要
望いたします。現在われわれが御当
局に強く期待する事項は、要約すれ
ば次の諸項目に尽きます。右事情御
賢察の上本件強力に推進下さるこ
を懇願いたします。

一、原因の早期究明及び沈下防止の
積極的行政措置、二、沈下対策費の全
額国庫負担、三、第二項目が決定す
るまでの長期低金利融資、四、以
上を実現するに可能な立法措置、五、
恒久的沈下対策の早急実施」

以上、新潟地盤沈下対策被害事業者
連盟会長大久保賢治郎の名前でもつ
て、要望書を皆さんのお手元へ出して
ございます。これをこらになつてい
ただきまして、一刻も早く根本的な対
策をお取り上げ願つて、すぐに実行し
ていただきたい。これは私も科学屋
の一人といたしまして、ガス工業の勃
興ということにつきましては双手をあ
げて賛成をしているものでございま
す。先ほど来各参考人が申し上げまし
たように、住民の不安と工場の放棄と
いうような大きな問題がございます
ば、これは何らか他の方法でもつて、こ
の工業を育成するという手段をすぐ
おとりいただかなければならぬのじや

ないかと思ひます。先ほど例をあげら
れましたが、これがもうすでにわれわ
れの行く先を示しているのではない
か。しかも新潟県全体には相当のガス
量がある。ですから沈下に影響のある
ところは、まずその原因の究明とか対
策には相当長期にかかりますので、い
ろいろこれを国家的の観点から御検討願
つて対策費を出すにいたしまして、い
ずれこの新潟地区のガスはなくなるは
ずです。そうすればいずれ遠距離から
持つてこなければならぬ。そうしま
すれば将来に起る遠距離から持つてく
る点を現在行なつていただいて、今の
新潟地区の地盤の沈下の原因をその間
はつきりさせて、またガスの採掘工法
も今までのいろいろな何つておりますと、
ガスをくみ出さないで地下からガス
を抜く方法はないか、あるいは沈下さ
せないで、何らかの方法はないかと
いろいろ御検討下さり、また御研究に
もなつていと思うのであります。そ
ういう研究は一日にして成るものでは
ございません。そこに相当時間も必要
と思ひます。従ひまして先ほど申し
上げましたように、遠距離からまず
持つてきてその間の時間をかす。そう
して新潟地区に沈下を起さないような
方法が決定されましてから、新潟地区
のガスをおとりになるということにす
れば問題ないじゃないかというふう
に、私しろうとなりにも考えておるの
でございいます。それからまた新潟港の
問題にいたしまして、将来日ソ貿易
の開始とか、あるいは中東貿易の開
始、また南方貿易の増額というふうな
ことから見ましても、先ほど原素を百
数十万トン輸出しなければならぬとい
うようなことを伺ひましたけれども、

これらもやはり新潟港が活発に動いてこそ、あそこは初めて有利にそういう地区に出せる唯一の港じゃないか、こう思いますので、港の沈下をさせないで強化をさせていくことが非常に重要でないだろうか、こう思っております。私も被害事業者連盟といったしましては、現在もうすでに巨額な費用をそこに注ぎ込んで、目先の弥縫策でございますけれども対策をやっております。もうこれ以上進みますと、とうていわれわれの負担にたえないというような状態でございますので、抜本的対策を至急におとりになって、来年度と言わないで、本年度のうちからその御計画の一端を出発されるように、くれぐれもお願ひ申し上げたいのであります。なおまた皆さん方もぜひ新潟の方にお出かけになりまして、全員の方がすべて調査され、そうしてこういう殿堂でなくて、新潟市においてこういう会議を持っていたきたい。そうして十分認識されまして、すべてに対処していただきたい、こうくれぐれもお願ひ申し上げまして、私の話を終りたいと思います。

○長谷川委員長 岸本勘太郎君。

○岸本参考人 私は帝國石油株式会社社長でありまして、同時に天然ガス工業会の会長をいたしております。

帝國石油は新潟市及びその周辺におきまして約半分以上のガスの生産を受け持っておりますが、この新潟市の地盤沈下の問題は、一昨秋ごろからやかましくなりまして、非常に心配をいたして参っております。実は帝國石油といたしまして、東洋高圧と提携いたしましたして、新潟市にそのガスを利用しての化学工業を興しております。約

六十億円の投資もいたしておりますので、新潟市の地盤沈下というものについては会社としても非常に心を痛めたのであります。中にもこの山下地区の住民の方々の御難儀というものをみますと、まことにゆゆしい問題だと思ひまして、それで昨年の春、政府におかれては原因調査を進める御意図があるということを承わったのであります。ガス工業会といたしまして、至急に中立的に、そして厳正に徹底的に原因の御調査をお願いしたいというので、その促進方についてお願いいたしまして、その結果資源調査会の下部機構として新潟の地盤沈下対策特別委員会というものができて、今調査をしておられるわけなんです。今調査をしております。今まで何かあそこのガスを採取することが会社の利益であり、業者の利益であるのかとよく考えられておるやに仄聞するのでありますけれども、決して私どもはそんなものではないのであります。私どもとしては新潟市民の御不安を除き、新潟市ともにも共存共栄をしたいという一念以外に何もありません。

それで、調査が始まりましてから、この辺約二里四方は去年の十一月から新しい井戸を掘ることをやめております。ただいまこの区域で二十四万立米のガスが出るのですけれども、新しいところを掘らないで補給をいたしませんと、六、七年たつと全然とれなくなります。それから赤線の内に入りますところが大体一里半四方くらいのものであります。それは青線の中に入っておりますけれども、大体これが一日に十三万五千立米あります。これはこの二月の三日から採取を全然停止いたして

おります。それによって現地の不安焦燥が少しでも休まっていたら、調査の進行についても便宜を得られるのではないかといいことであります。今後原因が調査されましたならば、私どもとしては快く政府の御指導に従おうと思っております。何らそこに利己的な考えを持っておりません。ただお願いしたいことは、新潟の天然ガスというものは、日本にはきわめて少い貴重な資源でありまして、もしも科学技術庁あたりの力によって、単に原因を究明するだけではないに、こうすればガスがとれるのだ、あるいは井戸の間隔を広げるとか、あるいは深度に制限を加えるとか、あるいはガス水をくみ上げるのを制限する——いざれそういうことは立法措置に待たなければならぬ問題であります。けれども、そういうことによつてあそこのガスが利用できるという事になれば、これはただ単に新潟市の繁栄だけではないに、日本の経済のためにも非常に大きな問題じゃないかと思っております。

重ねて申し上げたいことは、少くとも私の会社といたしましては、新潟市とともに共存共栄でいきたい、そうして日本にある貴重な資源を十分に活用して、日本経済に寄与したい、こういう思っておりますので、いづれまた立法の措置とか、商工委員会として御調査もあることと存じますが、何分ともよろしく願ひたいと思います。

○長谷川委員長 北村一男君。

○北村参考人 市の助役が申し上げましたように、新潟市の地盤沈下の問題を本委員会でお取り上げになりました、われわれに参考意見陳述の機会を

お与え下さいましたことは、まことに感謝にたえないところでございます。

地盤沈下の苦惱もしくは不安に満ちた生活は、他の参考人からお述べになりましたから、あえて私が申し上げる必要はないと思ひますので割愛いたしまして、今おのおの立場からはつきりはおっしゃらなかったものであります。市民の間に、また県議会などの間に、ガス説と、それから港を浚渫したためにすべり出すという説の二通り、そのほか日本海の海底が沈下するのじゃあるまいかというような説がございますけれども、こんなことをうっかり申しますと、五十嵐助役が申しましたように地方選挙の前である、また知事選挙の前でもありますから、これはうっかり申し上げられない、こういうわけでありまして、原因についてはしばらく国の御調査に待つ以外にないと考えております。また県市においてもほつたらしくてお困りのじゃない。やはり国と同様の立場におきまして調査会を作り、それから対策委員会を作りまして、一生懸命に原因の究明と、原因はさておき、目の先に迫った対策をとっているのでございます。何しろこういう目に見えない——といって、やがて見えてくるのであります。うが、今見えないものを相手に対策を講ずるといふことは、目に見えないいろいろの金がかかる。県の立場からいいますと、新潟市は新潟県において大切なダイヤモンドみたいなところでありますから、これは少々金をかけてもかまわぬ。少々金の金なからけるが、これが数億をこえますと、新潟県というものは広いんです、全国で四番目の県であります。この県全体の土木事業に相

当の金が必要。これを知事の立場において、新潟市は大事だから、みなよそのを削って新潟市に持つてこいといえ、新潟市の人はきげんがいいかもしれないが、そういうわけには参らぬ。現にもう県議会内には非常な不平が出ておる。新潟市ばかりが新潟県のものではないのだからという不平が出ておりますから、そういう意見を調節しながら、できるだけ金をかけるようにしなければならぬ、こういうところに知事としての苦心があるということを御推察願ひたいのであります。

ところで、ことしの予算をお認めいただくときまた相当の金がかかる、こういうことで、国会に対して数次にわたりますして、地元の負担金を軽減してもらいたい、われわれも十分対策を講じたいから軽減してもらいたい、こういうことをお願いいたしまして、あるいは審議会をお設け下さる、あるいは議員立法をしていただけるかのような新聞の記事がございまして、非常に期待をいたしておるわけでございます。どうか地元負担をできるだけ少く、まあ三分の一以下にしてもらえれば非常にありがたいのであります。

それからその次に、今のは都市の問題でございますが、新潟周辺の亀田だつて——いずれ中村先生がおいでになったら御案内申しますが、あの市の周辺の耕地がやはり地盤沈下しておる。農地が広範囲にわたつて地盤沈下をしていける。これまたいなかの人がきくう、私がこへ伺うということを開き知って、新潟の町のことだけ問題にしないで、われわれのを忘れてもらっては困る、こういうことで、かつては東洋一の排水池のあったところが、今

や地盤が沈下したために排水ポンプの機能を果し得ない、こういうような実情にあることも、あわせてお考えを願って、新潟周辺の地盤沈下に対して同様の考えを賜りたい、こういうことを痛切の表情で陳情いたしておりました、これも一つ特別立法あるいは審議会をお設けになると、都市だけでなしに、周辺の事情も考慮をしていただく、こういうふうにお願ひ申したいのであります。ともかくも市と県は今金のことなんて言うておられませんが、吹雪の中を行くような気持ちで、まあ何でもかまわない、行くところまで行く、こういうことで、地元負担をしながらやっておりますが、こんなことが長く続くものでございませぬから、こんなことを長く継続させぬで、御同情のある、三分の一以下の線を、一つおわれの負担に相なりますように御配慮を賜りたい、こういうことをお願い申し上げる次第でございします。

それから江口日本瓦斯の専務のお話になりましたパイプ・ラインですね。新潟県なんというのは、どこを掘ったってガスがうんとあるんですから、あに新潟市のみならずであります。けれども、新潟市に工場があるんだから、自分の軒下からとれば一番コストが安くなることも事実でございします。そこで、私も、パイプ・ラインなんていうのは三年も前から考えたんですよ。私は本来事業家でありましてからね。役人上りじゃありませんから、考えたのであります。だけれども、そのときあなたの方があまり賛成しなかったんだ。(笑)それでこれは私は計画を放棄いたしております。しかしこれを

作るには、新潟県だけでも数十億の金がかかりますので、委員長初め委員各位におかれましては、新潟県にパイプ・ラインの——まあ私が親方になってやるわけですからね。県が主体にならねばならぬ、知事が親方にならねばならぬ、こういうので、これもまた尋常凡庸の徒でないから、うまくやりま。うまくやりま。一つ金の心配さえしていただければ、こんなものを一つの会社の——江口専務は自分の会社で作るといふようなことを言われましたが、これは何もあなたの会社だけが作りになる必要はないのであります。県なりそれからあなた方も少しお出しになってお作りになればいいのであって、また帝石では近く、上越地方にも豊富なガスが噴出したましたから——新潟県全部、もうちょっと掘ればガスが出るのであります。ただそれを需要の盛んなところに持つてくることに距離がある、これだけの話であります。このパイプ・ラインの敷設に対しては、沈下問題の御討議をいただくついでと申しては失礼でございしますが、どうかその節パイプ・ラインによつて、私がやりますれば、専務がさつき二、三円高くなるなんていうようなことは、いたさせません。これはもう安くやる。何も県は、あの起債を返していけばいいんですから、それ以上もうけるなんていう必要はないのでありますから、これは安くいく、必ずそのコストは合うように、私がさせます。でありますから、どうか御安心下さいまして、その金だけを貸してもらいたい。金は、今新潟県は赤字県でありまして、私は赤字県十八県の特別委員長

をしておりますがね、こんなのはあまりけつこうな話でございせんが、赤字県というのはいろいろの制約を受けておりますから、一つ金だけを御心配なさる様に御配慮を賜りたい。そういたしますれば、一番御心配になつてゐる新潟地区からして持つてこなくとも、これは幾らでも持つてくることはできる、そうしてそんなに高くならない、こういうことになりまして、いろいろの御注文を申し上げまして大へん恐縮でございしますが——それから被害事業者連盟の方からお願ひ申し上げました、いろいろの施設改造あるいは具体的に復旧と申し上げていと思ひますが、災害復旧のために必要としたします資金の面について、長期低利の資金を一つお願ひ願うように御配慮を賜りたい、こういうことを申し上げまして——市と県はこの問題について一生懸命である。まあことし御決定いただかなくとも、ことしの分はどうやら何とかいたしますが、もう一年がまんせ、とおっしゃつても、なかなかまんは相ならぬ、こういう事情をよく御了察いただきまして、以上申し上げたことについてよろしく御配慮を賜わらんことをお願い申し上げます。私の陳述を終わります。

○長谷川委員長 この際午後一時三十分まで休憩をいたします。質疑は午後に行います。

午後六時三十九分休憩

午後、時四十八分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新潟地区地盤沈下の問題について引き続き参考人より意見を聴取することといたします。午前中に御出席されませんでした東京大学教授の坪井忠二君が出席されましたので、まず坪井参考人より御意見を聴取することといたします。

坪井参考人には御多忙中にもかかわらず御出席下さいましてまことにありがとうございます。午前の委員会におきまして、現地の方々の御意見をお聞きしたのでありますが、学識経験者としてどうぞ忌憚のない御意見をお述べ願ひたいと存じます。ただ時間の都合もございしますので、はなはだ勝手ではございますが、最初に御意見をお述べ願ひたいと存じます。委員からの質疑もあろうと存じますので、その際十分お答え下さいませうお願いいたします。

それでは坪井参考人に御意見をお述べ願ひます。

○坪井参考人 私は東京大学の理学部におきまして地球力学というものを専攻しております。学校を出ましてからいろいろな仕事をいたしました、その一つに土地の上り下り、あるいは伸び縮み、傾きというようなことを十年ばかり勉強したことがございします。それで私、実はこちらで問題になつております新潟の問題を数字的に資料も持ち合せませんし、具体的には知らないのではありませんけれども、私の今までの研究あるいは勉強いたしましたことから考えて、これがどういふものであろうかということについて述べてみたいと思ひます。

日本は非常に地盤の上り下りが激しいところでありまして、かつそれでありまして資料が非常に多い。その資料と申しますのはもの参謀本部陸地測量部、現在では建設省の地理調査所所管の測量であります。この測量というのは世界で一番いい、非常に丁寧なやつであるものであります。たとえば水準測量といつても、ある水準点から二キロ先に行つて帰つてくる、そのときに誤差がなければ、もの高さがきちんと出るはずであります。それが三ミリのばり狂つていたならば、その測定はだめということになつております。しかし三ミリのさすんで、一ミリないし一ミリの誤差くらい非常に正確なものであります。そういうような測定で日本中約一百万水準点があります。その高さが逐次年ともにもどういふふうに変つてゐるかというやうなことが、ずいぶんたくさん調べられております。そういうやうなことをいろいろまとめた、私の書いたものもあるのですが、ここではどうである、ここではどうであるというやうな、ただ記載的なことでなくて、それを分類いたしまして、こういうやうな土地は、こういうふうな運動をするくせがある、こういう土地はこんなふうになるというやうな一般的の法則、規則といったやうなものを導き出すというのが、われわれの勤めでありまして、そういうやうな規則は非常にたくさんあります。日本の中央山地、たとえば長野県、岐阜県あたりにかけての日本アルプス、あの辺がだんだん山なりに持ち上つてくるとか、あるいは中国地方の香稜山脈のところ

いろいろございしますが、その中の一つとして沖積平野、つまり関東地方とか濃尾平野であるとか、今度の越後平野、あるいはふるな平野のところが沖積地は必ず沈むということが、日本のどこでも当てはまることであります。これは事実であります。さてその原因は何だということがすぐ問題になると思います。そこで沖積平野というものは一体どういふものかと申しますと、たとえば東京などお考えになつていただくといいのですが、下に堅いいわゆる第三期層というものがあつて、その上に約百万年昔のものが積つてきた泥、砂、砂利といったようなものが厚く堆積している。そういうものが平らになりまして沖積平野を形成しているわけですが、これがだんだん沈む。たとえば東京で申しますと、丸の内はやはりその典型的なもので、あそこはだんだん下つております。あそこにはある建物は土台を下にうんと長く出しまして下の堅い岩盤に届いてあるものでありますから、そこらは沈まないでこちらがだんだん沈む。従つて今たとえば三信ビルなどに行つてごらんになりますとわかりますように、道がだんだん下つてしまつて、段々でなければ上れないということが東京でも現在起つておる。こういうような種類のことが方々で起るわけでありす。

そこでなぜそれが起るかという問題であります。それは原因が二通りあると考えられます。一つは沖積層という厚い層が、自分で縮んでいくという現象、それからもう一つは、たとえば東京なら東京に、何十メートルあるいは場合によっては何百メートルというような厚い地層がそこにたまつていけるわけですが、それがなされたかといふことが問題なのであります。もしも昔からそこが海岸線であれば、そこに泥なり砂なりがたまるとはつきりいふ川で流されていゝわゆる川口にありまして扇状地に泥がどどん行きます。そうすると目方でもつと下のところが一緒に下ります。また積りまた下り、また積りまた下るといふことでありますから、非常に厚い何百メートル、場合によっては何千メートルという厚い地層ができる。これを地層と申しますが、そういう厚い地層がどどん堆積するといふ現象があります。昔の、百万年よりもつと昔の、何億年昔の地層といふのも、いろいろな水成岩が流されては下り、流されては下るといふようなことが繰り返されて、そういう大きな厚い地層ができるということが、これはもう地球学的に明らかでありますけれども、その比較的小規模なもの、小規模なものと申しましても、われわれの言葉で小規模なもので、住んでいる人間にとつては非常な大規模な現象でありますけれども、しかしそういうことが現に起つております。それでありますから私に一九三三年、昭和八年であります、測地学的方法で見出された地殻の変動という論文のようないふことがございす。その中にもそういうことに対して一つ一つの章を充てまして、昔からそこに川が土砂を運ぶ、その目方で沈むといふような現象が現在も起つておるといふことを書いておきました。そこで濃尾にしても新潟にしてもどこにしても、そういうことが現に行われてゐる。つまりそういう厚い地層を積りさせた原因になつて

いるような非常に大きな地球学的な現象といふものが、今そういうような土地で起つておることは間違いないことである。そこでその証拠はどうかと申しますと、いろいろなございすが、ほかの土地でもそうであるといふことであります。特に新潟地方の問題といひましては、日本中の重量、地球の引力のようなものであります。地球の引力が非常に詳しく日本全国をはかたことがあります。これは中部地方の重力、地球の引力の大きい小さいを示した図であります。青いところが引力が小さいところ、赤いところが引力が大きいところでありす。地球の引力にどうして大小があるかと申しますと、地面の表面に密度の小さい、いわば軽い地層が厚くありますと、その引力が小さいのですから。これは重力が小さい。岩盤が出てゐるようなところに行きますと、重い岩石が表面まで出ておるからそこは引力が強い。逆にわれわれは重力が大きい小さいかといふことによつて地面の下がどうなつておるかといふことを推定することができわけですが、今問題になつてゐる地域は、重力の大きい間にはさつて重力の小さいところが、非常にきれいなV字型になつて入つてきております。というわけは、厚い地層が上から見ると三角、横から見るとこういうふうになります。くさびのようなのがずっと入つてきておるといふことが、重力の上からいって、もう間違いないところでありす。そこに先ほど申し上げたかなり厚い地層といふようなものが、つまり沈殿しては沈み、沈殿しては沈むといふようなことが行われて、現在こうなつてお

るといふことは、ほとんど疑うことができないと思ひます。そこでそういうような地層があらまして、そこに人工的に何も加へなくてもそれが沈む、つまり自分が固まつていくという作用で相対的に高さが低くなるということもありす。現に新潟の問題は、ここに私書きしましたときは一九三三年でありますから、今から二十五年くらい前の話でありますけれども、そのときにすでにきれいにこういうことが出ております。自分自身の目方、その他でこれがいゝゆる絞まつてくる、そういう現象があるといふことを、ここに書いておきました。問題はそういうことに對して人為的のいろいろなことが、どのくらい影響するかといふことだらうと思ひますが、これは資料を十分整へないと、私も専門の立場からははっきり申し上げることはできないと思ひます。十分な資料といふのはどういふことかといふと、つまり今申し上げたように、厚い地層がV字型に入つておるから、水準測量をするにしても、かたい岩盤から岩盤まで届いて、ここをまたいだりやなものを少くともここに四、五本やりまして、海岸に近い方で沈むのか、あるいは山へつと入つた方でもやはり今申し上げたような理由で沈んでいるのかといふような資料がない限り、一部分の資料だけでは私からはつきりしたことを申し上げられないと思ひます。しかしそうかといつて、それでは人為的なフクターがゼロであるかといふと、それはゼロだとはいへない、何がしかあるに相違ないと思ひます。そこで私もにお尋ねであれば、つまりどのくらいがほんとうに自然のものであつて、ど

のくらいが人工的なものであるかといふことであらうと思ひますけれども、それには何分にも資料が足りないように見受けます。少くとも水準線のあるところを横断するのをずっと山の方まで入つて、少くともあそこ四、五本、そして土地がどういふふうになつてゐるか、それとくみ出す水の関係がどうなつてゐるか、そういう資料を拝見しない限り、私ははつきりしたことは申し上げられませんが、人為的のことがゼロである、全然影響がないといふことを申し上げてゐるのではありません。むしろ逆に、自然でもそういうことが起つてゐるといふこと、ことにこの地図をごらんになりますと、はつきりしないかもしれませんが、重力のひどい点が非常に混んでゐます。混んでゐるといふことは、厚さが急にこつたことであると思ひます。あそこにはいわば断層のような非常に激しいものがある。その東側が山地があり、左側に非常に厚い沖積のぐずぐずなものがあるといふことだけは、これから見て確かでありすが、そうしてかつこういう地質を形成するために、元来そこが断層的に下つていなければならぬところであるといふことは確かでありすけれども、現在ではかられてゐる沈下のうちの何パーセントが自然のものであつて、何パーセントが人工的のものであるかといふことを申し上げるには、まだ資料が非常に少いといふことであります。こういうような沈下現象といふものはここに限りません。先ほど申しました東京でもそうでありす、名古屋でも仙台地方でも、あるいは岸和田のところでも福岡の筑後平野も、あるいは平野のところ

は非常に前に申しましたように、そうい
うことが多い。しかし人間が住むのが
またそういうところなものであります
から、山のまん中に人間が住むとい
うわけに参らない。人間が住むのはど
うしてもそういうような沖積地が住みよ
いものでございませう。そこには
井戸を掘るとか、そういうような人
工的な要素が入ってくる。それだけが
人工的なものであって、それだけが自
然であるかというところは、具体的に数
字でもって言うことができればよろし
いわけですが、そういう結論を
はつきり数字で出すためには、どこで
も資料が少いように思います。

なお、こういふことは日本に限らず、
日本以外でも、たとえば非常に著しい
アメリカのロスアンゼルスのところ
も、そういうことで困っております。
イタリアでもあると思います。そうい
うようなことは、かなり世界的に共通
したことでありますけれども、非常に
大事なことはそれは沖積地に起ってい
る。沖積地というところは、さつき言っ
た厚い地層を作る地相的な運動が
昔から行われていたところでありま
すから、おそらくいろいろなものがま
ざっていることでありますけれども、
自然でもうすでにそういうところであ
るということだけは、私どものやった結
果からはつきりしております。

私一番初めにお断わりいたしました
ように、個々の具体的な資料の持ち合
せもありませうし、具体的にこの沖
積地がどのくらいの厚さで、どうとい
うと存じませうので、大へん一般論にな
りましたけれども、一般的に私の考えて
いることはこのようなことであります。
○長谷川委員長 以上で参考人の方々

の意見の開陳は終了しました。
次に質疑の通告がありますので、順
次これを許可いたします。高橋清一郎
君。

○高橋(清)委員 まず一番初めに五十
嵐助役にお聞きしたいのでありま
す。新潟の地盤沈下はほかの地区と比
較いたしまして非常に速度で沈下しつ
つある、たとえて申しますと、沈下の
率であります、尾崎の三倍程度でな
かろうか、そのためにますます地元民
の不安が助長せられ、何とかしてもら
わなければならぬということになった
のであります。この応急対策であり
ます。先ほど午前中にお話ございま
した応急対策と恒久対策がございま
す。政府は一応予算の通過がござい
まして、政府は一応予算の通過がござ
います。今年度は一応予算の通過があつたので
あります。十億五千万円——地元の
負担も相当でございます。ともかくこ
れだけの工事費でもって、一応の応急
対策を見きわめようということなので
あります。これはこれからの程度で、金額にして
どの程度の見通しを持っていますか、こ
のことは先にお伺いしたい。

○五十嵐参考人 応急対策の今後の所
要見込額についてお答え申し上げます
と思ひます。昭和三十四年度に政府に
予算をお願いいたしましたのは、総額
にいたしまして事業費と調査費を合せ
まして二十四億円であります。従いま
して現在三十四年度で十億五千万円予
算を認めていただけたらと思ひます
と、残りの約十四億円が当面早急に必
要とする予算見込み額になります。
なお現在の沈下状況に対しまして、
必要な応急対策の必要額をいたしまし

ては、来年度に予定されております約
二十五億円を加えました四十億円の対
策事業が現在の状況で必要な応急対策
予算である、かように考えられます。
しかし今申しましたように、これは現
在の状況を申し上げたのでありまし
て、これが来年度になるといふよう
なことになるかと、さらにまた対策費
がふえて参るといふことを御了承願
いと思ひます。

○高橋(清)委員 ついででございます
ので、お聞きしたいのですが、県と市
との地元負担の割合でございます。ど
の程度であるか、お聞かせ願ひたい。
○五十嵐参考人 昭和三十三年度の予
算費をもちょうだいした分について申
上げますと、県と市との割合は、県の
方が多くて市の方が少いというよう
な状況であります。数字的に申し上げ
ますと、県市の分を合しまして予備費
の分だけで、二億三千万円の地元負担
ということになっておるわけでありま
す。そのうち一億二千三百万円が県の
負担分であり、一億七百九十万円が市
の負担分です。また昭和三十四年度の十億五千万
円について申し上げますならば、県市
の負担はさらにそれよりも非常にふ
えるわけでございまして、県市の分を合
せまして約五億円近い負担になる、か
ように考えておるわけであります。

○高橋(清)委員 あなたへの御質問、
これを最後にしますが、先ほど帝石の
社長さんがお話しになったのでありま
すけれども、一応この辺であらうと思
われる分野について、六十本でござ
いますか、ガスをおとめになったとい
うことであります。しからばこの反響で

ございしますが、ガスどめいたしまし
た反響は、何か微候があるかどうかとい
うことであります。相当の年月がた
たなければならぬものか、あるいは二
三ヶ月でもすぐ見出せるものである
かという点について、あなたも技術
者の御出身でいらつしやうと思ひま
すので、お聞きしたいと思ひます。

○五十嵐参考人 このたびガス関係者
の犠牲的な協力によりまして、地盤沈
下の最も激しい山ノ下地区におしま
して、六十本のガス井戸、一日の生産量
におきまして十三万五千立方メートル
のガスを、ストップされたわけござ
います。しからばそれによつてどうい
う影響が考えられるか、こういうこと
でございしますが、これにつきましては
私も非常に関心を持って参つてお
ります。結論的に申し上げますと、私
どもの考え方としては、地盤沈下
に影響するガス井戸の中止では、この
程度で済むことはほとんど考えられ
ないのではないか、かように考えてお
るものであります。具体的に申し上げます
と、先ほど申し上げました六十本のガ
ス井戸の閉止によりまして、山ノ下地
区における運輸関係の観測井におけ
る水位を見ますと、ガス井戸がスト
ップされた後から地下水の水位が約一
メートル上昇しております。しかし一
メートル程度の水位の上昇では、地盤
沈下に対する影響は見受けられないの
ではないかというふうな考えでござ
います。私どもの推定では、地下
水位が少くとも四メートル前後上昇し
なければ、地盤沈下に影響することは
考えられないのではないかと、いふ
ふうに思っております。地盤沈下の影響と
いうものは、ガス井戸をとめてからど

の程度で現われるかということござ
います。これに対しては現在明確な定
説というものはございません。考へてお
ります。しかし私どもの勘といたしま
しては、場所によつては三ヶ月ないし半
年程度で、その影響が現われるもので
はなからうかというふうな考えられ
る場合もありません。また場所により
ましては六ヶ月ないし一カ年程度の期間
を見なければ、ガス井戸の中止による
地盤沈下に対する影響というものは見
ることができない、かように考えてお
りますので、現在の六十本のガス井戸
の閉止という程度では、地盤沈下に
直ちに影響するものとは考えておりま
せん。
以上簡単にございしますが御説明申
上げます。

○高橋(清)委員 次に江口専務にお尋
ねしたいのであります。新潟市の市
民感情としましては、ほとんどの者が
その原因はガスであるといふふうに考
えておるわけでございます。でありま
すが、午前中にあなたといふいろいろ御説
明になりました中で、いろいろあらう
けれども、私どもの信ずるところは、
また別の現象もたらえなければならぬ
といふような意味でのお話がございま
した。従いましてこの際でございますか
ら、あなたのそれに対する、私はこ
う思うといふことがございしたら、こ
ごでお述べいただきたいと思ひます。

○江口参考人 地盤沈下の原因につ
きましては、すでに特別委員会におい
てその専門の方々が熱意を込めて御調
査になつていらつしやいますから、私
が申し上げることは私個人の意見でござ
いまして、その意味においては御参考
にとどまる程度であらうと思ひます。

に大変化を来たしているのではない。それが今日ある時期に至って急に陸地に影響を及ぼすに至ってきているのではないか。ということは、もう少し具体的に申しますと、これは新潟でも皆さんそういうことはだいぶんお気づきになっていらっしゃる。大河津の分水のかなたに一千町歩の陸地ができておいて、こちらの新潟の方には砂が全然流れてこない状況になっておいて、それが昔のままであり得られようはずがないではないか、早くこの信濃川の水を新潟の近くにかけてきて、土砂を付近につけることを考えることが一番重要な問題ではないかということを、新潟地区に住んでおられる古い方々は、このころようやく声を高くしておっしゃるようになってきた。私はやはりしろうとなりに考えまして、この信濃川を持ち出してくる土砂は膨大なものでございますから、そういう自然の現象をここ何十年の間はばんであった、それがここに大きな侵食の問題か、あるいは沈下の問題とかいうよ

うなものからみ合せて出てきておる
のではないかと、いうようなことが特に
感ぜられるのでございます。ですから、
私はやはり各方面からの御調査を
急いでやっていただきたい。もしガス
が原因でありますれば、ガスを早く疎
開させてしまふ、またそういう今のよ
うに土砂が、その新潟付近における海
底の砂つきが切れてしまつて、そのた
めに急速に地盤沈下が始まつておるの
だつたら、そのことも早く考へてもら
いたい。また私はちやうど新潟の突端
の近くに井戸を掘りまして、こういう
現象が現れておる。今から三年前の
地盤沈下の問題が起る前ですが、何気
なしに掘つたものですが、そのときの
記録を読んでみますと、上の方約十
メートルはヘドロと記録に書いてあ
る。もうちやうと詳しくそのとき記録
してあればよかつたが、上の方十メー
トルぐらゐはヘドロ層だ。ところが、
昨年の暮れ、そこを掘つて調べられた
ところを見ますと、地表から五メー
トル五百ミリまでは砂、五メートル五
百ミリから七メートル二百五十ミリま
ではヘドロ層、七メートル二百五十
から十一メートル四十ミリまでは小
砂、十一メートル四十ミリから十二
メートルまでは植物の腐つたものの堆
積とヘドロの混合物、こういうふう
になつて、最初私も井戸を掘つた
ときと今日においては、ヘドロ層が非
常に短くなつてきた。ということは、こ
のヘドロがどこへ逃げてしまつたか
といふことを考へますと、やはり私は、
いろいろなことを調べねばならぬとい
うことが思ひ当るのでございます。私
はしるうとでございすから、決定的
なことは申し上げることはできませ

ん。どうか専門的に今より一そう力を
入れて御調査をしていただきたいと希
望するのみでございます。

○高橋(清)委員 坪井先生にお尋ね申
し上げたいと思ひますが、先ほど午前
中に新潟県知事は、それは事実そう
な中でありますが、都市だけの、いわ
ゆる新潟市だけの地盤沈下現象ではご
ざいせん、周辺の農家、いわゆる田
畑が著しい沈下状況を呈しておるとい
うお話がありました。で、私の考へま
すことは、しからば土地改良工事とい
うことと地盤沈下というものは、何ら
の関連があるかどうかということのお
尋ねでございます。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

か世上とかくの疑惑を持たれるよう
な態度におられては困りますというよ
うなことを、率直に申し上げたことが
あるのであります。おそらく原因のす
べてはガスと発表せられるかもしれ
ぬ、あるいはそうではない、それは一
部であるけれどもというふうな発表に
なるかもしれない。これは私もしる
うとわかりませんけれども、いずれに
してもやはりはっきりした態度を早急
におとり願うというところは、これは新
潟県民として、非常に要望して
いるところであらうと思ふのであり
ます。過般の委員会におきまして、五
月ごろ発表されるという段階でござ
います。いろいろな御事情もあるやに
聞いておるのでありますけれども、と
にかくこれについては政治的配慮とい
うものがあつてはならぬと思ふので
あります。公平妥協のお立場で、今ま
での十分検討せられた結果を、結果と
して御発表願わなければならぬのじや
なからうかと思ふのであります。局長
に私は大いに今後御努力願わなければ
ならぬことがたくさんあると思ふので
あります。先ほど午前中にお話があ
つたのであります。まずとりあ
えず大きな問題は、被害事業者連盟の
方々、非常にこの沈下でこんばいを受
けられました関係者の皆様方が設備投
資をする、今日まで非常な力をいたし
てこられたようでございます。すでに合
計いたしまして五億何千万円、今後に
ついては五十億を必要とせられるとい
うようなことでございます。この際、
この設備投資につきまして、大蔵省は
課税するといふことだそうでありま
す。先般も新潟の商工会議所で非常な
問題になつておるのでありますが、こ

れについてどのような考へをお持
ちか、またどういふすべで大蔵省に強く
當ていかれるかというふうなことを
を、お立場としてはむづかしいところ
があるかもしれないのであります。け
れども、ともかく異常な熱意をもつてや
つてもらなければならぬことである。
あなたの部課、あなたの系統のものを
かわいがつてやるといふおぼしめしを
御發揮願わなければならぬと思ふの
であります。それに対する御所見
を……

○福井政府委員 原因の発表につきま
しては、私もできるだけ早い機会
に、あらゆる方面から御検討願つて、
皆さんの御納得のいくような方法で、
原因が究明されることを望んでおるわ
けでございます。ただいま先生の
おっしゃつた通りに、私も存じてお
るわけでありす。

それから被害者の方々が、その被害
を除去いたしますにつきましていろいろ
設備をせられる、それについて課税
をする問題はどうかというお尋ねであ
らうかと思ひますが、この問題につ
きましては、私もまた詳細に関係の者
から承つてもおりませんけれども、
ただ、そういう被害を除去するための
設備については、できるだけ税金をか
けるとかそういうようなことがないよ
うに、今後私もいたしまして努力
をいたして参りたい、かように考へ
ておりますが、ただ法律上の問題もい
ろいろございすので、今後十分検討
いたして参りたい、かように考へて
おります。

○高橋(清)委員 ほかの方々の御質疑
もございすと思ひますので、最後に
希望意見を付しまして、ぜひ関係の皆

すから、しみ込めぬと同時に、要らな
い水を流してしまふ、こういう工事で
あります。

○坪井参考人 今私存じませぬで何い
ましたのですけれども、そういうこと
であれば、地下水に影響を及ぼすとい
うことは、これは当然のことだと思ひ
ますが、とかく私も必ずしも数量的に
それがどういふことになるかといふこ
とでありまして、質的の返事はすぐで
きるのでございすけれども、計量的
にこれは何パーセントどうなつてとい
うことになりまして、その泥の性
質、粒の大きさというふうなことが問
題になりますので、数量的には私申し
上げかねますけれども、性質的にはそ
ういふことが地下水に影響があること
は、間違いないと存じます。

○高橋(清)委員 鉱山局長にお尋ね申
し上げますが、原因の発表は、この五
月に行われるであらうという新聞記事
が過般出ておつたわけでありす。こ
の原因の発表というものは、中間発表で
あるか、あるいは最終結論的なもので
あるかどうか、それをまずお尋ねした
と思ひます。

○福井政府委員 原因につきまして
は、すでに御承知の通りに、資源調査会
の特別委員会が検討いたしておるわけ
でございます。私ども通産省とい
ましては、それがどういふ形でいつ
発表されるか、今のところ詳細には何
ら存じあげていない次第でございます。

○高橋(清)委員 私は鉱山局長に、過
般もあなたのもとへ参りまして、いろ
いろ市民感情としても非常なものであ
るので、もちろん対策は講じてもらわ
なければならぬのであるけれども、何

なことを申し上げることはできませ

ん。どうか専門的に今より一そう力を
入れて御調査をしていただきたいと希
望するのみでございます。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

○坪井参考人 土地改良工事というお
話でございますが、それは具体的に、
物理的にどういうことでございませ
うか。

<

様方の御努力をお願いしなければならぬと思うのですが、冒頭お尋ねしたのでありますけれども、県市の地元負担の軽減の問題については、実を申し上げますと、異常な関心をお持ちであるわけでありまして、また、先ほど県知事もお話のように、ともかく財政破綻になるかもしれないというようなことでやっているわけなんでありまして、この問題につきましては、社会党の先生方も非常な御努力を願ひまして、いろいろ政策審議会等におきましてこの問題を中心課題として掲げていただいているようにあります。自民党におきましても御存知のように、政調会が中心になりまして、去年でありまして、いろいろ大蔵省との折衝その他によりまして、ともかくこの問題を、審議会を設置することによって、その中で十分検討しようじゃないか、というところまで、実を申し上げますと負担分の軽減は、どの程度までするかというところまで参りません。大蔵省との折衝が非常にむずかしかったのでございます。そんなでございますが、しかししごらんの通りのような状況でございます。新潟県におきましては非常な、この問題については何とかしてやらなければならぬというところなのであります。私は委員長初め、商工委員の皆様方に特別お願い申し上げたいと思うのであります。ぜひ県知事、先ほどの市長代理としての助役のお話、よく御検討願ひまして、三分の一以下でございすならばけっこうなんですというふうな知事の御答弁でございまして、その意を体していただいて、できる限りの親心の御発揮を、ぜひお願い申し上げます。これを最後にお願い申し上げます。

○長谷川委員長 櫻井全夫君。

○櫻井委員 新潟地区の地盤沈下の問題につきまして、参考人の皆さん方に御質問を申し上げたいと思います。実は、当商工委員会におきまして、昨年地元の方々の非常な御要望によりまして、十二月初旬であったと思うのであります。委員を派遣されて、つづきに現状を御視察願ひたわけでございます。そのとき私も御同道申し上げたわけでございますが、その後実は去る十四日新潟市におきまして国民年金の問題についての公聴会がございまして、そこに阿党の先生方、自民党から三階堂君と山下春江君、わが党から多賀谷貞雄君と中村君、この四名の方がお見えになりました。ちょうど時間があったので、現地を私は朝早く視察をいたしましたわけでございますが、私もどが見ました去年の暮れから、わずか三カ月しか経てないにもかかわらず、実に急速な速度でもって沈下現象が進んでおる、こういうことを私ははつきりこの目で見て参ったわけでございます。従って地元がこの問題について非常な大へんな危機、不安の念を持っておられることは、これは当然と思うのであります。そこで私は二月二十四日の衆議院予算委員会におきまして、担当各大臣、すなわち通産大臣、運輸大臣、建設大臣、及び大蔵大臣、これらの担当各大臣に対して、この新潟地区の地盤沈下の問題についての質問をいたしましたわけでありまして、そこで大体今日政府がこの新潟地区の地盤沈下というものを、どの

ような角度から把握しておられるかというところが、大体私としては明確になつたわけでございますが、本日はこの政府に対する質問でなくて、地元の参考人各位の御意見、こういうものを十分参酌をいたしまして、政府に対する質問は次の機会に、十分これはあることと思ひますので、きょうは参考人の皆さん方に一つ質問を申し上げたいと思う次第でございます。

まず第一点は、五十嵐助役さんにお伺いしますが、あなたは先ほど科学技術庁の発表というものは、これはぜひ慎重にやってもいい。そうしていろいろこの発表があったために起る混乱を避けるために、通産省として十分態勢を整ったときにこの発表をやるつもりだ、こういうふうな、通産省の処理、発表があれば必ずこれを処理をする、こういう態勢のもとにやってもいい、というふうな御意見でございました。私はこういう意見は、政府当局がそういう意見を出されるといううことならば、まず一応の理由もあるかと思うのであります。地元のあなたもそのような意見を出されることは、どうも私には納得が参りません。今日御承知の通り科学技術庁は、やはり発表した場合に通産省が混乱するんじゃないかというのを仰せられておる。また通産省も、そこに鉱山保安局長がおられるわけであるが、これも先般私が追及いたしましたところが、かりにガスときまっただけの場合においても止をするとか規制する。これは鉱山保安法の二十四条において当然禁止、制限の措置を講ずることが出来るわけでありまして、これも科学技術庁の発表がないからできないのだ、こういうこと

でお互いに責任のなすり合いをしておるの、今日政府の現状であらうと思ふ。こういう中で、やはり態勢ができてから発表しろ、こういうことが地元の御要望であれば、私は発表というものはおくれる一方であると思う。科学技術庁に設置されたところの調査特別委員会というものは、その構成せられた使命からして、科学的な十分な判断の上に立つて早急に発表すべきが当然である。私は考える。従って、その発表によって、かりにこれがガスであるという結論を得るならば、直ちに通産省はガス産業をいかにするかという措置を講じなければならぬと思う。これは同時に進むべき問題ではなく、発表が先になる、こういうことを私どもは考えておるわけでありまして、助役さんのお考えはいかがでございますか。

○五十嵐参考人 先ほど私が、原因を発表される際は、処理すべきいろいろな問題について十分態勢を整えて発表をしていただきたい、そうでなければ、ただ、いたずらに混乱を生ずるばかりであるからということをお願い申し上げました趣旨は、先ほどお話がありましたように、国会のいろいろな御討議の議事録等を拝見いたしますと、原因は、五、六月ごろ発表されるやに何っておるわけでありまして、従って五、六月ごろ原因が発表されるというのを前提にいたしまして、通産省におかれましては、それまでに処理すべき問題をいろいろ御検討願ひまして、原因が発表されても混乱を生ずることのないように十分お考えをお願ひいたします。つまり五、六月ごろ発表されるということを前提にしまして、それまで

に早く準備態勢を整えていただきたい、これが地元として強く御要望申し上げる次第である、かように申した次第でありますので以上御説明申し上げます。

○櫻井委員 助役五十嵐参考人の御意見はわかりました。そういう意味の発言でございすならば、私も了承いたします次第でございます。

次に北村参考人にお伺いいたしますが、これはやはり県としても市といましておられる通り、これだけの膨大な工事量になりますれば、当然地元の負担が大きくなりまして、この負担に耐えない、これはおっしゃること、もともとだと思ふのであります。しかし、この問題を解決するのは、やはり国会における法律の改正以外に道はないのでございます。これは御承知の通り港湾は港湾法による負担、災害は災害法による負担、河川はまた河川法による負担というものの率、みなまちまちでございます。従って、これはいくら御要望をなさしても、やはりこの国会の中における法律改正というものが限られ、地元の負担と國の負担というものは明確に区分されておるわけでございます。皆さん方の御要望を満たすためには、やはり地盤沈下に伴うところの諸般の法律の整備というものが、私は喫緊の問題でなければならぬと思ひわけでございますが、この点はいかがでございますか。

○北村参考人 全く櫻井先生の仰せの通りでございます。この問題を処理して出るためには、もうことしすでに首たけにきているのであります、もう

この上はとも忍べない、こういう状態でございますので、今高橋先生が言われた、審議会ではまだ負担問題のところまでにはいっておらぬと言われるのでありますから、私どもの立場から申しますれば審議会だけではきめ手にならぬ、かように考えますので、ぜひ地盤沈下に対する負担区分——区分だけではありまじんで、また諸般の問題を含んだ特別立法をしていただかなければならぬ、かようにかたく信じております。

○櫻井委員 仰せの通りであると思うのであります。実は経済企画庁設置法の一部を改正する法律案といしまして、経済企画庁に地盤沈下対策審議会を、同時に九州地方開発審議会を置く、こういう法律案が今日これは衆議院を通過いたしました。参議院の方に送付されております。この経済企画庁に審議会を置くというところは、これは今回に始まったことではなく、すでにいろいろの審議会が置かれておるのであります。たとえば離島振興対策審議会というものがございまして、私も不肖離島振興対策審議会委員を五年間やって参ったわけでございまして、この審議会の答申したことを、政府はほとんど実施してないのが今日の現状でございます。離島振興法は十年間の時限立法としてこれが制定され、この十年間において大体本土並みに達するという目標のもとにこの法律が作られておるにもかかわらず、今日すでに五年間を経過した中において、三分の一に満たざるどころの事業量しか遂行していない、こういう事実を考へるならば、この審議会というのは、それはないよりむしろ違ひない

が、同時に審議会を作ったことで審議するのだ、するのだということと結論を延ばされたのでは、これは地元として容易ならぬ問題だと思ふのです。特に離島振興は十年計画が十五年になるということでもあるいは納得ができるかもしれないが、地盤沈下の問題は、一日々々沈下の現象がとどまっていけない、しかも年々歳歳その速度が去年までは一・二ミリであったのが今日は一・四ミリと加速度的にふえてきておる、このような状況の中において、審議会においていたずらに小田原評定をしておる時期ではないと私は思う。従つてほんとうにこの地盤沈下の問題を解決しようという熱意があるならば、私は当然地元の熱望にこたへるべく、各補助金の負担の率の制定、これを整備する、こういうような法律の提出があつてしかるべきであるといふに考へるのであります。なおまたこのことは、ぜひ委員各位においてこのような地元の切なる御要望といふものを一つ十分におくみ取りおきを願ひたいと思ふのであります。

次に江口参考人にお伺いをいたします。私は日本瓦斯化学の果してこれれたところの大きな使命といふものは、衷心から今日敬意を表しておるものでございまして、特に海軍の残した大きな遺産として燃料の問題、船舶の問題それからレンズの問題、こういうものがあります。この旧日本海軍の残した燃料の科学技術といふものが今日受け継がれて、これが新潟地区における天然ガスをいわゆるブタノールに触媒を通じて変化する、こういう驚異的な発明をなさつたわけです。この功績といふものは私は非常に大きなものである、今まで燃料としてしか使え

なかつた天然ガスといふものを、これに科学の光を与えることによつてこれを液体と化し固体と化し、将来はまた人造羊毛という、実に前途洋々たるところの産業の発展が約束せられておる、しかも新潟地区は御承知の通り日本の全ガス生産量の三分の二といふものをここで噴出をし、そのうちのまた九割八分といふものが新潟市の周辺から産出しておる、このような貴重な原料によつて新しい産業が今日起きようというとなんに、このような不祥な事件が起きて、そしてその原因の大部分が天然ガスではなからうか、こういう事態に直面しておるわけでありまして、これら非常な発明をなさつた方に対しては、当然その業績に対して報いるべきであるにかかわらず、このような事態が起きたといふことは、私も非常に不幸なことだと思ふのであります。しかしやはりこの産業が興るために、地元にはどのような迷惑をかけてもかまわない、こういう理論は成り立たない。この点は江口さんも謙虚にそういう意見の発表をしておられるので、私も非常に安心をいたしました。しかしこれがガスでな

いという結論が出ますならば、私もこれに越した仕合せはないと思ふのであります。今日の段階において、そのうちの大部分の原因はガスではなからうかという動きが、これはもう顕著でございます。その場合、ガスであるといふうちにこれが断定された場合、あなた方の産業に及ぼすところの影響、打撃といふものは非常に大きいと思ふ。そういう点につきまして

私は予算委員会が高橋通産大臣に種々御質問を申し上げたわけでありまして、大臣としてもこの問題は非常に重大に考へておられる。そうしてやはりこのガス化学工業をどういふふうに移来育成していくか、こういう点については大体的輪郭といふものを持つておられるようでありまして、先ほどあなたがおっしゃつたパイプによるところの輸送、こういうものもはつきり述べておられるわけでありまして、従つてかりにガスといふような事態が決定された場合のあなたの方の、このガス化学工業の心がまえをどういふふうにするかはもうガスは纏つてはならぬといふから、これをかりにパイプで持つてくれば、先ほどおっしゃつたように二円高、三円高になつてくる、そうすると、企業として成り立たないから石油にかえてしまふのだ、こういうふうにかえておられるのか、それともまたそこに何らかの打つべき手を考へられ、たとえばガスのパイプ・ラインといふものに対して、国がこの産業の育成のための補助金を出すというようにも考へられるわけでありまして、そういういわゆる通産産業上の問題として、万が一ガスと断定された場合の御処置を何らか考へておられるかどうか、こういう点を一つお聞かせ願ひたい。

○江口参考人 ただいま櫻井先生のまことに御理解あるお言葉をいただいております。万が一ガスが地沈の最大原因であつた場合どうするか、これはもうはつきりいたしておりました。御迷惑にならぬように遠隔の地に疎開せなければならぬといふことであります。そこでそうすれば先ほど申

し上げたように、かりにどうしてもガスを使つていくということになりますならば、やはり遠方からガスを持つてこなければならぬから高いガスを使わなければならぬ、高いガスを使うことにも限度がありまして、もし十円もそれ以上もするガスを使わなければならぬといふことになりまして、これはどうしても日本の現状からいいますと、約四割ないし五割という生産品を外国に売らなければ、これは立ちいかぬ産業でございます。ということは世界市場において、どこまでも競争に勝たなければ、この産業は成り立たぬ。もし産業が成り立たぬ場合には、それだけの失業者も出てくるというふうなことになるまして、まことに残念なことでありまして、そこで、そうなりますと、どうしてもこれは私も民間事業として力の及ばぬところになりますから、その場合は、外国の例にもございまして、どうして力強い政府でもって、これを導いていただかなければならぬ。たとえば先ほど私はちょっとイタリヤの例を申し上げましたが、イタリヤの例では、半官半民の大きな会社がございます。これが国内一般に四千キロメートルにわたつてパイプ・ラインをタモの渠のように引いておる。そうして、このパイプ・ライン会社が、国内のガスを全部買い上げてしまふ。そして今度は業者にその買い上げたガスを一定の値段で売る。その場合に、特にこの産業は重要であると認め

た場合には、その産業に対しては、このガスは非常に安く売り渡されるのであります。またそうでないところには、ある程度高くという工合に価格の調整が行われておまして、またでき

た製品についても、国においてそれをちゃんと価格をよく調整して、この産業が外国においても発展して、また国内においても十分その役割を果たすように仕向けていく。そこで、やはり天然ガスの化学工業というものは、日本においては、まだ歴史が浅く、浅うございまして、外国におけるいろいろな例をよく御調査になりまして、わが国の国情に合うように御考慮をいただきまします。そこで仕合せであらうと思ひます。それでガスの問題は、ガスをどうしても原料にせねばならぬという場合にはそうなります。一つはこのごろ中東から持ってきてます石油は、マンモス・タンカーなどの巨大な船舶によって運んで参りますので、非常に運賃が安くなつてきておる。たとえば向うで石油原油一キロリットル四千円くらい。マンモス・タンカーで持ってきてますならば七千円以下でもって原油を国に入れることができるのでございまして、これをもし特別の産業として政府でお認め下さって、これに免稅措置を講じて下さるというようなことでもございしますれば、やはりたゞいま日本で石炭からやっていると、あるいは水力から肥料を作つておるといふようなものに比べて格段に私にはできると思ひます。そこで道は二つしかございせん。これを石油に切りかえるか、あるいは遠隔のガスを持つてくるかということでございますが、いずれにいたしましても、これは世界市場において各国と熾烈な競争に打ちかたていかなければならぬという特殊の運命を持った産業に対しては、特別の保護をしていただかなければ、この産業は成り立たぬと存する次第であります。

○櫻井委員 実は安芸特別調査委員長を呼んでおるのでありますが、まだお見えになりませんか。

○長谷川委員長 まだ三十分くらいかかるそうです。

○櫻井委員 私は最後に安芸委員長からこの中間発表のおかれておる理由をお聞きしたい、こういうことで委員長の出席を求めているわけでありすが、まだお見えにならないのでありますから、次の機会にぜひ委員長を呼んでいただきたい。そのときまで私の質問は保留をいたして、私の質問は終了いたします。

○長谷川委員長 質疑の通告がまだだ、いぶございしますけれども、三十分から本会議を開くことになっておりますので御了承をお願いいたし存じます。

参考人の方々には、長時間にわたりますて貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。この種の問題は非常に大きく見ておるわけでございますので、一日もすみやかにこの解決ができればという努力を傾ける考えでございます。

本日はこれにて散会をいたします。次回明日午前十時より理事会、十時十五分より委員会を開会いたします。

午後三時六分散会

〔参照〕

特許法案	特許法
第一章 総則(第一条—第二十八条)	

第二章	特許及び特許出願(第二十九条—第四十六条)
第三章	審査(第四十七条—第六十五条)
第四章	特許権
第一節	特許権(第六十六条—第九十九条)
第二節	権利侵害(第一百条—第一百六条)
第三節	特許料(第一百七条—第一百二十二条)
第五章	特許発明実施審議会(第一百三十条—第一百四十条)
第六章	審判(第一百四十一条—第一百七十条)
第七章	再審(第一百七十一条—第一百七十六条)
第八章	訴訟(第一百七十七条—第一百八十四条)
第九章	雑則(第一百八十五条—第一百九十五条)
第十章	罰則(第一百九十六条—第二百零四条)
第十一章	附則(第二百零五条—第二百零六条)
第一章 総則	
(目的)	第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることに、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
(定義)	第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
	2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。
	3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物の発明にあつては、その物を生産し使用し譲渡し貸し渡しし又は輸入する行為

二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し譲渡し貸し渡しし又は輸入する行為

(期間の計算)

第三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 特許出願、請求その他特許に関する手続(以下単に「手続」という。)についての期間の末日が日曜日、国民の祝日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までで当るときは、その日の翌日をもつてその期日の末日とする。

(期間の延長等)

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十三条第四項、第五十六條、第八八條第一項若しくは第二項ただし書、第二百一十一條第一項又は第二百二十二條第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五百五十九條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む。)において準用する第五十三條第四項又は第二百五十九條第三項(第七十四條第一項において準用する場合を含む。)若しくは第六十五條第一項(第七十四條第四項において準用する場合を含む。)において準用する第五十六條に規定する期間を延長することができる。

第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2 審判長又は審査官は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

(法人でない社團等の手続をする能力)

第六条 法人でない社團又は財団であつて、代表者又は管理人の定があるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 異議の申立をすること。

二 第二百二十三條第一項又は第百

二十九条第一項の審判を請求すること。

三 第三百七十一條第一項の規定により第二百二十三條第一項又は第二百二十九條第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。

四 訴願すること。

2 法人でない社團又は財団であつて、代表者又は管理人の定があるものは、その名において第二百二十三條第一項又は第二百二十九條第一項の審判の確定審決に対する再審を請求することができる。

(未成年者、禁治産者等の手続をする能力)

第七條 未成年者及び禁治産者は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

2 準禁治産者が手続をするには、保佐人の同意を得なければならぬ。

3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

4 準禁治産者又は法定代理人が相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

(在外者の特許代理人)

第八條 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、營業所)を有しない者(以下「在外者」という。)は、第三項の登録を申請する場合その他政令で定める場合を除き、その者の特許に因する代理人であ

つて日本国内に住所又は居所を有するもの(以下「特許代理人」という。)によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴を提起することができない。

2 特許代理人は、特に授けられた権限のほか、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。

3 在外者が特許権者その他特許に關し登録した権利を有する者であるときは、その特許代理人の選任若しくは変更又はその代理権若しくはその消滅は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

(代理権の範圍)

第九條 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、營業所)を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下、請求、申請若しくは申立の取下、第二百二十一條第一項若しくは第二百二十二條第一項の審判の請求、訴願若しくはその取下又は復代理人の選任をすることができない。

(代理権の証明)

第十條 手続をする者の代理人であつて第八條第三項に規定する者でないものの代理権は、書面をもつて証明しなければならぬ。

(代理権の不消滅)

第十一條 手続をする者の委任によ

る代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託の任務終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

(代理人の個別代理)

第十二條 手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

(代理人の改任等)

第十三條 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適當でないことを認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適當でないことを認めるときは、その改任を命ずることができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

4 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手続をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手続を無効にすることができる。

(複數當事者の相互代表)

第十四條 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下、請求、申請又は申立の取下、第二百二十一條第一項又は第二百二十二條第一項の審判の請求並びに訴願及びその取下以外の手

続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(在外者の裁判籍)

第十五條 在外者の特許権その他特許に關する権利については、特許代理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許代理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九號)第八條の財産の所在地とみなす。

(手続をする能力がない場合の追認)

第十六條 未成年者(獨立して法律行為をすることができない者を除く)又は禁治産者がした手続は、法定代理人(本人が手続をする能力を取得したときは、本人)が追認することができる。

2 代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

3 準禁治産者が保佐人の同意を得ないでした手続は、準禁治産者が保佐人の同意を得て追認することができる。

4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

(手続の補正)

第十七條 手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属してい

る場合に限り、その補正をすることができ。ただし出願広告をすべき旨の決定又は請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、第六十四條(第五百五十九條第二項(第七百七十四條第一項において準用する場合を含む。))の規定により補正をすることができない場合を除き、その補正をすることができない。

2 特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相當の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七條第一項から第三項まで又は第九條の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基く命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第九十五條第一項の規定による手数料を納付しないとき。

3 前二項の規定による補正(手数料の納付を除く)をするには、手続補正書を提出しなければならない。

(手続の無効)

第十八條 特許庁長官は、前条第二項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第八條第一項若しくは第二項ただし書に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を無効にすることができる。

(願書等の提出の効力発生時期)
第十九条 願書又はこの法律若しくは

はこの法律に基く命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められてゐるものを郵便により提出した場合において、その願書又は物件を郵便局に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

(手続の効力の承継)
第二十条 特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

(手続の続行)
第二十一条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

(手続の中断又は中止)
第二十二条 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行

い、かつ、理由を附さなければならない。

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断し又は中止した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立により又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

2 特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日と受継があつたものとみなすことができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

第二十四条 民事訴訟法第二百八条、第二百九条第一項、第二百十條、第二百十一條、第二百十二條第一項、第二百十三條から第二百十七條まで、第二百十八條第一項、第二百二十條、第二百二十一條及び第二百二十二條第二項(訴訟手続の中断又は中止)の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百十條中「法定代理人」とあるのは「法定代理人若ハ特許代理人」と、同法第二百十三條中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又ハ再審ノ委任ニ因ル代理人」と、同法第二百十七條中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判長」と、同法第二百十八條第一項及び第二百二十一條中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判官」と、同法第二百二十條中

「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替へるものとする。

(外国人の権利の享有)
第二十五条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に對しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めてゐるとき。

二 その者の属する国において、日本国がその国民に對し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に對しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしてゐるとき。

三 条約に別段の定めがあるとき。

(条約の効力)
第二十六条 特許に關し條約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(特許原簿への登録)
第二十七条 次に掲げる事項は、特許に備へる特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、移転、消滅若しくは処分制限又は第七十五條第一項の規定による特許権の変更

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

定、移転、変更、消滅又は処分の制限
2 この法律に規定するもののほか、登録に關して必要な事項は、政令で定める。

(特許証の交付)
第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添附した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 特許証の再交付については、通商産業省令で定める。

(特許の要件)
第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明
二 特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明
三 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

(発明の新規性の喪失の例外)
第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学

術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、前条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときは、その発明は、同項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同様とする。

4 特許出願に係る発明について第

一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その特許出願に係る発明が第一項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(追加の特許の要件)

第三十一条 特許権者は、次に掲げる発明については、独立の特許に代え、追加の特許を受けることができる。

一 その者の特許発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部として、その特許発明と同一の目的を達成するもの

二 その者の特許発明が物の特許発明である場合において、その物を生産する方法の発明又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明

三 その者の特許発明が方法の特許発明である場合において、その方法の特許発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

(特許を受けることができない発明)

第三十二条 次に掲げる発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

- 一 飲食物又は嗜好物の発明
- 二 医薬(人の病気の診断、治

療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下同じ。又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明

三 化学方法により製造されるべき物質の発明

四 原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明

五 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明

(特許を受ける権利)

第三十三条 特許を受ける権利は、移転することができる。

2 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

3 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許を譲渡することができない。

第三十四条 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなれば、第三者に対抗することができない。

2 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利があつたときは、以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。

3 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案許可を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案許可出願があつたときも、前項と同様とする。

4 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官

に届け出なければ、その効力を生じない。

5 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

6 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。

7 第三十九第七項及び第八項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は、従業員、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4 前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

(特許出願)

第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 発明の名称

四 発明者の氏名及び住所又は居所

2 願書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び必要な図面を添附しなければならない。

一 発明の名称

二 図面の簡単な説明

三 発明の詳細な説明

四 特許請求の範囲

3 追加の特許を受けようとするときは、追加の特許を受けようとする発明についての追加の関係を明細書に記載しなければならない。

4 第二項第三号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることが

できる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

5 第二項第四号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

6 第三十八条ただし書の規定により二以上の発明について同一の願書で特許出願をするときは、第二項第四号の特許請求の範囲は、発明ごとに区分して記載しなければならない。

(共同出願)

第三十七条 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

(一発明一出願)

第三十八条 特許出願は、発明ごとにしなければならない。ただし、二以上の発明であつても、特許請求の範囲に記載される一の発明(以下「特定発明」という。)に対し次に掲げる関係を有する発明については、特定発明と同一の願書で特許出願をすることができない。

一 その特定発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部として、その特定発明と同一の目的を達成するもの

二 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明

三 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明（先願）

第三十九条 同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定められた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

3 特許出願に係る発明と実用新案許可出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案許可出願が異なつた日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案許可出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。

4 特許出願に係る発明と実用新案許可出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案許可出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定められた一の出願人のみが特許又は実用新案許可を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明につ

いて特許を受けることができない。

5 特許出願又は実用新案許可出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その特許出願又は実用新案許可出願は、前四項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

6 発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案許可を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案許可出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案許可出願でないものとみなす。

7 特許庁長官は、第二項又は第四項の場合には、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。

8 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項又は第四項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

（明細書等の補正と要旨変更）

第四十条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第四十一条 出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に、願書に最初に添付した明細書又は図面に

記載した事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨に変更しないものとみなす。

第四十二条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十四条（第五十九条第二項（第七十四条第一項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

（優先権主張の手続）

第四十三条 同盟条約第四条第一号の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし又は同条甲第二号の規定により最初に出願をしたものと認められた同盟条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくは同盟条約第四条甲第二号の規定により最初に出願をしたものと認められた同盟条約の同盟国の国名がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを特許出願の日から三月以内に特許

庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の規定による優先権の主張をした者が前項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、優先権の主張は、その効力を失う。

（特許出願の分割）

第四十四条 特許出願人は、二以上の発明を包含する特許出願の一部を二又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2 前項の規定による特許出願の分割は、特許出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の場合には、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、第三十条第四項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

（出願の変更）

第四十五条 特許出願人は、追加の特許出願を独立の特許出願に変更することができる。この場合は、独立の特許出願は、追加の特許出願の時にしたものとみなす。

2 前項の規定による特許出願の変更は、特許出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 特許出願人は、独立の特許出願を追加の特許出願に変更することができる。この場合は、追加の特許出願は、独立の特許出願の時にしたものとみなす。

4 前項の規定による特許出願の変更は、特許出願について出願公告

をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、することができない。

5 第一項又は第三項の規定による特許出願の変更があつたときは、もとの特許出願は、取り下げたものとみなす。

第四十六条 実用新案許可出願人は、その実用新案許可出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2 意匠許可出願人は、その意匠許可出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願は、その実用新案許可出願又は意匠許可出願の時にしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案許可出願又は意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、実用新案法（昭和三十四年法律第 号）第五十五条第一項において準用するこの法律第四条第一項の規定により実用新案法第三十五条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長され

た期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、意匠法(昭和三十四年法律第百六十八号)第六十八条第一項において準用するこの法律第四十六条第一項の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

第三章 審査

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願及び異議の申立を審査させなければならない。

(審査官の除斥)

第四十八条 第百三十九条第一号から第五号まで及び第七号の規定は、審査官に準用する。

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号の一に該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十七条又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。

二 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

三 その特許出願が第三十六条第三項若しくは第五項又は第三十

八条に規定する要件をみたしていないとき。

四 その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(出願公告)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を特許出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を特許公告に掲載することにより行う。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容

五 出願公告の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書

類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

(出願公告の効果等)

第五十二条 特許出願人は、出願公告があつたときは、業としてその特許出願に係る発明の実施をする権利を専有する。

2 前項の権利に基く不当利得の返還又は損害の賠償の請求権は、当該特許権の設定の登録があつた後でなければ、行うことができない。

3 第一条から第六十六条までの規定は、第一項の権利に基く損害の賠償の請求をする場合に準用する。

4 第一項の権利に基く損害の賠償の請求権を有する者が当該特許権の設定の登録前にその侵害の行為及びその行為をした者を知つた場合における民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定の適用については、同条中「被害者又は其法定代理人が損害及び加害者を知りタル時」とあるのは、「当該特許権の設定ノ登録ノ日」とする。

5 出願公告後に特許出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第百十二条第四項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされるとき、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

(補正の却下)

第五十三条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をなすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該特許出願について査定(出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定)をしてはならない。

4 特許出願人が第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の発明について新たな特許出願をしたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

5 前項に規定する新たな特許出願があつたときは、もとの特許出願は、取り下げたものとみなす。

6 前二項の規定は、特許出願人が第四項に規定する新たな特許出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその特許出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

7 審査官は、特許出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第

百二十二条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその特許出願の審査を中止しなければならない。

第五十四条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十四条の規定に違反しているものと査定前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第百二十一条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

(異議の申立)

第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から二月以内に、特許庁長官に異議の申立をすることが出来る。

2 異議の申立をするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した異議申立書を提出しなければならない。

第五十六条 異議の申立をした者は、前条第一項に規定する期間の経過後三十日を経過した後は、異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。

第五十七条 審査官は、異議の申立があつたときは、異議申立書の副本を特許出願人に送達し、相当の

期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。
第五十八条 審査官は、第五十六条の規定により異議申立書について補正をすることができ、期間及び前条の規定により指定した期間が経過した後、その異議の申立について決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。
3 特許庁長官は、第一項の決定があつたときは、決定の謄本を異議申立人に送付しなければならない。

4 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
第五十九条 第四十六条、第五十条、第五十一条、第六十九条第三項から第六項まで及び第七十条の規定は、異議の申立の審査に準用する。

第六十条 審査官は、第五十八条第一項の決定をした後、その特許出願について特許をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。
第六十一条 審査官は、二以上の異議の申立があつた場合において、一の異議の申立について審査した結果その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をすることとしたときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、他の異議の申立については、同項の決定をすることを要しない。

2 特許庁長官は、前項の規定により第五十八条第一項の決定をすることを要しないときは、その異議

申立人に対し、拒絶をすべき旨の査定を謄本を送付しなければならない。
（異議の申立があつた場合の査定）

第六十二条 審査官は、第五十五条第一項に規定する期間内に異議の申立があつたときは、拒絶をすべき旨の査定をすることを除き、その特許出願について特許をすべき旨の査定をしなければならない。
（査定の方式）

第六十三条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

2 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。
（出願公告決定後の補正）

第六十四条 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十条の規定による通知を受けたとき、又は異議の申立があつたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は異議の申立の理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができ、ただし、その補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮
二 誤記の訂正
三 明瞭でない記載の釈明
2 第六十二条第二項の規定は前項ただし書の場合に、第六十二条第三項の規定は前項第一号の場合に準用する。

（訴訟との関係）
第六十五条 審査において必要があるときは、審決が確定し又は訴訟手続が完了するまでその手続を中止することができる。

2 訴訟において必要があるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第四章 特許権
第一節 特許権
（特許権の設定の登録）

第六十六条 特許権は、設定の登録により発生する。

2 第七十条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、特許権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所、特許番号並びに設定の登録の年月日を特許公報に掲載しなければならない。
（存続期間）

第六十七条 特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年をもつて終了する。ただし、特許出願の日から二十年をこえることができない。

2 第四十条又は第五十三条第四項（第五十九条第一項（第七十条第四条第一項）において準用する場合を含む。）の規定により特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の二十年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの特許出願の日の翌日から起算する。

3 第七十五条第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権となつたときは、その独立の特許権の存続期間は、原特許権の残存期間とする。

（特許権の効力）
第六十八条 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（特許権の効力が及ばない範囲）
第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

2 特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。
一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物
二 特許出願の時から日本国内にある物

（特許発明の技術的範囲）
第七十条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基いて定めなければならない。

第七十一条 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、解釈を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名以下の審判官を指定して、その解釈をさせなければならない。

（他人の特許発明等との関係）
第七十二条 特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明、許可実用新案若しくは許可意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許出願の日前の意匠許可出願に係る他人の意匠権と抵触するときは、業としてその特許発明の実施をすることができない。

（共有に係る特許権）
第七十三条 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特分を譲渡し、又はその特分を目的として質権を設定することができない。

2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができない。

3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

（追加の特許権の附随性）
第七十四条 特許権が移転し又は存続期間の満了により消滅した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、追加の特許権は、その特許権に従つて移転し、又は消滅する。

（追加の特許権の独立性）
第七十五条 特許が無効にされた場合又は放棄により若しくは第六十

第七十三条の規定は、専用実施権に準用する。

者であつて、第二百三十三條第一項又は実用新案法第三十七條第一項の審判の請求の登録前に、特許又は実用新案許可が第二百三十三條第一項各号の一又は実用新法第三十七條第一項各号の一に該当するこ

法第十九条第三項において準用

る權利を有する。

理由を附さなければならぬ。

2 通常実施権を設定すべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 通常の実施権を設定すべき範囲
- 二 対価の額並びにその支払の方法及び時期

(裁定の謄本の送達)

第八十七條 特許庁長官は、第八十三條第二項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するものへ送達しなければならない。

2 当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の謄本の送達があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとなす。

(対価の供託)

第八十八條 第八十六條第二項第二号の対価を支払うべき者は、次に掲げる場合は、その対価を供託しなければならない。

- 一 その対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。
- 二 その対価について第八十三條第一項の訴の提起があつたとき。

三 当該特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき、ただし、質権者の承諾を得たときは、この限りでない。

(裁定の失効)

第八十九條 通常実施権の設定を受

けようとする者が第八十三條第二項の裁定で定める支払の時刻までに対価(対価を定期に又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分)の支払又は供託をしないときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定は、その効力を失う。

(裁定の取消)

第九十條 特許庁長官は、第八十三條第二項の裁定により通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

2 第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項及び第八十七條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第九十一條 前条第一項の規定による裁定の取消があつたときは、通常実施権は、その後消滅する。

(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第九十二條 特許権者又は専用実施権者は、その特許発明が第七十二條に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権又は専用実施権若しくは意匠権について通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 第八十四條、第八十五條第一項及び第八十六條から前条までの規定は、前項の裁定に準用する。

(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第九十三條 特許発明の実施が公共の利益のために特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けて、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、通商産業大臣の裁定を請求することができる。

3 第八十四條、第八十五條第一項及び第八十六條から第九十一條までの規定は、前項の裁定に準用する。

(通常実施権の移転等)

第九十四條 通常実施権は、第九十二條第二項、実用新案法第三十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の規定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、特許権者(専用実施権について通常実施権にあつては、特許権者及び専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、第九十二條第二項、実用新案法第三十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の規定による通常実施権を除き、特許権者(専用実施権について通常実施権にあつては、特許権者及び

び専用実施権者)の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 第九十二條第二項、実用新案法第三十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の規定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権に従つて移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が消滅したときは、消滅する。

4 第七十三條第一項の規定は、通常実施権に準用する。

(質権)

第九十五條 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。

第九十六條 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権は、特許権、専用実施権若しくは通常実施権の対価又は特許発明の実施に対しその特許権者若しくは専用実施権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

(特許権等の放棄)

第九十七條 特許権者は、専用実施権者、質権者又は第三十五條第一項、第七十七條第四項若しくは第七十八條第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

2 専用実施権者は、質権又は第七

十七條第四項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる。

3 通常実施権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常実施権を放棄することができる。

(登録の効力)

第九十八條 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

一 特許権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、放棄による消滅又は処分の制限

二 専用実施権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は特許権の消滅によるものを除く。)

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。)

2 前項各号の相続その他の一般承継の場合には、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届けなければならない。

第九十九條 通常実施権は、その登録をしたときは、その特許若しくは専用実施権又はその特許権についての特許権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。

2 第三十五條第一項、第七十九條、第八十條第一項、第八十一條、

第八十二条第一項又は第七十六條の規定による通常実施権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

3 通常実施権の移転、変更、消滅

若しくは処分制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分制限は、登録しなければ、第三者に對抗することができない。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第一百条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第一百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてである場合において、その物の生産にのみ使用する物を業として生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

二 特許が方法の発明についてである場合において、その発

明の実施にのみ使用する物を業として生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

(損害額の推定等)

第一百二条 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に對し通常受けるべき金銭の額に相當する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるに於いて、これを参酌することができる。

(過失の推定)

第一百三条 他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

(生産方法の推定)

第一百四条 物を生産する方法の発明について特許がされている場合に

において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する。

(書類の提出)

第一百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立により、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることが出来る。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(信用回復の措置)

第一百六条 故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害した者により特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専

用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることが出来る。

第三節 特許料

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、第六十七條第一項に規定する十五年（追加の特許権（第七十五條第一項の規定により独立の特許権となつたものを含む。以下同じ。）にあつては、出願公告の日から第七十四條の規定により消滅し又は第六十七條第三項に規定する存続期間が満了するまで）の各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五百円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき五百円）
第四年から第六年まで	毎年七百円に一発明につき八百円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき八百円）
第七年から第九年まで	毎年千五百円に一発明につき千五百円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき千五百円）
第十年から第十二年まで	毎年三千円に一発明につき三千円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき三千円）
第十三年から第十五年まで	毎年六千円に一発明につき六千円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき六千円）

2 前項の規定は、國に属する特許権には、適用しない。

(特許料の納付期限)

第一百八条 前条第一項の規定による特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、出願公告の日から特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日までに三年以上を経過したときは、第四年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年（査定又は審決の謄本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年の次の年）までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、特許料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書に規定する期間を延長することができる。

(特許料の減免又は猶予)

第一百九条 特許庁長官は、第一百七條第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者がその特許発明の発明者又はその相続人である場合において貧困により特許料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(利害関係人による特許料の納付)

第百十條 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる。

2 前項の規定により特許料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(既納の特許料の返還)

第百十一條 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

- 一 過限納の特許料
- 二 特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号の特許料については審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

(特許料の追納)

第百十二條 特許権者は、第百八條第二項本文に規定する期間又は第百九條の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七條第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。

3 特許権者が第一項の規定により

特許料を追納することができる期間内に第百七條第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料及び前項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、第百八條第二項本文に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

4 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九條の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

第五章 特許発明実施審議会(設置)

第百十三條 特許庁に、特許発明実施審議会を置く。

(所掌事務)

第百十四條 特許発明実施審議会(以下「審議会」という)は、法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣又は特許庁長官の諮問に応じ、特許発明の実施に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第百十五條 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第百十六條 委員は、産業に関し学識経験のある者のうちから、特許庁長官が任命する。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び産業に関し学識経験のある

者のうちから、特許庁長官が任命する。

第百十七條 委員の任期は、三年とする。

(勤務)

第百十八條 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第百十九條 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

(引合への委任)

第百二十條 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第百二十一條 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判)

第百二十二條 第五十三條第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、同条第四項に規定する新たな特許出願

をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(特許の無効の審判)

第百二十三條 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることができる。この場合において、特許請求の範囲が二以上の発明に係るものについては、発明ごとに請求することができる。

一 その特許が第二十五條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十七條又は第三十九條第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

二 その特許が条約に違反してされたとき。

三 その特許が第三十六條第四項又は第五項に規定する要件をみたしていない特許出願に対してされたとき。

四 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

五 特許がされた後において、その特許権者が第二十五條の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を

有する者に通知しなければならない。

第百二十四條 特許が特許出願前に外国において頒布された刊行物に記載された発明又はその発明に基いてその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができた場合における発明についてされたときは、その特許についての前条第一項の審判は、特許権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

第百二十五條 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第百二十三條第一項第五号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(訂正の審判)

第百二十六條 特許権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3 第一項第一号の場合には、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発

明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。

4 第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができ。ただし、第百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

第百二十七条 特許権者は、専用実施権者、質権又は第三十五条第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、前条第一項の審判を請求することができ。

第百二十八条 願書に添付した明細書又は図面の訂正すべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により特許出願、出願公告、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

(訂正の無効の審判)

第百二十九条 願書に添付した明細書又は図面の訂正が第百二十六条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第百三十条 願書に添付した明細書又は図面の訂正を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その訂正は、初めからなかつたものとみなす。

(審判請求の方式)

第百三十一条 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 審判事件の表示

三 請求の趣旨及びその理由

2 前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

ただし、前項第三号に掲げる請求の理由については、この限りでない。

3 第百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正した明細書又は図面を添付しなければならない。

(共同審判)

第百三十二条 同一の特許権について第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

2 共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するとき、共有者の全員が被請求人として請求しなければならない。

3 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

4 第一項若しくは前項の規定により審判を請求した者又は第二項の規定により審判を請求された者の

一人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

(方式に違反した場合の決定による却下)

第百三十三条 審判長は、請求書が第百三十一条第一項又は第三項の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。第百九十五条第一項の規定による手数料を納付しないときも、同様とする。

2 審判長は、請求人が前項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、決定をもつてその請求書を却下しなければならない。

3 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

(答弁書の提出等)

第百三十四条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判長は、前項の答弁書を受領したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

(不適法な審判請求の審決による却下)

第百三十五条 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求

人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもつてこれを却下することができる。

(審判の合議制)

第百三十六条 審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

(審判官の指定)

第百三十七条 特許庁長官は、各審判事件について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。

(審判長)

第百三十八条 特許庁長官は、前条第一項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

2 審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

(審判官の除斥)

第百三十九条 審判官は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは異議申立人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは異議申立人の代理人であるとき又はあつたとき。

六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

第百四十条 前条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立をすることができ。

(審判官の忌避)

第百四十一条 審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができ。

2 当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもつて陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立の方式)

第百四十二条 除斥又は忌避の申立をする者は、その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもつてすることができる。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立をした日から三日以内に疎明しなければならぬ。前条第二項ただし書の事実も、同様とする。
(除斥又は忌避の申立についての決定)

第百四十三條 除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立に係る審判官以外の審判官が審判により決定をする。ただし、その申立に係る審判官は、意見を述べることをできる。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

3 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第百四十四條 除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立についての決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(審判における審理の方式)

第百四十五條 第百二十三條第一項又は第百二十九條第一項の審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、書面審理によるものとすることができ。

2 前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとすることができ。

3 審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書

面を当事者及び参加人に送達しなければならぬ。ただし、当該事件について出頭した当事者又は参加人に対しこれを告知したときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

第百四十六條 民事訴訟法第百三十四條(通事)の規定は、審判に準用する。

(調書)

第百四十七條 第百四十五條第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名し、印を押さなければならない。

3 民事訴訟法第百四十五條から第百四十七條まで(調書)の規定は、第一項の調書に準用する。
(参加)

第百四十八條 第百三十二條第一項の規定により審判を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる。

2 前項の規定による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。

3 審判の結果について利害関係を有

する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる。

4 前項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができ。

5 第一項又は第三項の規定による参加人については審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についても、その効力を生ずる。

第百四十九條 参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

2 審判長は、参加の申請があつたときは、参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 参加の申請があつたときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする。

4 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

5 第三項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(証拠調及び証拠保全)

第百五十條 審判に關しては、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠調をすることができ。

2 審判に關しては、審判請求前は利害關係人の申立により、審判の係属中は当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠保全をすることができ。

3 前項の規定による審判請求前の申立は、特許庁長官に対してしなければならない。

4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立があつたときは、証拠保全に關与すべき審判官を指定する。

5 審判長は、第一項又は第二項の規定により職権で証拠調又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6 第一項又は第二項の証拠調又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる。

第百五十一條 第百四十七條並びに民事訴訟法第百三十條(受命裁判官の指定及び嘱託)、第百五十二條第一項から第三項まで(期日)、第百五十四條(呼出)、第二百五十七條から第二百六十條まで、第二百六十二條から第二百六十七條まで、第二百七十一條から第二百七十六條まで、第二百七十九條から第二百八十二條まで、第二百八十三條第一項、第二百八十五條から第三百二條まで、第三百四條、第三百五條、第三百六條第一項、第二項及び第三項前段、第三百七條から第三百十四條まで、第三百十九條から第三百二十七條まで、第三百二十八條第一項、第三百二十九條第一項、第三百三十條、第三百三十二條から第三百三十四條まで、第三百三十五條第一項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百四十條から第三百四十三條ま

で、第三百四十五條から第三百五十一條ノ二まで(証拠)並びに第三百五十八條ノ三(書面の提出)の規定は、前条の規定による証拠調又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第二百五十七條中「裁判所ニ於テ当事者ガ自由シタル事實及顯著ナル事實」とあるのは「顯著ナル事實」と、同法第二百六十七條第二項中「保證金ヲ供託セシメ又ハ其ノ主張ノ真実ナルコトヲ」とあるのは「其ノ主張ノ真実ナルコトヲ」と読み替へるものとする。

(職権による審理)

第百五十二條 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第百四十五條第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであっても、審判手続を進行することができる。

第百五十三條 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

3 審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。

(審理の併合又は分離)
第百五十四條 当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判につ

いては、その審理の併合をすることができ、その審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができ、

2 前項の規定により審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができ、

(審理の請求の取下)

第百五十五條 審理の請求は、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 審理の請求は、第百三十四條第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

3 特許請求の範囲が二以上の発明に係る特許の二以上の発明について第百二十三條第一項の審理を請求したときは、その請求は、発明ごとに取り下げることができ、

(審理の終結の通知)

第百五十六條 審理長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

2 審理長は、必要があるときは、前項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、審理の再開をすることができ、

3 審決は、第一項の規定による通知を発した日から二十日以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(審決)

第百五十七條 審決があつたときは、審判は、終了する。

2 審決は、次に掲げる事項を記載し

た文書をもつて行い、審決をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一 審判の番号

二 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 審判事件の表示

四 審決の結論及び理由

五 審決の年月日

3 特許庁長官は、審決があつたときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第百五十八條 審査においてした手続は、第百二十一條第一項の審判においても、その効力を有する。

第百五十九條 第五十三條及び第五十四條の規定は、第百二十一條第一項の審判に準用する。この場合において、第五十三條第七項中「第百二十二條第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第百七十八條第一項の訴を提起したとき」と読み替へるものとする。

2 第五十條及び第六十四條の規定は、第百二十一條第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

3 第五十一條、第五十二條、第五十五條から第五十八條まで及び第六十條から第六十二條までの規定は、第百二十一條第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。この場合において、第五十七條中「審査官」とあるのは、

「審判長」と読み替へるものとする。

4 第百二十一條第一項の審判の請求を理由があるとする場合において、その特許出願についてすでに出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、さらに出願公告をすることなく、審決をしなければならない。

5 第三項において準用する第五十五條第一項の申立があつたときは、第百二十一條第一項の審判の審判官が審判により決定をする。第百六十條 第百二十一條第一項の審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができ、

2 前項の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

3 第一項の審決をするときは、前条第三項の規定は、適用しない。第百六十一條 第百三十四條第一項及び第百三十八條並びに第百四十九條の規定は、第百二十一條第一項の審判には、適用しない。

(補正の却下の決定に対する審判の特則)

第百六十二條 第百二十二條第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

第百六十三條 第百三十四條第一項及び第百三十八條並びに第百四十九條の規定は、第百二十二條第一項の審判には、適用しない。

(訂正の審判における特則)

第百六十四條 審判長は、第百二十六條第一項の審判の請求が同項各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項若しくは第三項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与へなければならない。

2 審判官は、第百二十六條第一項の審判の請求が同項各号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第二項及び第三項の規定に適合するときは、請求公告をすべき旨の決定をしなければならない。

第百六十五條 第五十一條第二項から第四項まで、第五十五條から第六十二條までの規定は、請求公告をすべき旨の決定があつた場合に準用する。この場合において、第五十七條中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第五十五條第一項の申立があつたときは、第百二十六條第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

第百六十六條 第百三十四條第一項及び第百三十八條並びに第百四十九條の規定は、第百二十六條第一項の審判には、適用しない。

(審判の効力)

第百六十七條 何人も、第百二十三條第一項又は第百二十九條第一項の審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証

拠に基づいてその審判を請求することができない。

(訴訟との関係)

第百六十八條 審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができ、

2 訴訟において必要があるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(審判における費用の負担)

第百六十九條 第百二十三條第一項又は第百二十九條第一項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

2 民事訴訟法第八十九條から第九十四條まで、第九十八條第一項及び第九十九條、第百九十一條、第百九十二條並びに第百六十六條(訴訟費用の負担)の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。

3 第百二十一條第一項、第百二十二條第一項又は第百二十六條第一項の審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4 民事訴訟法第九十三條(共同訴訟の費用)及び第百六十六條(費用の予納)の規定は、前項の規定により請求人又は申立人が負担する費用に準用する。

5 審判に関する費用の額は、請求

により、審決又は決定が確定した後には特許庁長官が決定をする。

6 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)第二条から第四条まで、第六条から第九条まで、第十一条から第十五条まで(費用の額)及び第十七条(費用の支払)の規定は、審判に関する費用に準用する。

(費用の額の決定の執行力)

第七十條 審判に関する費用の額についての確定した決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

第七章 再審

(再審の請求)

第七十一條 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一條(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第七十二條 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審の請求期間)

第七十三條 再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。

2 再審を請求する者がその責に帰することができない理由により前

項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

3 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4 審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5 再審の理由が審決が確定した後生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 第一項及び第四項の規定は、当該審決が前にされた確定審決と抵触することを理由とする再審の請求には、適用しない。

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第三十一條、第三十二條第三項及び第四項、第三十三條、第三十四條第三項、第三十五條から第四十七條まで、第五十條から第五十二條まで、第五十五條から第五十七條まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條から第六十八條、第六十九條第三項から第六十六條まで並びに第七十條の規定は、第二百一十一條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三十一條、第三十二條第三項及び第四項、第三十三條、

第三十四條第三項、第三十五條から第四十七條まで、第五十條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第五十六條、第五十七條、第六十二條、第六十六條、第六十九條第三項から第六十六條まで並びに第七十條の規定は、第二百二十二條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三十一條、第三十二條第一項、第二項及び第四項、第三十三條から第三十五條まで、第三十六條から第三十八條、第三十九條第一項、第四十條、第四十一條及び第四十二條並びに第七十條の規定は、第二百二十三條第一項又は第二百二十九條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 第三十一條、第三十二條第三項及び第四項、第三十三條、第三十四條第三項、第三十五條から第四十七條まで、第五十條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第五十六條、第五十七條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十八條、第六十九條第三項から第六十六條まで並びに第七十條の規定は、第二百二十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

5 民事訴訟法第四百二十七條第一項(審理の範囲)の規定は、再審に準用する。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第七十五條 無効にした特許に係

る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審により特許権の設定の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてなされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において生産若しくは取得した当該物には、及ばない。

第八章 訴願

2 無効にした特許に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審により特許権の設定の登録があつたときは、特許権の効力は、次に掲げる行為には及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該発明の善意の実施

二 特許が物の発明についてなされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

三 特許が方法の発明についてなされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

第七十六條 無効にした特許に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審によ

り特許権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしていける者又はその事業の準備をしていける者は、その実施又は準備をしていける発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

第九章 訴訟

第七十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分(補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く)に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第七十八條 審決、第五百九條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む)において準用する第五十三條第一項の規定による却下の決定又は審判若しくは再審請求の書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴は、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 第一項の訴は、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

4 前項の期間は、不変期間とする。

5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間について附加期間を定めることができる。

6 審判を請求することができる事項に関する訴は、審決に対するものでなければ、提起することができない。

(被告適格)

第七十九條 前条第一項の訴においては、特許庁長官を被告としなければならぬ。ただし、第二百三十三條第一項又は第二百二十九條第一項の審判の審決に対するものにあつては、その審判の請求人又は被請求人を被告としなければならない。(出訴の通知)

(審決又は決定の取消)

第八十條 裁判所は、前条ただし書に規定する訴の提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

(審決又は決定の取消)

第八十一條 裁判所は、第七十八條第一項の訴の提起があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。

2 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消の判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならぬ。

(裁判の正本の送付)

第八十二條 裁判所は、第七十九條ただし書に規定する訴について訴訟手続が完結したときは、遅

滞なく、特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない。

(対価の額についての訴)

第八十三條 第八十三條第二項、第九十二條第二項又は第九十三條第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴は、裁定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 通商産業大臣又は特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間について附加期間を定めることができる。

(被告適格)

第八十四條 前条第一項の訴においては、次に掲げる者を被告としなければならない。

一 第八十三條第二項又は第九十三條第二項の裁定については、通常実施権者又は特許権者若しくは専用実施権者

二 第九十二條第二項の裁定については、通常実施権者又は第七十二條の他人

第十章 雑則

(特許請求の範囲が二以上の発明に係るものについての特則)

第八十五條 特許請求の範囲が二以上の発明に係る特許又は特許権

についての第二十七條第一項第一号、第五十二條第五項、第七十五

條第二項、第八十條第二項第一号、第三号若しくは第五号、第九十七條第一項、第九十八條第一項第一号、第一百十一條第一項第二号若しくは第三号、第二百三十三條第二項(第九十二條第二項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條、第二百六十六條第四項、第二百三十二條第一項(第七十七條第四條第三項において準用する場合を含む。)、第七十五條、第七十六條若しくは第九十三條第二項第五号又は実用新案法第二十條第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定の適用については、発明ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第八十六條 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添附した明細書若しくは図面であつて、出願公告がされてないもの

二 第二百二十一條第一項又は第二百二十二條第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る特許出願について出願公告がされてないもの

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

(特許表示)

第八十七條 特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産

業省令で定めるところにより、物の特許発明におけるその物若しくは物を生産する方法の特許発明におけるその方法により生産した物(以下「特許に係る物」という。))又はその物の包装にその物又は方法の発明が特許に係る旨の表示(以下「特許表示」という。)を附するよう努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第八十八條 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特許に係る物以外の物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二 特許に係る物以外の物であつて、その物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三 特許に係る物以外の物を生産させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

四 方法の特許発明におけるその方法以外の方法を使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(送達)

第八十九條 送達する書類は、この法律に規定するもののほか、通商産業省令で定める。

第九十條 民事訴訟法第六十一

條第一項、第六十二條、第六十三條(送達の方法)、第六十四條第一項、第六十五條、第六十六條、第六十八條、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで(送達の方法)及び第七十七條(送達証書)の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第六十一條第一項及び第六十三條中「裁判所書記」とあるのは「特許庁長官ノ指定スル職員」と、同法第六十二條第一項中「執行吏又ハ郵便」とあるのは「郵便」と、同法第七十二條中「場合ニ於テハ裁判所書記」とあるのは「場合及審査ニ関スル書類ヲ送達スベキ場合ニ於テハ特許庁長官ノ指定スル職員」と読み替へるものとする。

第九十一條 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が知れないときは、公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、官報に掲載した日から二十日を経過することにより、その効力を生ずる。

第九十二條 在外者に特許管理人があるときは、その特許管理人に送達しなければならない。

2 在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱とした書留郵便に付して送達することができる。

3 前項の規定により書類を郵便に付して送付したときは、送付の時に送達があつたものとみなす。

(特許公報)

第九十三条 特許庁は、特許公報を発行する。

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公告後における拒絶をすべき旨の査定又は特許出願の放棄、取下若しくは無効

二 出願公告後における特許を受ける権利の承継

三 出願公告後における第五十三条第一項(第五十九条第一項(第七十四条第一項)において準用する場合を含む。)の規定による却下の決定

四 出願公告後における願書に添附した明細書又は図面の修正

五 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第七十二条第三項の規定によるものを除く。)

六 審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは再審の確定審決

七 裁定の請求若しくはその取下又は裁定

八 第七十八條第一項の訴について確定判決

(書類等の提出)

第九十四條 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

(手数料)

第九十五条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

第十一章 罰則

(侵害の罪)

第九十六条 特許権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第五十二条第一項の権利を侵害した者は、当該特許権の設定の登録があつたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

(詐欺の行為の罪)

第九十七条 詐欺の行為により特許又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第九十八条 第九十八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第九十九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自由したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十六条第一項若しくは第二項、第九十七条又は第九十八条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第二百二條 第五十一条(第五十九條又は第七十四条第一項)から第四項までにおいて準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百六十七條第二項又は第三百三十六條の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第二百三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第二百四條 証拠調査又は証拠保全に關し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から

ら書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附則
この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

	金 額
一 第四條、第五條第一項若しくは第八條第三項の規定による期間の延長又は第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
二 特許権の再交付を請求する者	一件につき八百円
三 第三十四條第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき八百円
四 特許出願をする者	一件につき八百円
五 異議の申立をする者	一件につき八百円
六 第七十一条第一項の規定により解釈を求める者	一件につき三百円
七 裁定の取消を請求する者	一件につき四百円
八 審判又は再審を請求する者	一件につき二千円
九 審判又は再審を請求する者	一件につき二千円
十 審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四百円
十一 第九十六條の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十二 第九十六條の規定により書類の提出又は抄本の交付を請求する者	一件につき二百円
十三 第九十六條の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円(特許原簿にあつては、四十円)

備考 この表において「一発明」とは、特許請求の範囲に記載された一発明をいう。

理由

現在施行されている特許法は、大正十年に制定されたものであるが、その後の社会的経済的事業の変化及び技術の進歩に伴い、現行制度の根本的な整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法案

(参議院送付案、中略修正に係る条)
(分を掲ぐ、小字及び「」は修正)

- 第三十四条 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。
- 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。
- 同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案許可を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案許可出願があつたときも、前項と同様とする。
- 特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。
- 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。

第三十九条第七項及び第八項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

(先願)

第三十九条 同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いづれも、その発明について特許を受けることができない。

特許出願に係る発明と実用新案許可出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案許可出願が異なつた日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案許可出願人より先に発明をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。

特許出願に係る発明と実用新案許可出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案許可出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが

特許又は実用新案許可を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

特許出願又は実用新案許可出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その特許出願又は実用新案許可出願は、前四項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案許可を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案許可出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案許可出願でないものとみなす。

特許庁長官は、第二項又は第四項の場合には、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。

特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項又は第四項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

第四十六条 実用新案許可出願人は、その実用新案許可出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定

の謄本の送達があつた日から三十

日を経過した後は、この限りでない。

意匠許可出願人は、その意匠許可出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

前二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願は、その実用新案許可出願又は意匠許可出願の時にしたものとみなす。

第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案許可出願又は意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。

第一項ただし書に規定する期間は、実用新案法(昭和三十四年法律第 号)第五十五条第一項において準用するこの法律第四條第三十五條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

第二項ただし書に規定する期間は、意匠法(昭和三十四年法律第 号)第六十八條第一項において準用するこの法律第四條第一項の規定により意匠法第四十六條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(審査官による審査)
第四十七条 特許庁長官は、審査官

に特許出願及び異議の申立を審査させなければならない。

第七十一条 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、解釈を求めることができる。

特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名以下の審判官を指定して、その解釈をさせなければならない。

前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

(他人の特許発明等との関係)

第七十二条 特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前に出願に係る他人の特許発明、許可実用新案若しくは意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許出願の日前の意匠許可出願に係る他人の意匠権と抵触するときは、業としてその特許発明の実施をすることができない。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)
第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第二百三十三條第一項又は実用新案法第三十七條第一項の審判の請求の登録前に、特許又は実用新案許可が第二百三十三條第一項各号の一又は実用新案法第三十七條第一項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該発明又は考案の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その

特許法施行法案

特許法施行法

(特許法の施行期日)

第一条 特許法（昭和三十四年法律第一号）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(特許法の廃止)

第二条 特許法（大正十年法律第九十六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(特許権)

第三条 旧法による特許権（制限付移転の特許権を除く。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による特許権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。

第四条 旧法第七十三条第三項に規定する権利であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第五十二条第一項の権利となつたものとみなす。ただし、同条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

(制限付移転の特許権)

第五条 旧法による制限付移転の特許権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

(実施権)

第六条 旧法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十五条

第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条 旧法第三十七條の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第七十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条 旧法第三十八條第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第三十八條第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第九条 旧法第三十八條第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十条 旧法第三十九條の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

2 新法第八十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

第十一条 旧法第四十一条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第五項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十一条第一項の規定による実施権はその許可の日

において、新法第八十三条第二項の裁定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条 旧法第四十八條第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第七十八條第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十三条 旧法第四十九條の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十九條の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第九十二条第二項の裁定による通常実施権又は実用新案権についての通常実施権となつたものとみなす。

第十四条 旧法第二百六十六條第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二百六十六條第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二百七十六條の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十五条 旧法第二百七十七條第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二百七十七條第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二百八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十六条 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許されたものを含む。）がその特許出願の日前の出願に係る他人の実用新案権と抵触するときは、当該特許権者は、専用実施権者又は通常実施権者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

2 前項に規定する場合は、新法第七十二条に規定する場合に該当するものとみなし、新法第九十二条の規定を適用する。

第十七条 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許されたものを含む。）と抵触する実用新案権であつて、当該特許出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その原実用新案権者は、原実用新案権の範囲内において、当該特許権又はその実用新案権の範囲内に於いて、当該特許権又はその実用新案権の満了の際現に存する専用実施権について、新法第八十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

2 前項に規定する場合は、新法第七十二条に規定する場合に該当するものとみなし、新法第九十二条の規定を適用する。

第十八条 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許されたものを含む。）の存続期間については、なお従前の例による。ただし、第二十条第五項に規定する場合を除き、延長することができない。

(質権)

第十九条 新法の施行前にした特許権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

2 新法第八十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

3 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許されたものを含む。）と抵触する実用新案権であつて、当該特許出願の日前又はこれと同日の出願

に係るものの存続期間が満了したときは、その満了の際現にその実用新案権についての専用実施権又はその実用新案権若しくは専用実施権についての実用新案法（昭和三十四年法律第一号）第十九条第三項において準用する新法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその実用新案権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について、新法第八十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

(存続期間)

第十九条 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許されたものを含む。）の存続期間については、なお従前の例による。ただし、第二十条第五項に規定する場合を除き、延長することができない。

(質権)

第十九条 新法の施行前にした特許権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

2 新法第八十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

3 第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許されたものを含む。）と抵触する実用新案権であつて、当該特許出願の日前又はこれと同日の出願

る旧法第四十九条、第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。

ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第四十九条、第五十三条第一項若しくは第二項又は第八十四条第一項の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3 新法の施行の際現に係属している旧法第二十一条第一項（旧法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の再審については、なお従前の例による。

4 第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5 第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（正當権利者の特許出願）

第二十一条 新法の施行の際現に係属している旧法第十条又は第十一條に規定する正當権利者の特許出願については、これらの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許を受ける権利の承継）

第二十二条 新法の施行前にした特許出願後における特許を受ける権利の承継（相続その他の一般承継を除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（特許権の移転等）

第二十三条 新法の施行前にした特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

2 新法の施行前にした特許権を目的とする質権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、変更又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（職務発明）

第二十四条 新法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした発明についても、適用する。

（無効審判）

第二十五条 旧法によりした特許又は旧法第五十三条第一項の規定によりした許可（第二十条第一項又は第二項の規定により従前の例によりした特許又は当該許可を含む。）については、新法第二百二十三条第一項若しくは第二百二十九条第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審においては、旧法第五十七条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項又は第二項に規定する場合に限り、その特許又は許可を無効にすることができる。

2 旧法第八十四条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第二十条第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいては、前項と同様とする。

3 新法の施行前にした特許又は旧法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした許可については、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許料）

第二十六条 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた特許料については、なお従前の例による。

2 新法第二百一十一条の規定は、新法の施行前に納付した特許料（前項の規定により従前の例により納付したものを含む。）についても、適用する。

3 旧法により存続期間が延長された特許権（第二十条第五項の規定により従前の例により存続期間が延長されたものを含む。）については、旧法の特許料の納付については、旧法第六十五条第二項、第四項及び第七項、第六十六条第一項、第六十七條並びに第六十九条までの規定は、第一項に規定する場合を除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧法第二十一条（第二十一条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。）の規定により正當権利者に特許をしたときは、旧法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許補償等審査会）

第二十七条 第二十条第五項の規定により従前の例により特許権の存続期間を延長するときは、旧特許法施行令（大正十年勅令第四百六十号）第三条の規定により特許補償等審査会の権限とされていた事項は、特許発明実施審議会の権限とする。

（補償金）

第二十八条 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

（処分）

第二十九条 旧法によりした処分、手続その他の行為（第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、新法中これに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

（罰則の適用）

第三十条 新法の施行前にした行為及び第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

特許法を施行するため、その施行期日及び経過措置を定める必要がある。

實用新案法案

実用新案法

目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 実用新案許可及び実用新案許可出願（第三条—第九条）

第三章 審査（第十条—第十三条）

第四章 実用新案権（第十四条—第二十六条）

第一節 実用新案権（第十四条—第二十六条）

第二節 権利侵害（第二十七条—第三十条）

第三節 許可料（第三十一条—第三十四条）

第五章 審判（第三十五条—第四十一条）

第六章 再審、訴願及び訴訟（第四十二条—第四十八条）

第七章 雑則（第四十九条—第五十五条）

第八章 罰則（第五十六条—第六十四条）

附則

第一章 総則

第一条（目的）

この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることに伴い、その考案を奨励し、もつて産業の發達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2 この法律で「許可實用新案」と

る。これがこの法律案を提出する理由である。

（附則）

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

は、実用新案許可を受けている考案をいう。

3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貨渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 実用新案許可及び実用新案許可出願

(実用新案許可の要件)

第三条 産業上利用することができ、又は組合せに係るもの、をたし又は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案許可を受けることができる。

一 実用新案許可出願前に日本国内において公然知られた考案
二 実用新案許可出願前に日本国内において公然実施をされた考案

2 実用新案許可出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案許可を受けることができない。

3 実用新案許可出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された考案
4 実用新案許可出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案許可を受けることができない。

(実用新案許可を受けることができない考案)

第四条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある考案については、前条の規定にかかわらず、実用新案許可を受けることができない。

(実用新案許可出願)

第五条 実用新案許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 実用新案許可出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 提出の年月日
三 考案の名称
四 考案者の氏名及び住所又は居所

願書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び図面を添附しなければならない。

一 考案の名称
二 図面の簡単な説明
三 考案の詳細な説明
四 実用新案許可請求の範囲

3 前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができ、或及び効果を記載しなければならない。

4 第二項第四号の実用新案許可請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

(一考案一出願)
第六条 実用新案許可出願は、考案ごとにしなければならない。

(先願)
第七条 同一の考案について異なつた日に二以上の実用新案許可出願があつたときは、最先の実用新案許可出願人のみがその考案について

て実用新案許可を受けることができる。

2 同一の考案について同日に二以上の実用新案許可出願があつたときは、実用新案許可出願人の協議により定めた一の実用新案許可出願人のみがその考案について実用新案許可を受けることができる。

協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その考案について実用新案許可を受けることができない。

3 実用新案許可出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新案許可出願及び特許出願が異なつた日にされたものであるときは、実用新案許可出願人は、特許出願人より先に特許出願をした場合にのみその考案について実用新案許可を受けることができる。

4 実用新案許可出願又は特許出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その実用新案許可出願又は特許出願は、前三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

5 考案者又は発明者でない者であつて実用新案許可を受ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした実用新案許可出願又は特許出願は、第一項から第三項までの規定の適用については、実用新案許可出願又は特許出願でないものとみなす。

6 特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を実用新案許可出願人に命じなければならない。

7 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

8 特許法(昭和三十四年法律第 号)第三十九条第四項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは実用新案許可出願人は、その考案について実用新案許可を受けることができない。

(出願の変更)
第八条 特許出願人は、その特許出願を実用新案許可出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2 意匠許可出願人は、その意匠許可出願を実用新案許可出願に変更することができる。ただし、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、そのその実用新案許可出願又は意匠許可出願の時にしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、そのの特許出願又は意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四十一条の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、意匠法(昭和三十四年法律第 号)第六十八条第一項において準用する特許法第四十一条の規定により意匠法第四十六條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(特許法の準用)
第九条 特許法第三十条(発明の新規性の喪失の例外)、第三十七条(共同出願)及び第四十条から第四十四条まで(明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手續及び特許出願の分割)の規定は、実用新案許可出願に準用する。

2 特許法第三十三條並びに第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案許可を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五條(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

第三章 審査
(審査官による審査)
第十条 特許庁長官は、審査官に実用新案許可出願及び異議の申立を審査させなければならない。

(拒絶の査定)
第十一条 審査官は、実用新案許可出願が次の各号の一に該当するときは、その実用新案許可出願につ

いて拒絶をすべき旨の査定をしな
ければならない。

一 その実用新案許可出願に係る
考案が第三條、第四條、第七條
第一項から第三項まで若しくは
第八項、第九條第一項において
準用する特許法第三十七條又は
第五十五條第三項において準用
する特許法第二十五條の規定に
より実用新案許可をすることが
できないものであるとき。

二 その実用新案許可出願に係る
考案が条約の規定により実用新
案許可をすることができないも
のであるとき。

三 その実用新案許可出願が第五
條第三項若しくは第四項又は第
六條に規定する要件をみたして
いないとき。

四 その実用新案許可出願人が考
案者でない場合において、その
考案について実用新案許可を受
ける権利を承継していないと
き。

(出願公告の効果等)

第十二條 実用新案許可出願人は、
次條において準用する特許法第五
十一條第二項の規定により出願公
告があつたときは、業としてその
実用新案許可出願に係る考案の実
施をする権利を専有する。

2 前項の権利に基づく不当利得の返
還又は損害の賠償の請求権は、当
該実用新案権の設定の登録があつ
た後でなければ、行うことができ
ない。

3 第二十八條から第三十條までの
規定は、第一項の権利に基き損害
の賠償の請求をする場合に準用す
る。

4 第一項の権利に基づく損害の賠償
の請求権を有する者が当該実用新
案権の設定の登録前にその侵害の
行為及びその行為をした者を知つ
た場合における民法(明治二十九
年法律第八十九号)第七百二十四
條の規定の適用については、同条
中「被害者又は其法定代理人が損
害及び加害者を知りたる時」とあ
るのは、「当該実用新案権ノ設定
ノ登録ノ日」とする。

5 出願公告後に実用新案許可出願
が放棄され取り下げられ若しくは
無効にされたとき、実用新案許可
出願について拒絶をすべき旨の査
定若しくは審決が確定したとき、
第三十三條第四項の規定により実
用新案権が初めから存在しなかつ
たものとみなされたとき、又は第
四十一條において準用する特許法
第二百二十五條ただし書の場合を除
き実用新案許可を無効にすべき旨
の審決が確定したときは、第一項
の権利は、初めから生じなかつた
ものとみなす。

(特許法の準用)
第十三條 特許法第四十八條(審査
官の除斥)、第五十條(拒絶理由の
通知)、第五十一條(出願公告)及
び第五十三條から第六十五條まで
(補正の却下、異議の申立、査定
の方式、出願公告決定後の補正及
び訴訟との関係)の規定は、実用
新案許可出願の審査に準用する。

第十四條 実用新案権
第一節 実用新案権
(実用新案権の設定の登録)
第十四條 実用新案権は、設定の登録
により発生する。

2 第三十一條 第一項第一号の規
定による第一年から第三年までの
各年分の許可料の納付又はその納
付の免除若しくは猶予があつたと
きは、実用新案権の設定の登録を
する。

3 前項の登録があつたときは、実
用新案権者の氏名又は名称及び住
所又は居所、許可番号並びに設定
の登録の年月日を実用新案公報に
掲載しなければならない。

(存続期間)
第十五條 実用新案権の存続期間
は、出願公告の日から十年をもつ
て終了する。ただし、実用新案許
可出願の日から十五年をこえるこ
とができない。

2 第九條第一項において準用する
特許法第四十條の規定により、又
は第十三條において、若しくは第
四十一條において準用する特許法
第二百五十九條第一項において、若
しくは第四十五條において準用す
る特許法第七十四條第一項にお
いて準用する同法第五十九條第
一項において、それぞれ準用する
同法第五十三條第四項の規定によ
り、実用新案許可出願が手続補正
書を提出した時にしたものとみな
されたときは、前項ただし書の十
五年は、同項ただし書の規定にか
かわらず、もとの実用新案許可出
願の日の翌日から起算する。

(実用新案権の効力)
第十六條 実用新案権者は、業とし
て許可実用新案の実施をする権利
を専有する。ただし、その実用新
案権について専用実施権を設定し
たときは、専用実施権者がその許

可実用新案の実施をする権利を専
有する範囲については、この限り
でない。

(他人の許可実用新案等との関係)
第十七條 実用新案権者、専用実
施権者又は通常実施権者は、その
許可実用新案がその実用新案許可
出願の日前の出願に係る他人の許可
実用新案、特許発明若しくは許可
意匠若しくはこれに類似する意匠
を利用するものであるとき、又は
その実用新案権がその実用新案許
可出願の日前の意匠許可出願に係
る他人の意匠権と抵触するときは
、業としてその許可実用新案の
実施をすることができない。

(専用実施権)
第十八條 実用新案権者は、その実
用新案権について専用実施権を設
定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定
めた範囲内において、業としてそ
の許可実用新案の実施をする権利
を専有する。

3 特許法第七十七條第三項から第
五項まで(移転等)、第九十七條
第二項(放棄)並びに第九十八條
第一項第二号及び第二項(登録の
効果)の規定は、専用実施権に準
用する。

(通常実施権)
第十九條 実用新案権者は、その実
用新案権について他人に通常実施
権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規
定により又は設定行為で定めた範
囲内において、業としてその許可
実用新案の実施をする権利を有す
る。

3 特許法第七十三條第一項(共
有)、第九十七條第三項(放棄)及
び第九十九條(登録の効果)の規
定は、通常実施権に準用する。

(無効審判の請求権登録前の実施
による通常実施権)
第二十條 次の各号の一に該当す
る者であつて、第三十七條第一項
又は特許法第二百三十三條第一項
の審判の請求の登録前に、実用新案
許可又は特許が第三十七條第一項
各号の一又は特許法第二百三十三
條第一項各号の一に該当すること
を知らないで、日本国内において
当該考案又は発明の実施である事
業をしているもの又はその事業の
準備をしているものは、その実施
又は準備をしている考案又は発明
及び事業の目的の範囲内におい
て、当該実用新案権又はその実用
新案許可若しくは特許を無効にし
た際現に存する専用実施権につい
て通常実施権を有する。

一 同一の考案について二以上の
実用新案許可のうち、その一を
無効にした場合における原実用
新案権者

二 実用新案許可に係る考案と特
許に係る発明とが同一である場
合において、特許を無効にした
場合における原特許権者

三 実用新案許可を無効にして同
一の考案について正当権利者に
実用新案許可をした場合におけ
る原実用新案権者

四 特許を無効にしてその発明と
同一の考案について正当権利者
に実用新案許可をした場合にお
ける原特許権者

三 特許法第七十三條第一項(共
有)、第九十七條第三項(放棄)及
び第九十九條(登録の効果)の規
定は、通常実施権に準用する。

(無効審判の請求権登録前の実施
による通常実施権)
第二十條 次の各号の一に該当す
る者であつて、第三十七條第一項
又は特許法第二百三十三條第一項
の審判の請求の登録前に、実用新案
許可又は特許が第三十七條第一項
各号の一又は特許法第二百三十三
條第一項各号の一に該当すること
を知らないで、日本国内において
当該考案又は発明の実施である事
業をしているもの又はその事業の
準備をしているものは、その実施
又は準備をしている考案又は発明
及び事業の目的の範囲内におい
て、当該実用新案権又はその実用
新案許可若しくは特許を無効にし
た際現に存する専用実施権につい
て通常実施権を有する。

一 同一の考案について二以上の
実用新案許可のうち、その一を
無効にした場合における原実用
新案権者

二 実用新案許可に係る考案と特
許に係る発明とが同一である場
合において、特許を無効にした
場合における原特許権者

三 実用新案許可を無効にして同
一の考案について正当権利者に
実用新案許可をした場合におけ
る原実用新案権者

四 特許を無効にしてその発明と
同一の考案について正当権利者
に実用新案許可をした場合にお
ける原特許権者

三 特許法第七十三條第一項(共
有)、第九十七條第三項(放棄)及
び第九十九條(登録の効果)の規
定は、通常実施権に準用する。

(無効審判の請求権登録前の実施
による通常実施権)
第二十條 次の各号の一に該当す
る者であつて、第三十七條第一項
又は特許法第二百三十三條第一項
の審判の請求の登録前に、実用新案
許可又は特許が第三十七條第一項
各号の一又は特許法第二百三十三
條第一項各号の一に該当すること
を知らないで、日本国内において
当該考案又は発明の実施である事
業をしているもの又はその事業の
準備をしているものは、その実施
又は準備をしている考案又は発明
及び事業の目的の範囲内におい
て、当該実用新案権又はその実用
新案許可若しくは特許を無効にし
た際現に存する専用実施権につい
て通常実施権を有する。

一 同一の考案について二以上の
実用新案許可のうち、その一を
無効にした場合における原実用
新案権者

二 実用新案許可に係る考案と特
許に係る発明とが同一である場
合において、特許を無効にした
場合における原特許権者

三 実用新案許可を無効にして同
一の考案について正当権利者に
実用新案許可をした場合におけ
る原実用新案権者

四 特許を無効にしてその発明と
同一の考案について正当権利者
に実用新案許可をした場合にお
ける原特許権者

五 前四号に掲げる場合において、第三十七條第一項又は特許法第二百三十三條第一項の審判の請求の登録の際にその無効に

した実用新案許可に係る実用新案権についての専用実施権若しくはその実用新案権若しくは専用実施権についての前条第三項において準用する特許法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権又はその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権若しくはその特許権若しくは専用実施権についての同項の効力を有する通常実施権を有する者

2 当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。
(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)

第二十一條 許可実用新案の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていなくときは、その許可実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の許可を受けて、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その許可実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
3 特許法第八十四條から第九十一條まで(裁定の手続等)の規定は、前項の裁定に準用する。

(自己の許可実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定)

第二十二條 実用新案権者又は専用実施権者は、その許可実用新案が第十七條に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその許可実用新案の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。
3 特許法第八十四條、第八十五條第一項及び第八十六條から第九十一條まで(裁定の手続等)の規定は、前項の裁定に準用する。
(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)

第二十三條 許可実用新案の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その許可実用新案の実施をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けて、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その許可実用新案の実施をしようとする者は、通商産業大臣の裁定を請求することができる。
3 特許法第八十四條、第八十五條第一項及び第八十六條から第九十一條まで(裁定の手続等)の規定は、前項の裁定に準用する。

一条まで(裁定の手続等)の規定は、前項の裁定に準用する。
(通常実施権の移転等)

第二十四條 通常実施権は、第二十二條第二項、特許法第九十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、実用新案権者(専用実施権者)についての特許権若しくは意匠権の承継を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、第二十二條第二項、特許法第九十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者(専用実施権者)についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 第二十二條第二項、特許法第九十二條第二項又は意匠法第三十三條第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは、消滅する。
(質権)

第二十五條 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該許可実用新案の実施をすることができない。

2 特許法第九十六條(物上代位)の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八條第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。
4 特許法第九十九條第三項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。
(特許法の準用)

第二十六條 特許法第六十九條から第七十一條まで(特許権の効力が及ばない範圍及び特許発明の技術的範圍)、第七十三條(共有)、第七十六條(相続人がない場合の特許権の消滅)、第七十九條(先使用による通常実施権)、第八十一條、第八十二條(意匠権の存続期間満了後の通常実施権)、第九十七條第一項(放棄)並びに第九十八條第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権に準用する。

第二節 権利侵害
第二十七條 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)
第二十八條 許可実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(損害の額の推定等)
第二十九條 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その許可実用新案の実施に對し通常受けるべき金銭の額に相當する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを參照することができる。

(特許法の準用)
第三十條 特許法第三十三條(過失の推定)、第五十五條(書類の提出)及び第六十六條(信用回復の措置)

の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 許可料

(許可料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、許可料として、第十五条第一項に規定する十年の各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 第一年から第三年まで 毎年六百円

二 第四年から第六年まで 毎年千二百円

三 第七年から第十年まで 毎年二千四百円

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。

(許可料の納付期限)

第三十二条 前条第一項第一号の規定による第一年から第三年までの各年分の許可料は、実用新案許可をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、出願公告の日から実用新案許可をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日までに三年以上を経過したときは、第四年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年(査定又は審決の謄本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、査定又は審決の謄本の

送達があつた日の属する年の次の年)までの各年分の許可料は、実用新案許可をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、許可料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書に規定する期間を延長することができる。

(許可料の追納)

第三十三条 実用新案権者は、前条第二項本文に規定する期間又は次条において準用する特許法第九十条の規定による納付の猶予後の期間内に許可料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその許可料を追納することができる。

2 前項の規定により許可料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項の規定により納付すべき許可料のほか、その許可料と同額の割増許可料を納付しなければならない。

3 実用新案権者が第一項の規定により許可料を追納することができず、期間内に第三十一条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の許可料及び前項の割増許可料を納付しないときは、その実用新案権は、前条第二項本文に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

4 実用新案権者が第一項の規定により許可料を追納することができ

る期間内に次条において準用する特許法第九十条の規定により納付が猶予された許可料及び第二項の割増許可料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

(特許法の準用)

第三十四条 特許法第九十条から第百十一条まで(特許料の減免又は猶予、利害関係人による特許料の納付及び既納の特許料の返還)の規定は、許可料に準用する。

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第三十五条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があつたときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ。

(補正の却下の決定に対する審判)

第三十六条 第十三条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十三条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな実用新案許可出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(実用新案許可の無効の審判)

第三十七条 実用新案許可が次の各号の一に該当するときは、その実用新案許可を無効にすることができ、審判を請求することができる。

一 その実用新案許可が第三條、第四條、第七條第一項から第三項まで若しくは第八項、第九條第一項において準用する特許法第三十七條又は第五十五條第三十五條の規定に違反してされたとき。

二 その実用新案許可が条約に違反してされたとき。

三 その実用新案許可が第五條第三項又は第四項に規定する要件をみたしていない実用新案許可出願に対してされたとき。

四 その実用新案許可が考案者でない者であつてその考案について実用新案許可を受ける権利を承継しないものの実用新案許可出願に対してされたとき。

五 実用新案許可がされた後に、その実用新案権者が第五十五條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案許可が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求

があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案許可に關し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第三十八条 実用新案許可が実用新案許可出願前に外国において頒布された刊行物に記載された考案又はその考案に基いてその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がきわめて容易に考案をすることができた場合における考案についてされたときは、その実用新案許可についての前条第一項の審判は、実用新案権の設定の登録の日から三年を経過した後は、請求することができない。

(訂正の審判)

第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

一 実用新案許可請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案許可請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3 第一項第一号の場合には、訂正後における実用新案許可請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案許可出願の際独立して実用新案許可を受けることができるものでなければならぬ。

4 第一項の審判は、実用新案権の

消滅後においても、請求すること
ができる。ただし、第三十七條第
一項の審判により無効にされた後
は、この限りでない。

(訂正の無効の審判)

第四十條 願書に添附した明細書又
は図面の訂正が前条第一項から第
三項までの規定に違反しているこ
ときは、その訂正を無効にすること
について審判を請求することがで
きる。

2 第三十七條第二項及び第三項の
規定は、前項の審判の請求に準用
する。

(特許法の準用)

第四十一條 特許法第二百二十五條、
第二百二十七條、第二百二十八條、第
百三十條から第五十四條まで、
第二百五十五條第一項及び第二項並
びに第二百五十六條から第七十條
まで（審判の効果、審判の請求、審
判官、審判の手続、訴訟との関係
及び審判における費用）の規定
は、審判に準用する。

第六章 再審、訴願及び訴訟
(再審の請求)

第四十二條 確定審決に対しては、
その当事者は、再審を請求するこ
とができる。

2 民事訴訟法（明治二十三年法律
第二十九號）第四百二十條第一項
及び第二項並びに第四百二十一條
（再審の理由）の規定は、前項の再
審の請求に準用する。

第四十三條 審判の請求人及び被請
求人が共謀して第三者の権利又は
利益を害する目的をもつて審決さ
れたときは、その第三者は、その
確定審決に対し再審を請求するこ
とができる。

2 前項の再審は、その請求人及び
被請求人を共同被請求人として請
求しなければならない。

(再審により回復した実用新案権
の効力の制限)

第四十四條 無効にした実用新案
許可に係る実用新案権が再審によ
り回復したとき、又は拒絶をすべ
き旨の審決があつた実用新案許可
出願について再審により実用新案
権の設定の登録があつたときは、
実用新案権の効力は、当該審決が
確定した後再審の請求の登録前に
善意に輸入し又は日本国内におい
て製造し若しくは取得した当該許
可実用新案に係る物品には、及ば
ない。

2 無効にした実用新案許可に係る
実用新案権が再審により回復した
とき、又は拒絶をすべき旨の審決
があつた実用新案許可出願につい
て再審により実用新案権の設定の
登録があつたときは、実用新案権
の効力は、次に掲げる行為には、
及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の
請求の登録前における当該考案
の善意の実施

二 当該許可実用新案に係る物品
の製造にのみ使用する物を当該
審決が確定した後再審の請求の
登録前に善意に製造し譲渡し貸
し渡し譲渡若しくは貸渡のため
に展示し又は輸入した行為

(特許法の準用)

第四十五條 特許法第七十三條
（再審の請求期間）、第七十四條
（審判の規定等の準用）及び第百
七十六條（再審の請求登録前の実

施による通常実施権）の規定は、
再審に準用する。

(訴願)

第四十六條 この法律又はこの法律
に基く命令の規定により行政庁が
した処分（補正の却下の決定、査
定、審決及び審判又は再審の請求
書の却下の決定を除く。）に不服が
ある者は、通商産業大臣に訴願す
ることができる。ただし、この法
律の規定により不服を申し立てる
ことができないこととされている
ときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第四十七條 審決に対する訴、第四
十一條において、又は第四十五條
において準用する特許法第七十
四條第一項において、それぞれ準
用する同法第五十九條第一項に
おいて準用する同法第五十三條第
一項の規定による却下の決定に対
する訴及び審判又は再審の請求書
の却下の決定に対する訴は、東京
高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第七十八條第二項から
第六項まで（出訴期間等）及び第
百七十九條から第八十二條まで
（被告適格、出訴の通知、審決又
は決定の取消及び裁判の正本の送
付）の規定は、前項の訴に準用す
る。

(対価の額についての訴)

第四十八條 第二十一條第二項、第
二十二條第二項又は第二十三條第
二項の裁定を受けた者は、その裁
定で定める対価の額について不服
があるときは、訴を提起してその
額の増減を求めることができる。
2 特許法第八十三條第二項から

第四項まで（出訴期間）及び第百
八十四條（被告適格）の規定は、
前項の訴に準用する。

第七章 雜則

(実用新案原簿への登録)

第四十九條 次に掲げる事項は、特
許庁に備える実用新案原簿に登録
する。

一 実用新案権の設定、移転、消
滅又は処分の制限
二 専用実施権又は通常実施権の
設定、保存、移転、変更、消滅
又は処分の制限
三 実用新案権、専用実施権又は
通常実施権を目的とする質権の
設定、移転、変更、消滅又は処
分の制限

2 この法律に規定するもののほ
か、登録に關して必要な事項は、
政令で定める。

(実用新案許可証の交付)

第五十條 特許庁長官は、実用新案
権の設定の登録があつたとき、又
は願書に添附した明細書若しくは
図面の訂正をすべき旨の審決が確
定した場合には、その登録があ
つたときは、実用新案権者に対
し、実用新案許可証を交付する。

2 実用新案許可証の再交付につい
ては、通商産業省令で定める。
(実用新案許可表示)

第五十一條 実用新案権者、専用実
施権者又は通常実施権者は、通商
産業省令で定めるところにより、
許可実用新案に係る物品又はその
物品の包装にその物品が許可実用
新案に係る旨の表示（以下「実用
新案許可表示」という。）を附する
ように努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十二條 何人も、次に掲げる行
為をしてはならない。

一 許可実用新案に係る物品以外
の物品又はその物品の包装に実
用新案許可表示又はこれと紛ら
わしい表示を附する行為
二 許可実用新案に係る物品以外
の物品であつて、その物品又は
その物品の包装に実用新案許可
表示又はこれと紛らわしい表示
を附したものを譲渡し、貸し渡
し、又は譲渡若しくは貸渡のた
めに展示する行為

三 許可実用新案に係る物品以外
の物品を製造せしめ若しくは使用さ
せるため、又は譲渡し若しくは
貸し渡すため、広告にその物品
が許可実用新案に係る旨を表示
し、又はこれと紛らわしい表示
をする行為

(実用新案公報)

第五十三條 特許庁は、実用新案公
報を発行する。

2 特許法第九十三條第二項（特
許公報の掲載事項）の規定は、実
用新案公報に準用する。

(手数料)

第五十四條 別表の中欄に掲げる者
は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定め
る額の手数料を納付しなければな
らない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲
げる者が国であるときは、適用し
ない。
3 過誤納の手数料は、納付した者
の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第三条から第五十五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六條から第二十四條まで及び第九十四條(手続)の規定は、実用新案許可出願、請求その他実用新案許可に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五條(外国人の権利の享有)の規定は、実用新案権その他実用新案許可に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六條(条約の効力)及び第九十六條(証明等の請求)の規定は、実用新案許可に準用する。

5 特許法第九十九條から第九十二條まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章 罰則

(侵害の罪)

第五十六條 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第十二條第一項の権利を侵害した者は、当該実用新案権の設定の登録があつたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

(詐欺の行為の罪)

第五十七條 詐欺の行為により実用新案許可又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第五十八條 第五十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第五十九條 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自由したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第六十條 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案許可出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六條第一項若しくは第二項、第五十七條又は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第六十二條 第四十一條において、

第十三條において準用する特許法第五十九條において、又は第四十五條において準用する特許法第七十四條第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法第五十一條において準用する民事訴訟法第二百六十七條第二項又は第三百三十六條の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をし

たときは、五千元以下の過料に処する。

第六十三條 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千元以下の過料に処する。

第六十四條 証拠調査又は証拠保全に

関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかったときは、五千元以下の過料に処する。

附則
この法律の施行期日は、別に法律で定める。

	納付しななければならない者	金 額
一	実用新案許可出願をする者	一件につき千五百円
二	第九條第二項において準用する特許法第三十四條第四項の規定により承継の出願をする者	一件につき四百円
三	異議の申立をする者	一件につき四百円
四	第二十六條において準用する特許法第七十一條第一項の規定により解釈を求める者	一件につき三千円
五	裁定を請求する者	一件につき四千円
六	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
七	第三十二條第三項若しくは第五十五條第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は第五十五條第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
八	審判又は再審を請求する者	一件につき四千円
九	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十	実用新案許可証の再交付を請求する者	一件につき四百円
十一	第五十五條第四項において準用する特許法第八十六條の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十二	第五十五條第四項において準用する特許法第八十六條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円(外国文の書類は百円)又は百語未満につき八十円、百語以上は図面あるときは図面一枚につき三十円、写真又は印刷物を謄本又は抄本とすときはその印刷物の価額に六十円を加えた額)
十三	第五十五條第四項において準用する特許法第八十六條の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円(実用新案原簿にあつては、四十円)

理由
現在施行されている実用新案法は、大正十年に制定されたものであるが、その後の社会的経済的事柄の変化及び技術の進歩に伴い、現行制度の根本的な整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

実用新案法案

(多岐にわたる事項を同一改正に修する)
(文を略し、小字及び「は」は修正)

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 実用新案許可及び実用新案許可出願（第三条・第九條）

第三章 審査（第十条・第十三條）

第四章 実用新案権（第十四條・第二十六條）

第一節 実用新案権（第十四條・第二十六條）

第二節 権利侵害（第二十七條・第三十條）

第三節 許可料（第三十一條・第三十四條）

第五章 審判（第三十五條・第四十一條）

第六章 再審、訴願及び訴訟（第四十二條・第四十八條）

第七章 雑則（第四十九條・第五十五條）

第八章 罰則（第五十六條・第六十四條）

附則

（定義）

第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2 この法律で「許可実用新案」とは、実用新案許可を受けている考案をいう。

3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貨渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 実用新案許可及び実用新案許可出願

第三条 産業上利用することができ、又は組合せに係るものとした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案許可を受けることができる。

一 実用新案許可出願前に日本国内において公然知られた考案
二 実用新案許可出願前に日本国内において公然実施をされた考案

三 実用新案許可出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された考案
四 実用新案許可出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案許可を受けることができない。

2 実用新案許可出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案許可を受けることができない。

(実用新案許可を受けることができない考案)
第四条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある考案については、前条の規定にかかわらず、実用新案許可を受けることができない。

(実用新案許可出願)
第五条 実用新案許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 実用新案許可出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 提出の年月日
三 考案の名称
四 考案者の氏名及び住所又は居所

願書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び図面を添附しなければならない。

一 考案の名称
二 図面の簡単な説明
三 考案の詳細な説明
四 実用新案許可請求の範囲

前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができ、その考案の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

4 第二項第四号の実用新案許可請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

ができない事項のみを記載しなければならない。

(二考案一出願)
第六条 実用新案許可出願は、考案ごとにしなければならない。

(先願)
第七条 同一の考案について異なった日に二以上の実用新案許可出願があつたときは、最先の実用新案許可出願人のみがその考案について実用新案許可を受けることができる。

2 同一の考案について同日に二以上の実用新案許可出願があつたときは、実用新案許可出願人の協議により定めたとの考案について実用新案許可を受けることができる。

協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その考案について実用新案許可を受けることができない。

3 実用新案許可出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新案許可出願及び特許出願が異なつた日にされたものであるときは、実用新案許可出願人は、特許出願人より先に特許出願をした場合にのみその考案について実用新案許可を受けることができる。

4 実用新案許可出願又は特許出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その実用新案許可出願又は特許出願は、前三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

5 考案者又は発明者でない者であつて実用新案許可を受ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした実用新案許可出願又は特許出願は、第一項から第三項までの規定の適用については、実用新案許可出願又は特許出願でないものとみなす。

6 特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を実用新案許可出願人に命じなければならない。

7 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

8 特許法（昭和三十四年法律第 号）第三十九條第四項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案許可出願人は、その考案について実用新案許可を受けることができない。

(出願の変更)
第八条 特許出願人は、その特許出願を実用新案許可出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日

から三十日を経過した後は、この限りでない。

2 意匠許可出願人は、その意匠許可出願を、意匠新案許可出願に変更することができる。ただし、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その意匠新案許可出願は、その特許出願又は意匠許可出願の時にしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四十一条第一項の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、意匠法（昭和三十四年法律第 号）第六十八条第一項において準用する特許法第四十一条第一項の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

（特許法の準用）

第九条 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十七条（共同出願）及び第四十条から第四

十四条まで（明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割）の規定は、実用新案許可出願に準用する。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案許可を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

（審査官による審査）

第十条 特許庁長官は、審査官に実用新案許可出願及び異議の申立を審査させなければならない。

（拒絶の査定）

第十一条 審査官は、実用新案許可出願が次の各号の一に該当するときは、その実用新案許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その実用新案許可出願に係る考案が第三條、第四條、第七條第一項から第三項まで若しくは第八項、第九條第一項において準用する特許法第三十七條又は第五十五條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により実用新案許可出願をすることができないものであるとき。

二 その実用新案許可出願に係る考案が条約の規定により実用新案許可をすることができないものであるとき。

三 その実用新案許可出願が第五條第三項若しくは第四項又は第六條に規定する要件をみたしていないとき。

四 その実用新案許可出願人が考案者でない場合において、その考案者について実用新案許可を受ける権利を承継していないとき。

（出願公告の効果等）

第十二條 実用新案許可出願人は、次条において準用する特許法第五十一條第二項の規定により出願公告があつたときは、業としてその実用新案許可出願に係る考案の実施をする権利を専有する。

2 前項の権利に基づく不当利得の返還又は損害の賠償の請求権は、当該実用新案許可の設定の登録があつた後でなければ、行ふことができない。

3 第二十八條から第三十條までの規定は、第一項の権利に基づき損害の賠償の請求をする場合に準用する。

4 第一項の権利に基づく損害の賠償の請求権を有する者が当該実用新案許可の設定の登録前にその侵害の行為及びその行為をした者を知つた場合における民法明治二十九年法律第八十九條（第七百二十四條の規定の適用については、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該実用新案許可設定ノ登録ノ日」とする）。

5 出願公告後に実用新案許可出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、実用新案許可出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第三十三條第四項の規定により実用新案許可が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第四十一條において準用する特許法第二百二十五條ただし書の場合を除き実用新案許可を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

（特許法の準用）

第十三條 特許法（第四十七條第二項（審査官の職務）、第五十條（拒絶理由の通知）、第五十一條（出願公告）及び第五十三條から第六十五條まで（補正の取下、異議の申立、査定の方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係）の規定は、実用新案許可出願の審査に準用する。

（実用新案権の設定の登録）

第十四條 実用新案権は、設定の登録により発生する。

2 第三十一條第一項第一号の規定による第一年から第三年までの各年分の許可料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、実用新案権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所、許可番号並びに設定

の登録の年月日を実用新案公報に掲載しなければならない。

（存続期間）

第十五條 実用新案権の存続期間は、出願公告の日から十年をもつて終了する。ただし、実用新案許可出願の日から十五年をこえることができない。

2 第九條第一項において準用する特許法第四十條の規定により、又は第十三條において、若しくは第四十一條において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第四十五條において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項の規定により、実用新案許可出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の十五年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの実用新案許可出願の日の翌日から起算する。

（実用新案権の効力）

第十六條 実用新案権者は、業として許可実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその許可実用新案の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（他人の許可実用新案等との関係）

第十七條 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その

の登録の年月日を実用新案公報に掲載しなければならない。

（存続期間）

第十五條 実用新案権の存続期間は、出願公告の日から十年をもつて終了する。ただし、実用新案許可出願の日から十五年をこえることができない。

2 第九條第一項において準用する特許法第四十條の規定により、又は第十三條において、若しくは第四十一條において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第四十五條において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項の規定により、実用新案許可出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の十五年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの実用新案許可出願の日の翌日から起算する。

（実用新案権の効力）

第十六條 実用新案権者は、業として許可実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその許可実用新案の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（他人の許可実用新案等との関係）

第十七條 実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その

四
十

己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その許用実用新案の實施に對し通常受けるべき金銭の額に相當する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを參酌することができる。

第三節 許用料

(許用料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、許用料として、第十五条第一項に規定する十年の各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- 一 第一年から第三年まで 毎年六百円
- 二 第四年から第六年まで 毎年千二百円

三 第七年から第十年まで 毎年二千四百円

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。

(許用料の納付期限)

第三十二条 前条第一項第一号の規定による第一年から第三年までの各年分の許用料は、実用新案許可をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の許用料は、前年以前に納付しなればならない。ただし、出願公告の日から実用新案許可をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日までに三年以上を経過したときは、第四年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年(査定又は審決の謄本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年の次の年)までの各年分の許用料は、実用新案許可をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、許用料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書に規定する期間を延長することができる。

(許用料の追納)

第三十三条 実用新案権者は、前条第二項本文に規定する期間又は次条において準用する特許法第九九条の規定による納付の猶予後の期間内に許用料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその許用料を追納することができる。

2 前項の規定により許用料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項の規定により納付すべき許用料のほか、その許用料と同額の割増許用料を納付しなければならない。

3 実用新案権者が第一項の規定により許用料を追納することができず、期間内に第三十一条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の許用料及び前項の割増許用料を納付しないときは、その実用新案権は、前条第二項本文に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

4 実用新案権者が第一項の規定により許用料を追納することができず、期間内に次条において準用する特許法第九九条の規定により納付が猶予された許用料及び第二項の割増許用料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

(特許法の準用)

第三十四条 特許法第九九条から第一百一条まで(特許料の減免又は猶予、利害関係人による特許料の納付及び既納の特許料の返還)の規定は、許用料に準用する。

(補正の却下の決定に対する審判)
第三十六条 第十三条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十三条において準用する特許法第五十三條第四項に規定する新たな実用新案許可出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(実用新案許可の無効の審判)

第三十七条 実用新案許可が次の各号の一に該当するときは、その実用新案許可を無効にすることについて審判を請求することができる。

- 一 その実用新案許可が第三條、第四條、第七條第一項から第三項まで若しくは第八項、第九條第一項において準用する特許法第三十七條又は第五十五條第三項において準用する特許法第二十五條の規定に違反してされたとき。
- 二 その実用新案許可が条約に違反してされたとき。

三 その実用新案許可が第五條第三項又は第四項に規定する要件をみたしていない実用新案許可出願に對してされたとき。

四 その実用新案許可が考案者でない者であつてその考案について実用新案許可を受ける権利を承継しないものの実用新案許可出願に對してされたとき。

五 実用新案許可がされた後において、その実用新案権者が第五十五條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案許可が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案許可に關し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第三十八条 実用新案許可が実用新案許可出願前に外國において頒布された刊行物に記載された考案又はその考案に基いてその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がきわめて容易に考案をすることができた場合における考案に對してされたときは、その

実用新案許可についての前条第一項の審判は、実用新案権の設定の登録の日から三年を経過した後は、請求することができない。

(訂正の審判)

第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

一 実用新案許可請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

2 前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案許可請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3 第一項第一号の場合には、訂正後における実用新案許可請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案許可出願の際独立して実用新案許可を受けることができるものでなければならぬ。

4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条 無効にした実用新案許可に係る実用新案権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案許可

出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該許可実用新案に係る物品には、及ばない。

2 無効にした実用新案許可に係る実用新案権が再審により回復したとき、又は拒絶すべき旨の審決があつた実用新案許可出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該考案の善意の実施

二 当該許可実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し又は輸入した行為

(実用新案許可証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合には、その登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案許可証を交付する。

2 実用新案許可証の再交付については、通商産業省令で定める。

(実用新案許可表示)

第五十一条 実用新案権者、専ら実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、許可実用新案に係る物品又はその物品の包装にその物品が許可実用新案に係る旨の表示(以下「実用新案許可表示」という。)を附するよう努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十二条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 許可実用新案に係る物品以外の物品又はその物品の包装に実用新案許可表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二 許可実用新案に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に実用新案許可表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三 許可実用新案に係る物品以外の物品を製造し若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が許可実用新案に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第三条から第五十五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六條から第二十四條まで及び第九十四條(手続)の規定は、実用新案許可出願、請求その他実用新案許可に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、実用新案権者の他実用新案許可に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)及び第八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案許可に準用する。

5 特許法第八十九条から第九十二条まで(送達)の規定は、この法律に規定する送達に準用する。

の法律の規定による送達に準用する。

(詐欺の行為の罪)

第五十七条 詐欺の行為により実用新案許可又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(秘密を漏らした罪)

第六十条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案許可出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

別表

一	納付しなければならない者	金 額
一	実用新案許可出願をする者	一件につき千五百円
二	第九條第二項において準用する特許法第三十四條第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円
三	異議の申立をする者	一件につき四百円
四	第二十六條において準用する特許法第七十一條第一項の規定により解決を求める者	一件につき三千円
五	裁定を請求する者	一件につき四千円
六	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
七	第三十二條第三項若しくは第五十五條第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は第五十五條第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
八	審判又は再審を請求する者	一件につき四千円

九	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千元
十	実用新案許可証の再交付を請求する者	一件につき四百円
十一	第五十五条第四項において準用する特許法第八十六条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十二	第五十五条第四項において準用する特許法第八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百八十円） 又は書類中に図面があるときは図面一枚につき三十円 写真によるときは一枚につき五百円 特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額
十三	第五十五条第四項において準用する特許法第八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（実用新案原簿にあつては、四十円）

実用新案法施行法案

実用新案法施行法

（実用新案法の施行期日）

第一条 実用新案法（昭和三十四年法律第 号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（実用新案法の廃止）

第二条 実用新案法（大正十年法律第九十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（実用新案権）

第三条 旧法による実用新案権（制限付移転の実用新案権を除く。）であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法による実用新案権となつたものとみなす。ただし、その効力

の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

（実施権）

第六条 旧法第七条の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する特許法（昭和三十四年法律第 号。以下「新特許法」という。）第七十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条 旧法第八条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第八条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条 旧法第八条第二項の規定による実施権（次条に規定するものを除く。）であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施となつたものとみなす。

第九条 旧法第八条第二項の規定による実施権（意匠権に係るものに限る。）であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十条 旧法第九条の規定による実施権（次条に規定するものを除く。）であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する旧特許法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものとみなす。

第十一条 旧法第二十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

第十二条 旧法第二十一条の規定による実施権であつて新法の施行の際に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十一条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十一条第二項の規定による通常実施権又は意匠権に係るものとなつたものとみなす。

第十三条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第九条第三項において準用する新特許法第三十五条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十四条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものとみなす。

第十五条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第四十五条において準用する新特許法第七十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十六条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第四十五条において準用する新特許法第七十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十七条 第三十三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の特許権と抵触するときは、当該実用新案権者、専用実施権者又は

は、新法の施行の日において新法第十九条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十五条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第四十五条において準用する新特許法第七十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十六条 旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十六条において準用する旧特許法第二十六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第四十五条において準用する新特許法第七十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十七条 第三十三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の特許権と抵触するときは、当該実用新案権者、専用実施権者又は

は、新法の施行の日において新法第十九条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

通常実施権者は、業としてその許可実用新案の実施をすることができない。

2 前項に規定する場合は、新法第十七条に規定する場合に該当するものとみなし、新法第二十二條の規定を適用する。

第十八条 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一條第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）と抵触する特許権であつて、当該実用新案登録出願の日又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、当該実用新案権又はその特許権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第二十二條第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

2 新法第二十二條第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

3 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一條第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）と抵触する特許権であつて、当該実用新案登録出願の日又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての新特許法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、

原権利の範囲内において、当該実用新案権又はその特許権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第二十二條第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

（存続期間）

第十九条 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一條第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）の存続期間については、なお従前の例による。

（質権）

第二十條 新法の施行前にした実用新案権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

（係属中の手続）

第二十一條 新法の施行の際現に係属している実用新案登録出願（抗告訴判に係属しているものを含む。）については、その実用新案登録出願については査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している旧法第十一條 第十四條第一項若しくは第二十二條第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告訴判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第十一條、第十四條第一項又は第二十二條第一項の審判（新法の施行の際現に事件が抗告訴判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に

係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告訴判の審決と審判請求書の却下の決定を抗告訴判の請求書の却下の決定とみなす。

3 新法の施行の際現に係属している旧法第二十六條又は同条において準用する旧特許法第二百二十八條第一項において準用する同法第二百三十一條第一項の再審については、なお従前の例による。

4 第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5 第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（正当権利者の実用新案登録出願）

第二十二條 新法の施行の際現に係属している旧法第二十六條において準用する旧特許法第十條又は第十一條に規定する正当権利者の実用新案登録出願については、これらの規定は新法の施行後も、なおその効力を有する。

（実用新案登録を受ける権利の承継）

第二十三條 新法の施行前にした実用新案登録出願後における実用新案登録を受ける権利の承継（相続その他の一般承継を除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日における効力を失う。

（実用新案権の移転等）

第二十四條 新法の施行前にした実用新案権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処

分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

2 新法の施行前にした実用新案権を目的とする質権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）変更又は処分制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

（職務考案）

第二十五條 新法第九條第三項において準用する新特許法第三十五條の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした考案についても、適用する。

（無効審判）

第二十六條 旧法によりした実用新案登録又は旧法第十四條第一項の規定によりした許可（第二十一條第一項又は第二十二條の規定により従前の例によりした実用新案登録又は当該許可を含む。）についての新法第三十七條第一項若しくは第四十條第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審においては、旧法第十六條の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項又は第二項に規定する場合に限り、その実用新案登録又は許可を無効にすることができ

2 旧法第二十二條第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告訴判の確定審決（第二十一條第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したも

のにおいても、前項と同様とする。

3 新法の施行前にした実用新案登録又は旧法第十四條第一項の規定によりした許可については、旧法第二十三條の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（登録料）

第二十七條 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條において準用する新特許法第四十一條の規定は、新法の施行前に納付した登録料（前項の規定により従前の例により納付したものを含む。）についても、適用する。

3 旧法第二十六條において準用する旧特許法第十一條（第二十二條の規定によりなおその効力を有する場合を含む。）の規定により正当権利者に実用新案登録をしたときは、旧法第二十六條において準用する旧特許法第六十五條第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（許可料）

第二十八條 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一條第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）についての新法第三十一條第一項の規定の適用については、同項中「第十五條第一項」とあるのは、「旧実用新案法第十條第一項」とする。

(補償金)
第二十九条 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

(処分)
第三十条 旧法によりした処分、手続その他の行為(第二十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む)は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

(罰則の適用)
第三十一条 新法の施行前にした行為及び第二十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由
実用新案法を施行するため、その施行期日及び経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

実用新案法施行法案
(参議院送付案中(附修正)に係る条)
(文を略し、小字及び「」は修正)

第十七条 第三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権(第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む)がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の特許権と抵触するときは、当該

実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、業としてその許可実用新案の実施をすることができない。

2 前項に規定する場合、新法第三十七條に規定する場合に該当するものとみなし、新法第三十二條の規定を適用する。

(許可料)
第二十八條 第三條の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権(第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む)についての新法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「第十五條第一項」とあるのは、「旧実用新案法第十條第一項」とする。

意匠法案
意匠法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 意匠許可及び意匠許可出願(第三条・第十五条)
第三章 審査(第十六条・第十九条)
第四章 意匠権
第一節 意匠権(第二十条・第三十六条)
第二節 権利侵害(第三十七条・第四十一条)
第三節 許可料(第四十二条・第四十五条)
第五章 審判(第四十六条・第五十二条)
第六章 再審、訴願及び訴訟(第五十三条・第六十条)

第七章 雑則(第六十一条・第六十八條)
第八章 罰則(第六十九條・第七十七條)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2 この法律で「許可意匠」とは、意匠許可を受けている意匠をいう。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 意匠許可及び意匠許可出願
(意匠許可の要件)
第三条 工業上利用することができ、意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠許可を受けることができる。

一 意匠許可出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
二 意匠許可出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
2 意匠許可出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(前項各号に掲げるものを除く)については、前項の規定にかかわらず、意匠許可を受けることができない。

(意匠の新規性の喪失の例外)
第四条 意匠許可を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠許可出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠許可を受ける権利を有する者の行為に起因して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠許可出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

3 意匠許可出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠許可出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠許可出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠許可出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

2 通商産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠許可を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができ、この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 自己の許可意匠又は意匠許可出願をしてゐる意匠に類似する意匠について意匠許可を受けようとするときは、その意匠許可又は意匠許可出願の番号を願書に記載しなければならない。

4 第一項第四号の意匠に係る物品の記載又は願書に添附した図面、

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
(意匠許可出願)
第六条 意匠許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠許可を受けようとする意匠を記載した図面を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠許可出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 提出の年月日
三 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
四 意匠に係る物品

2 通商産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠許可を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができ、この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 自己の許可意匠又は意匠許可出願をしてゐる意匠に類似する意匠について意匠許可を受けようとするときは、その意匠許可又は意匠許可出願の番号を願書に記載しなければならない。

4 第一項第四号の意匠に係る物品の記載又は願書に添附した図面、

写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならぬ。

5 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基いて変化する場合には、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠許可を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を附するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができ、彩色を省略することができぬ。

7 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

8 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現わす場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

(二意匠の出願)

第七條 意匠許可出願は、通商産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

(組物の意匠)

第八條 慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品の意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠許可出願をすることができぬ。

2 前項の場合には、その組物を構成する物品の意匠が第三條、第五條及び次条第一項又は第二項の規定により意匠許可を受けることができる場合に限り、意匠許可を受けることができる。

(先願)

第九條 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠許可出願があつたときは、最先の意匠許可出願人のみがその意匠について意匠許可を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠許可出願があつたときは、意匠許可出願人の協議により定めた一の意匠許可出願人のみがその意匠について意匠許可を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠許可を受けることができない。

3 意匠許可出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その意匠許可出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠許可を受ける権利を承継しないものがした意匠許可出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠許可出願でないものとみなす。

は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠許可出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠許可出願人に命じなければならぬ。

6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

(類似意匠)

第十條 意匠権者は、自己の許可意匠にのみ類似する意匠(以下「類似意匠」という。)について類似意匠の意匠許可を受けることができる。

2 前項の規定により意匠許可を受けた類似意匠にのみ類似する意匠については、同項の規定は、適用しない。

(意匠許可出願の分割)

第十一條 意匠許可出願人は、第八條第一項の規定による意匠許可出願を分割してその組物を成する物品の意匠についての意匠許可出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠許可出願の分割は、意匠許可出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の規定による意匠許可出願の分割があつたときは、組物を構成する物品についての意匠許可出願は、第八條第一項の規定による意匠許可出願の時にしたものとみなす。ただし、第四條第三項並

びに第十五條第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第 号)第四十三條第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

4 第一項の規定による意匠許可出願の分割があつたときは、第八條第一項の規定による意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。

(出願の変更)

第十二條 意匠許可出願人は、類似意匠の意匠許可出願を独立の意匠許可出願(類似意匠の意匠許可出願以外の意匠許可出願をいう。以下同じ。)に変更することができる。この場合は、独立の意匠許可出願は、類似意匠の意匠許可出願の時にしたものとみなす。

2 意匠許可出願人は、独立の意匠許可出願を類似意匠の意匠許可出願に変更することができる。この場合は、類似意匠の意匠許可出願は、独立の意匠許可出願の時にしたものとみなす。

3 前二項の規定による意匠許可出願の変更は、意匠許可出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

4 第一項又は第二項の規定による意匠許可出願の変更があつたときは、もとの意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。

第十三條 特許出願人は、その特許出願を意匠許可出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2 実用新案許可出願人は、その実用新案許可出願を意匠許可出願に変更することができる。ただし、その実用新案許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その意匠許可出願は、その特許出願又は実用新案許可出願の時にしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は実用新案許可出願は、取り下げたものとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四條第一項の規定により同法第二百一十一條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、実用新案法(昭和三十四年法律第 号)第五十五條第一項において準用する特許法第四條第一項の規定により実用新案法第三十五條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(秘密意匠)

第十四條 意匠許可出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記

載した書面を意匠許可出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠許可出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 秘密にすることを請求する期間

3 意匠許可出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。

一 意匠権者の承諾を得たとき。
二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。

三 裁判所から請求があつたとき。

四 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び許可番号を記載した書面その他通商産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十七条(共同出願)、第四十条(明細書の補正と要旨変更)、第四十三条(優先権主張の手続)及び第四十四条(特許出願の分割)の規定は、意匠許可出願に準用する。

2 特許法第三十三条並びに第三十

四 第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、意匠許可を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

第三章 審査

(審査官による審査)

第十六条 特許庁長官は、審査官に意匠許可出願を審査させなければならない。

(拒絶の査定)

第十七条 審査官は、意匠許可出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その意匠許可出願に係る意匠が第三條、第五條、第八條第二項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十五條第一項において準用する特許法第三十七條又は第六十八條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により意匠許可をすることができないものであるとき。

二 その意匠許可出願に係る意匠が条約の規定により意匠許可をすることができないものであるとき。

三 その意匠許可出願が第七條に規定する要件をみたしていないとき。

四 その意匠許可出願人が意匠の創作をした者でない場合において

て、その意匠について意匠許可を受ける権利を承継していないとき。

(意匠許可の査定)

第十八条 審査官は、意匠許可出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠許可をすべき旨の査定をしなければならない。

(特許法の準用)

第十九条 特許法第四十八條(審査官の除斥)、第五十條(拒絶理由の通知)、第五十三條(補正の取下)、第六十三條(査定方式)及び第六十五條(訴訟との関係)の規定は、意匠許可出願の審査に準用する。

第四章 意匠権

第一節 意匠権

(意匠権の設定の登録)

第二十條 意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二條第一項第一号の規定による第一年の許可料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 意匠許可出願の番号及び年月日

三 許可番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四條第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

(存続期間)

第二十一條 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

(類似意匠の意匠権)

第二十二條 類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠許可(類似意匠の意匠許可を除く)を受けた意匠(以下「本意匠」という)の意匠権と合体する。

(意匠権の効力)

第二十三條 意匠権者は、業として許可意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその許可意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(許可意匠の範囲)

第二十四條 許可意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

第二十五條 許可意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、解釈を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名以下の

審判官を指定して、その解釈をさせなければならない。

(他人の許可意匠等との関係)

第二十六條 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その許可意匠がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の許可意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは許可実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち許可意匠に係る部分がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその許可意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その許可意匠に類似する意匠がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の許可意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは許可実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち許可意匠に係る部分がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその許可意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

(専用実施権)

第二十七條 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で

定めた範囲内において、業としてその許可意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 特許法第七十七條第三項から第五項まで（移転等）、第九十七條第二項（放棄）並びに第九十八條第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

（通常実施権）
第二十八條 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその許可意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3 特許法第七十三條第一項（共有）、第九十七條第三項（放棄）及び第九十九條（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

（先使用による通常実施権）
第二十九條 意匠許可出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠許可出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠許可出願の際（第十五條第一項において準用する特許法第四十條の規定により、又は第十九條において若しくは第五十二條において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第五十七條において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第

三 前二号に掲げる場合において、

一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項の規定により、その意匠許可出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠許可出願の際又は手続補正書を提出した際（現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠許可出願に係る意匠権について通常実施権を有する。）

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）
第三十條 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八條第一項の審判の請求の登録前に、意匠許可が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠許可に係る意匠権について通常実施権を有する。

第三十條 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八條第一項の審判の請求の登録前に、意匠許可が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠許可に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠について二以上の意匠許可のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二 意匠許可を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠許可をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、

て、第四十八條第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠許可に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八條第三項において準用する特許法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（意匠権等の存続期間満了後の通常実施権）
第三十一條 意匠許可出願の日前又はこれと同日の意匠許可出願に係る意匠権のうち許可意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠許可出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠許可出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠許可出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二條 意匠許可出願の日前又はこれと同日の意匠許可出願に係る意匠権のうち許可意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠許可出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二條 意匠許可出願の日前又はこれと同日の意匠許可出願に係る意匠権のうち許可意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠許可出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八條第三項において準用する特許法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠許可出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠許可出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（通常実施権の設定の裁定）
第三十三條 意匠権者又は専用実施権者は、その許可意匠又はこれに類似する意匠が第二十六條に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその許可意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四條、第八十五條第一項及び第八十六條から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）
第三十四條 通常実施権は、前条第二項、特許法第九十二條第二項又は実用新案法第二十二條第二項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者（専用実施権者）の通常実施権者（専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第二項、特許法第九十二條第二項又は実用新案法第二十二條第二項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権者）の承諾を得た場合（専用実施権者）の承諾を得た場合（専用実施権者）の承諾を得た場合（専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 前条第二項、特許法第九十二條第二項又は実用新案法第二十二條第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは、消滅する。

（質権）
第三十五條 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該

該許可意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(物上代位)の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項(登録の効果)の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九条第三項(登録の効果)の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第六十九条(特許権の効力が及ばない範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合の特許権の消滅)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、意匠権に準用する。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係

る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

(侵害とみなす行為)

第三十八条 許可意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(損害の額の推定等)

第三十九条 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その許可意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者

に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるに際して、これを参酌することができる。

(過失の推定)

第四十条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第五十条(書類の提出)及び第六十六条(信用回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 許可料

(許可料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、許可料として、第二十一条に規定する十五年の各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 第一年から第三年まで 毎年六百元

二 第四年から第十年まで 毎年千二百円

三 第十一年から第十五年まで 毎年二千四百円

2 類似意匠の意匠許可を受ける者は、許可料として、一件ごとに、六百元を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

(許可料の納付期限)

第四十三条 前条第一項第一号の規定による第一年度の許可料又は同条第二項の許可料は、意匠許可をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二年度以後の各年度の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、許可料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

(許可料の追納)

第四十四条 意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に許可料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその許可料を追納することができる。

2 前項の規定により許可料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき許可料のほか、その許可料と同額の割増許可料を納付しなければならない。

3 意匠権者が第一項の規定により許可料を追納することができる期間内にその許可料及び前項の割増許可料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第一百条(利害関係人による特許料の納付)及び第一百一十一条(既納の特許料の返還)の規定は、許可料に準用する。

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ

る。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十七条 第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠許可出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(意匠許可の無効の審判)

第四十八条 意匠許可が次の各号の一に該当するときは、その意匠許可を無効にすることについて審判を請求することができる。

一 その意匠許可が第三条、第五一条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準

用する特許法第三十七條又は第六十八條第三項において準用する特許法第二十五條の規定に違反してされたとき。

三 意匠許可出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠

三 その意匠許可が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠許可を受ける権利を承継しないものの意匠許可出願に対してされたとき。

第五十條 意匠許可(類似意匠の意匠許可を除く。以下この項において同じ。)を無効にするべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、意匠許可が第四十八條第一項第四号に該当する場合において、その意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠許可が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

四 意匠許可がされた後において、その意匠権者が第六十八條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により意匠権を享有することができない者になつたとき、又はその意匠許可が条約に違反することとなつたとき。

2 本意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したときは、その類似意匠の意匠許可は、無効になる。

2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができ

3 類似意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠許可が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠許可が第四十八條第一項第四号に該当する場合において、その類似意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したとき、又は本意匠の意匠許可が同号に該当する場合において、その本意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したことに

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠許可に関し登録した権利を有する者に通知しなければなら

3 類似意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠許可が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠許可が第四十八條第一項第四号に該当する場合において、その類似意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したとき、又は本意匠の意匠許可が同号に該当する場合において、その本意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したことに

第四十九條 意匠許可が次に掲げる意匠についてされたときは、その意匠許可についての前条第一項の審判は、意匠権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一條

二 意匠許可出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一條

の意匠許可又は本意匠の意匠許可が第四十八條第一項第四号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 特許法第五十條(拒絶理由の通知)の規定は、第四十六條第一項の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

第五十二條 特許法第三十一條第一項及び第二項、第三百二十二條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項及び第二項、第三百五十六條から第三百五十八條まで、第三百五十九條第一項、第六百六十一條から第六百六十三條まで並びに第六百六十七條から第七百七十條まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

第六十條 再審、訴願及び訴訟(再審の請求)

第五十三條 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一條

(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十四條 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができない。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した意匠権の効力の制限)

第五十五條 無効にした意匠許可に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該許可意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 無効にした意匠許可に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

があつた意匠許可出願について再審により意匠権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていない者又はその事業の準備をしていない者は、その実施又は準備をしていない意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

(特許法の準用)

第五十七條 特許法第七十三條(再審の請求期間)並びに第七十四條第一項から第三項まで及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。

(訴訟)

第五十八條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分(補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。)に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第五十九條 審決に対する訴、第五十二條において、又は第五十七條において準用する特許法第七十四條第一項において、それぞれ準用する同法第五十九條第一項において準用する同法第五十三條第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴に準用する。

（対価の額についての訴）
第六十條 第三十三條第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2 特許法第八十三條第二項から第四項まで（出訴期間）及び第八十四條第二号（被告適格）の規定は、前項の訴に準用する。

第七章 雜則
（意匠原簿への登録）
第六十一條 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、消滅又は処分の制限
二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 この法律に規定するもののほか、登録に關して必要な事項は、政令で定める。

（意匠許可証の交付）
第六十二條 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠許可証を交付する。

2 意匠許可証の再交付については、通商産業省令で定める。
（証明等の請求）
第六十三條 何人も、特許庁長官に対し、意匠許可に關し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添附した図面、写真、ひな形若しくは見本であつて、意匠許可がされてい

ないもの
二 第十四條第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に關する書類、ひな形又は見本

三 第四十六條第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠許可出願について意匠許可がされてないもの
四 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

（意匠許可表示）
第六十四條 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、許可意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品又はその物品の包装に、許可意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示（以下「意匠許可表示」という。）を附するよう努めなければならない。

（虚偽表示の禁止）
第六十五條 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 許可意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品又はその物品の包装に意匠許可表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
二 許可意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に意匠許可表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三 許可意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が許可意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

（意匠公報）
第六十六條 特許庁は、意匠公報を発行する。
2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 意匠権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十四條第三項の規定によるものを除く。）
二 審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは再審の確定審決
三 裁定の請求若しくはその取下又は裁定

四 第五十九條第二項の訴についての確定判決
（手数料）
第六十七條 別表の中欄に掲げる者

は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（特許法の準用）
第六十八條 特許法第三條から第五條まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六條から第二十四條まで及び第九十四條（手続）の規定は、意匠許可出願、請求その他意匠許可に關する手続に準用する。
3 特許法第二十五條（外国人の権利の享有）の規定は、意匠権その他の意匠許可に關する權利に準用する。

4 特許法第二十六條（条約の効力）の規定は、意匠許可に準用する。

5 特許法第八十九條から第九十二條まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章 罰則
（侵害の罪）
第六十九條 意匠権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

（詐欺の行為の罪）
第七十條 詐欺の行為により意匠許可又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）
第七十一條 第六十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（秘密を漏らした罪）
第七十二條 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定及び審決が確定する前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十三條 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に關して知得した意匠許可出願中の意匠に關する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（罰則規定）
第七十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十九條第一項、第七十條又は第七十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罪を科する。

第七十五條 第六十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）
第七十二條 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定及び審決が確定する前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十三條 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に關して知得した意匠許可出願中の意匠に關する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（罰則規定）
第七十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十九條第一項、第七十條又は第七十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罪を科する。

第七十五條 第六十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(過料)
第七十五条 第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七條第二項又は第三百三十六條の規定により宣告した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判官

所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千元以下の過料に処する。
第七十六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判官所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千元以下の過料に処する。
第七十七条 証拠調又は証拠保全に

関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判官所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかったときは、五千元以下の過料に処する。
附則
この法律の施行期日は、別に法律で定める。

	納付しななければならない者	金 額
一	意匠許可出願をする者	一件につき二百円(類似意匠にあつては、六百元)
二	第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)
三	第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者	一件につき二百円
四	第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)
五	第二十五条第一項の規定により解釈を求める者	一件につき三千元
六	裁定を請求する者	一件につき四千元
七	裁定の取消を請求する者	一件につき二千元
八	第四十三条第三項若しくは第六十八条第一項において準用する特許法第四條若しくは第五條第一項の規定による期間の延長又は第六十八條第一項において準用する特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき四千元
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千元
十一	意匠許可証の再交付を請求する者	一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)
十二	第六十三條の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十三	第六十三條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円(外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に写真があるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物の謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額)
十四	第六十三條の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円(意匠原簿にあつては、四十円)

理 由
現在施行されている意匠法は、大正十年に制定されたものであるが、その後の社会的経済的事項の変化及び生活文化の向上に伴い、現行制度の根本的な整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

意匠法案
(参議院送付案中同院修正に係る)
(本文を掲ぐ。小字及び一は修正)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 意匠許可及び意匠許可出願(第三条・第十五条)
 - 第三章 審査(第十六条・第十九条)
 - 第四章 意匠権(第二十条・第三十六条)
 - 第一節 意匠権(第二十条・第三十六条)
 - 第二節 権利侵害(第三十七条・第四十一条)
 - 第三節 許可料(第四十二条・第四十五条)
 - 第五章 審判(第四十六条・第五十二条)
 - 第六章 再審、訴願及び訴訟(第五十三条・第六十条)
 - 第七章 雑則(第六十一条・第六十八條)
 - 第八章 罰則(第六十九条・第七十七條)
- 附則
(定義)
第二条 この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2 この法律で「許可意匠」とは、意匠許可を受けている意匠をいう。
3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 意匠許可及び意匠許可出願
(意匠許可の要件)

- 第三条 工業上利用することができ、意匠の創作をした者は、決に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠許可を受けることができる。
- 一 意匠許可出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠許可出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- 2 意匠許可出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(前項各号に掲げるものを除く)については、前項の規定にかかわらず、意匠許可を受けることができない。
- (意匠の新規性の喪失の例外)
第四条 意匠許可を受ける権利を有

する者の意に反して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠許可出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠許可を受ける権利を有する者の行為に起因して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠許可出願をしたときも、前項と同様とする。

3 意匠許可出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠許可出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠許可出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠許可出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

(意匠許可を受けることができない意匠)

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠許可を受けることができない。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

(意匠許可出願)

第六条 意匠許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠許可を受けようとする意匠を記載した図面を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠許可出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

四 意匠に係る物品

2 通商産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠許可を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 自己の許可意匠又は意匠許可出願をしてゐる意匠に類似する意匠について意匠許可を受けようとするときは、その意匠許可又は意匠許可出願の番号を願書に記載しなければならない。

4 第一項第四号の意匠に係る物品の記載又は願書に添附した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、

その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

5 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基いて変化する場合には、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠許可を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を附するとき、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができ

る。

7 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

8 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現わす場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

(二意匠一出願)

第七条 意匠許可出願は、通商産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

第八条 慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成す

る物品の意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠許可出願をすることができ

る。

2 前項の場合には、その組物を構成する物品の意匠が第三条、第五条及び次条第一項又は第二項の規定により意匠許可を受けることができる場合に限り、意匠許可を受けることができる。

(先願)

第九条 同一又は類似の意匠について異なる二以上の意匠許可出願があつたときは、最先の意匠許可出願人のみがその意匠について意匠許可を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠許可出願があつたときは、意匠許可出願人の協議により定めた一の意匠許可出願人のみがその意匠について意匠許可を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠許可を受けることができない。

3 意匠許可出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その意匠許可出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠許可を受ける権利を承継しないものがした意匠許可出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠許可出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届けるべき旨を意匠許可出願人に命じなければならない。

6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

(類似意匠)

第十条 意匠権者は、自己の許可意匠にのみ類似する意匠(以下「類似意匠」という。)について類似意匠の意匠許可を受けることができる。

2 前項の規定により意匠許可を受けた類似意匠にのみ類似する意匠については、同項の規定は、適用しない。

(意匠許可出願の分割)

第十一条 意匠許可出願人は、第八条第一項の規定による意匠許可出願を分割してその組物を構成する物品の意匠についての意匠許可出願とすることができ

2 前項の規定による意匠許可出願の分割は、意匠許可出願について

査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の規定による意匠許可出願の分割があつたときは、組物を構成する物品についての意匠許可出願は、第八条第一項の規定による意匠許可出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第 号）第四十三條第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

4 第一項の規定による意匠許可出願の分割があつたときは、第八条第一項の規定による意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。（出願の変更）

第十二条 意匠許可出願人は、類似意匠の意匠許可出願を独立の意匠許可出願（類似意匠の意匠許可出願以外の意匠許可出願をいう。以下同じ）に変更することができる。この場合は、独立の意匠許可出願は、類似意匠の意匠許可出願の時にしたものとみなす。

2 意匠許可出願人は、独立の意匠許可出願を類似意匠の意匠許可出願に変更することができる。この場合は、類似意匠の意匠許可出願は、独立の意匠許可出願の時にしたものとみなす。

2 意匠許可出願人は、独立の意匠許可出願を類似意匠の意匠許可出願に変更することができる。この場合は、類似意匠の意匠許可出願は、独立の意匠許可出願の時にしたものとみなす。

3 前二項の規定による意匠許可出願の変更は、意匠許可出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

4 第一項又は第二項の規定による意匠許可出願の変更があつたときは、もとの意匠許可出願は、取り下げたものとみなす。

第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠許可出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2 実用新案許可出願人は、その実用新案許可出願を意匠許可出願に変更することができる。ただし、その実用新案許可出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その意匠許可出願は、その特許出願又は実用新案許可出願の時にしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は実用新案許可出願は、取り下げたものとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四條第一項の規定により同法第二百一十一條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四條第一項の規定により同法第二百一十一條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、実用新案法（昭和三十四年法律第 号）第五十五條第一項において準用する特許法第四條第三十五條第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

（秘密意匠）
第十四条 意匠許可出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠許可出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠許可出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 秘密にすることを請求する期間

3 意匠許可出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならぬ。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならぬ。

一 意匠権者の承諾を得たとき。
二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審査又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。

三 裁判所から請求があつたとき。
四 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び許可番号を記載した書面その他通商産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

（特許法の準用）
第十五条 特許法第三十七條（共同出願）、第四十條（明細書の補正と要旨変更）、第四十三條（優先権主張の手続）及び第四十四條（特許出願の分割）の規定は、意匠許可出願に準用する。

2 特許法第三十三條並びに第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠許可を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五條（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

（審査官による審査）
第十六条 特許庁長官は、審査官に意匠許可出願を審査させなければならない。

（拒絶の査定）
第十七条 審査官は、意匠許可出願が次の各号の一に該当するとき、その意匠許可出願について拒絶すべき旨の査定をしなければならない。

一 その意匠許可出願に係る意匠が第三條、第五條、第八條第二項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十五條第一項において準用する特許法第三十七條又は第六十八條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により意匠許可をすることができないものであるとき。

二 その意匠許可出願に係る意匠が条約の規定により意匠許可をすることができないものであるとき。

三 その意匠許可出願が第七條に規定する要件をみたしていないとき。

四 その意匠許可出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠許可を受ける権利を承継していないとき。

（意匠許可の査定）
第十八条 審査官は、意匠許可出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠許可をすべき旨の査定をしなければならない。

（特許法の準用）
第十九条 特許法（第四十三條第三項を除く）第四十八條（審査官の除斥）、第五十條（拒絶理由の通知）、第五十三條（補正の却下）、第六十三條（査定方式）及び

（特許法の準用）
第十九条 特許法（第四十三條第三項を除く）第四十八條（審査官の除斥）、第五十條（拒絶理由の通知）、第五十三條（補正の却下）、第六十三條（査定方式）及び

び六十五条(訴訟との関係)の規定は、意匠許可出願の審査に準用する。

(意匠権の設定の登録)

第二十条 意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二条第一項第一号の規定による第一号の許可料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 意匠許可出願の番号及び年月日

三 許可番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

4 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

(類似意匠の意匠権)

第二十二條 類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠許可(類似意匠の意匠許可を除く)を受けた意匠(以下「本意匠」という。)の意匠権と合体する。

(意匠権の効力)

第二十三條 意匠権者は、業として許可意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその許可意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(許可意匠の範囲)

第二十四條 許可意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

第二十五條 許可意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、解釈を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名以下の審判官を指定して、その解釈をさせなければならない。

3 前項に規定するものは、前項に規定する手続は、政令で定める。

(他人の許可意匠等との関係)

第二十六條 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その許可意匠がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の許可意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは許可実用新案を利用するも

のであるとき、又はその意匠権のうち許可意匠に係る部分がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその許可意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その許可意匠に類似する意匠がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の許可意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは許可実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち許可意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその許可意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その意匠許可出願の日前の出願に係る他人の許可意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは許可実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち許可意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその許可意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その意匠許可出願の日前の出願に係る他人の許可意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは許可実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち許可意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその許可意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その意匠許可出願の日前の出願に係る他人の許可意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは許可実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち許可意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠許可出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその許可意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

(専用実施権)

第二十七條 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。

第二十八條 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定められた範囲内において、業としてその許可意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3 特許法第七十三条第一項(共有)、第九十七條第三項(放棄)及び第九十九條(登録の効果)の規定は、通常実施権に準用する。(先使用による通常実施権)

第二十九條 意匠許可出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠許可出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠許可出願の際(第十五条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十九条において若しくは第五十二条において準用する特許法第五十九条第一項において、若しくは第五十七条において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第四項の規定により、その意匠許可出願が手続補正書を提出した時にしたもの)とみな

されたときは、もとの意匠許可出願の際又は手続補正書を提出し出願(現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠許可出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第三十條 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八條第一項の審判の請求の登録前に、意匠許可が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠許可を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠について二以上の意匠許可のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二 意匠許可を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠許可をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、第四十八條第一項の審判の

請求の登録の際現にその無効に
した意匠許可に係る意匠権につ
いての専用実施権又はその意匠
権若しくは専用実施権について
第二十八条第三項において準用
する特許法第九十九条第一項の
効力を有する通常実施権を有す
る者

2 当該意匠権者又は専用実施権者
は、前項の規定により通常実施権
を有する者から相当の対価を受け
る権利を有する。
(意匠権等の存続期間満了後の通
常実施権)

第三十一条 意匠許可出願の日前又
はこれと同日の意匠許可出願に係
る意匠権のうち許可意匠に類似す
る意匠に係る部分がその意匠許可
出願に係る意匠権と抵触する場合
において、その意匠権の存続期間
が満了したときは、その原意匠権
者は、原意匠権の範囲内におい
て、当該意匠権又はその意匠権の
存続期間の満了の際現に存する専
用実施権について通常実施権を有
する。

2 前項の規定は、意匠許可出願の
日前又はこれと同日の出願に係る
特許権又は実用新案権がその意匠
許可出願に係る意匠権と抵触する
場合において、その特許権又は実
用新案権の存続期間が満了したと
きに準用する。

第三十二条 意匠許可出願の日前又
はこれと同日の意匠許可出願に係
る意匠権のうち許可意匠に類似す
る意匠に係る部分がその意匠許可
出願に係る意匠権と抵触する場合
において、その意匠権の存続期間
が満了したときは、その満了の際
現にその存続期間が満了した意匠
権についての専用実施権又はその
意匠権若しくは専用実施権につ
いての第二十八条第三項において準
用する特許法第九十九条第一項の
効力を有する通常実施権を有する
者は、原権利の範囲内において、
当該意匠権又はその意匠権の存続
期間の満了の際現に存する専用実
施権について通常実施権を有す
る。

る意匠権のうち許可意匠に類似す
る意匠に係る部分がその意匠許可
出願に係る意匠権と抵触する場合
において、その意匠権の存続期間
が満了したときは、その満了の際
現にその存続期間が満了した意匠
権についての専用実施権又はその
意匠権若しくは専用実施権につ
いての第二十八条第三項において準
用する特許法第九十九条第一項の
効力を有する通常実施権を有する
者は、原権利の範囲内において、
当該意匠権又はその意匠権の存続
期間の満了の際現に存する専用実
施権について通常実施権を有す
る。

2 前項の規定は、意匠許可出願の
日前又はこれと同日の出願に係る
特許権又は実用新案権がその意匠
許可出願に係る意匠権と抵触する
場合において、その特許権又は実
用新案権の存続期間が満了したと
きに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者
は、前二項の規定により通常実施
権を有する者から相当の対価を受
ける権利を有する。
(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 意匠権者又は専用実施
権者は、その許可意匠又はこれに
類似する意匠が第二十六条に規定
する場合に該当するときは、特許
庁長官の許可を受けて、同条の他
人に対しその許可意匠又はこれに
類似する意匠の実施をするための
通常実施権又は特許権若しくは実
用新案権について通常実施権の
許諾について協議を求めることが
できる。

2 前項の協議が成立せず、又は協
議をすることができないときは、
意匠権者又は専用実施権者は、特
許庁長官の裁定を請求することが
できる。

3 特許庁長官は、前項の場合において、当該
通常実施権を設定することが第二十六条の他
人の利益を不当に害することとなるときは、
当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をする
ことができる。

13 4 特許法第八十四条、第八十五条
第一項及び第八十六条から第九十
一条まで(裁定の手続等)の規定
は、前項の裁定に準用する。

第三十五条 意匠権、専用実施権又
は通常実施権を目的として質権を
設定したときは、質権者は、契約
で別段の定をした場合を除き、当
該許可意匠又はこれに類似する意
匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条(物上代位)の
規定は、意匠権、専用実施権又は
通常実施権を目的とする質権に準
用する。

み使用する物を業として製造し譲
渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡の
ために展示し又は輸入する行為
は、当該意匠権又は専用実施権を
侵害するものとみなす。
(損害の額の推定等)

第三十九条 意匠権者又は専用実施
権者が故意又は過失により自己の
意匠権又は専用実施権を侵害した
者に対しその侵害により自己が受
けた損害の賠償を請求する場合に
おいて、その者がその侵害の行為
により利益を受けているときは、
その利益の額は、意匠権者又は専
用実施権者が受けた損害の額と推
定する。

2 意匠権者又は専用実施権者は、
故意又は過失により自己の意匠権
又は専用実施権を侵害した者に対
し、その許可意匠又はこれに類似
する意匠の実施に対し通常受ける
べき金銭の額に相当する額の金銭
を、自己が受けた損害の額として
その賠償を請求することができ
る。

3 前項の規定は、同項に規定する
金額をこえる損害の賠償の請求を
妨げない。この場合において、意
匠権又は専用実施権を侵害した者
に故意又は重大な過失がなかった
ときは、裁判所は、損害の賠償の
額を定めるについて、これを参酌
することができる。

第三節 許可料
(許可料)
第四十二条 意匠権の設定の登録を
受ける者又は意匠権者は、許可料

として、第二十一条に規定する十
五年の各年について、一件ごと
に、次に掲げる金額を納付しなけ
ればならない。

一 第一年から第三年まで
毎年六百元

二 第四年から第十年まで
毎年千二百円

三 第十一年から第十五年まで
毎年二千四百円

2 類似意匠の意匠許可を受ける者
は、許可料として、一件ごとに、
六百元を納付しなければならな
い。

3 前二項の規定は、国に属する意
匠権には、適用しない。

(許可料の納付期限)
第四十三条 前条第一項第一号の規
定による第一年度の許可料又は同
条第二項の許可料は、意匠許可を
すべき旨の査定又は審決の謄本の
送達があつた日から三十日以内に
納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二
以後の各年分の許可料は、前年以
前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、許可料を納付す
べき者の請求により、三十日以内
を限り、第一項に規定する期間を
延長することができる。

(許可料の追納)
第四十四条 意匠権者は、前条第二
項に規定する期間内に許可料を納
付することができないときは、そ

の期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその許可料を追納することができる。

2 前項の規定により許可料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき許可料のほか、その許可料と同額の割増許可料を納付しなければならぬ。

3 意匠権者が第一項の規定により許可料を追納することができるとき、その期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(特許法の準用)
第四十五条 特許法第百十条(利害関係人による特許料の納付)及び第百十一条(既納の特許料の返還)の規定は、許可料に準用する。

(補正の却下の決定に対する審判)
第四十七条 第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠許可出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(意匠許可の無効の審判)

第四十八条 意匠許可が次の各号の一に該当するときは、その意匠許可を無効にすることについて審判を請求することができる。

一 その意匠許可が第三条、第五條、第八條第二項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十五條第一項において準用する特許法第三十七條又は第六十八條第三項において準用する特許法第二十五條の規定に違反してされたとき。

二 その意匠許可が条約に違反してされたとき。

三 その意匠許可が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠許可を受ける権利を承継しないものの意匠許可出願に対してされたとき。

四 意匠許可がされた後において、その意匠権者が第六十八條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により意匠権を享有することができない者になつたとき、又はその意匠許可が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠許可に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第四十九条 意匠許可が次に掲げる意匠についてされたときは、その意匠許可についての前条第一項の審判は、意匠権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

一 意匠許可出願前に外国において公然知られた意匠

二 意匠許可出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 意匠許可出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠

第五十条 意匠許可(類似意匠の意匠許可を除く。以下この項において同じ。)を無効にすべき旨の審判が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

2 本意匠の意匠許可を無効にすべき旨の審判が確定したときは、その類似意匠の意匠許可は無効になる。

3 類似意匠の意匠許可を無効にすべき旨の審判が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠許可が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠許可が第四十八條第一項第四号に該当する場合において、その類似意匠の意匠許可を無効にすべき旨の審判が確定したとき、又は本意匠の意匠許可が同号に該当する場合において、その本意匠の意匠許可を無効にすべき旨の審判が確定したとき、は、前項の規定により無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、その類似意匠の意匠許可又は本意匠の意匠許可が第四十八條第一項第四号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(再審により回復した意匠権の効力の制限)
第五十五条 無効にした意匠許可に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審判が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 無効にした意匠許可に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審判が確定した後再審の請求の登録前における当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 当該意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審判が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

第五十六条 無効にした意匠許可に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審判があつた意匠許可出願について再審により意匠権の設定の登録があつたときは、当該審判が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていける者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

(意匠許可証の交付)
第六十二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠許可証を交付する。

2 意匠許可の再交付については、通商産業省令で定める。

(証明等の請求)
第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠許可に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は

書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本であつて、意匠許可がされていないもの

二 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する書類、ひな形又は見本

三 第四十六条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠許可出願について意匠許可がされていないもの

四 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

(意匠許可表示)

第六十四条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、許可意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品又はその物品の包装にその物品が許可意匠又はこれに類似に係る旨の表示(以下「意匠許可表示」という。)を附するように努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第六十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

又はその物品の包装に意匠許可表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二 許可意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に意匠許可表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三 許可意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造せし若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が許可意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条から第五

条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六條から第二十四條まで及び第九十四條(手続)の規定は、意匠許可出願、請求その他意匠許可に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五條(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他意匠許可に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六條(条約の効力)の規定は、意匠許可に準用する。

5 特許法第八十九條から第九十二條まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

(詐欺の行為の罪)

第七十條 詐欺の行為により意匠

職にあつた者がその職務に関して知得した意匠許可出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

納付しなければならない者

意匠許可出願をする者

第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者

第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者

第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

第二十五条第一項の規定により解釈を求める者

裁定を請求する者

裁定の取消を請求する者

第四十三条第三項若しくは第六十八條第一項において準用する特許法第四條若しくは第六十八條第一項の規定による特許法第五條第二項の規定による期日の変更を請求する者

審判又は再審を請求する者

審判又は再審への参加を申請する者

意匠許可証の再交付を請求する者

第六十三條の規定により証明を請求する者

第六十三條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

金 額

一件につき千二百円(類似意匠にあつては、六百円)

一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)

一件につき二百円

一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)

一件につき三千円

一件につき四千円

一件につき二千円

一件につき四千円

一件につき四百円

一件につき四百円(類似意匠にあつては、二百円)

一件につき二百円

一件につき八十円(外国文の書類又は抄本一枚につき八十円、書類又は抄本一枚につき三十円、写真又は図面一枚につき五十円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額)

一件につき八十円(意匠原簿にあつては、四十円)

意匠法施行法案

意匠法施行法

(意匠法の施行期日)

第一条 意匠法(昭和三十四年法律第一号。以下「新法」という。)は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(意匠法の廃止)

第二条 意匠法(大正十年法律第九十八号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(意匠権)

第三条 旧法による意匠権(制限付移転の意匠権を除く。)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による意匠権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二十五条において準用する特許法(大正十年法律第九十六号。以下「旧特許法」という。)第二百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。

(制限付移転の意匠権)

第四条 旧法による制限付移転の意匠権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

(実施権)

第五条 旧法第九条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第六条 旧法第十条第一項の規定に

よる実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条 旧法第十条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十二条第二項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条 旧法第十一条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十一条第二項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第九条 旧法第十三条の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十三条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十三条第二項の裁定による通常実施権又は専用実施権となつたものとみなす。

第十条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第十五条第三項において準用する特許法(昭和三十四年法律第一号。以下「新特許法」という。)第三十五

条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十一条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十八条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百二十六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第五十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十三条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条において準用する旧特許法第二百七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十四条 第三条の規定により新法による意匠権となつたものとみなされた旧法による意匠権(第十六条第一項の規定により従前の例に

より意匠登録をされたものを含む。)の存続期間については、なお従前の例による。

(質権)

第十五条 新法の施行前にした意匠権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

(係属中の手続)

第十六条 新法の施行の際現に係属している意匠登録出願(抗告審判に係属しているものを含む。)については、その意匠登録出願については、査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している旧法第十三条又は第二十二條第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第十三条又は第二十二條第一項の審判(新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。)については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3 新法の施行の際現に係属している旧法第二十五条又は同条において準用する旧特許法第二百二十八条第一項において準用する同法第二百一十一条第一項の再審については、なお従前の例による。

4 第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5 第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

(正当権利者の意匠登録出願)

第十七条 新法の施行の際現に係属している旧法第二十五条において準用する旧特許法第十条又は第十一條に規定する正当権利者の意匠登録出願については、これらの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(意匠登録を受ける権利の承継)

第十八条 新法の施行前にした意匠登録出願後における意匠登録を受ける権利の承継(相続その他の一般承継を除く。)であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日における効力を失う。

(意匠権の移転等)

第十九条 新法の施行前にした意匠権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)又は処分制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

2 新法の施行前にした意匠権を目的とする質権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更又は処分制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日における効力を失う。

(職務創作)

第二十条 新法第十五条第三項において準用する新特許法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用

者、法人の役員又は公務員がした意匠の創作についても、適用する。

(無効審判)

第二十一条 旧法によりした意匠登録(第十六条第一項の規定により従前の例によりした意匠登録を含む)についての新法第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審判に対する再審においては、旧法第十七条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項に規定する場合に限り、その意匠登録を無効にすることができ

2 旧法第二十二條第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決(第十六條第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む)に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものである。前項と同様とする。

(登録料)

第二十二條 新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2 新法第四十五條において準用する新特許法第四十一條の規定は、新法の施行前に納付した登録料(前項の規定により従前の例により納付したものを含む)についても、適用する。

3 旧法第二十五條において準用する旧特許法第四十一條(第十七條の規定によりなおその効力を有する場合を含む)の規定により正当権

利者に意匠登録をしたときは、旧法第二十五條において準用する旧特許法第六十五條第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(補償金)

第二十三條 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

(処分)

第二十四條 旧法によりした処分、手続その他の行為(第十六條第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む)は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

(罰則の適用)

第二十五條 新法の施行前にした行為及び第十六條第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

意匠法を施行するため、その施行期日及び経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商標法案

商標法

目次

第一章 総則(第一條―第二條)

第二章 商標登録及び商標登録出願(第三條―第十三條)

第三章 審査(第十四條―第十七條)

第四章 商標権(第十八條―第三十五條)

第一節 商標権(第十八條―第三十五條)

第二節 権利侵害(第三十六條―第三十九條)

第三節 登録料(第四十條―第四十三條)

第五章 審判(第四十四條―第五十六條)

第六章 再審、訴願及び訴訟(第五十七條―第六十三條)

第七章 防護標章(第六十四條―第六十八條)

第八章 雑則(第六十九條―第七十七條)

第九章 罰則(第七十八條―第八十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「商標」とは、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて、業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用をするものをいう。

2 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を附する行為

二 商品又は商品の包装に標章を附したものを譲渡し引き渡し譲渡若しくは引渡のために展示し又は輸入する行為

三 商品に関する広告、定価表又は取引書類に標章を附して展示し又は頒布する行為

第二章 商標登録及び商標登録出願

(商標登録の要件)

第三條 自己の業務に係る商品について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 きわめて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標

六 前五号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(商標登録を受けることができない商標)

第四條 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一 国旗、菊花紋章、勲章、功勞章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

二 同盟条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約並びに千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下この条において同じ。)

三 同盟条約の同盟国の国旗を除く。であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて通商産業

商工委員会議録第三十号

四 白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標

盟国の政府若しくは地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用するもの

くはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他の承諾を得ているものを除く。）

(以下「政府等」という。)が開設する博覧会又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)

十 他人の業務に係る商品を表示

十一 当該商標登録出願の日前の

十二 他人の登録防護標章（防護

う。以下同じ。と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品について使用をするもの

登録を無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかつたものを除く）又はこれに類似する商標であつて、

これに類似する商品について使用をするもの

十四 農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第七条第二項の規定による登録を受けた名称と同一又は類似の商標であつて、その種苗又はこれに類似する商品について使用をするもの

十五 他人の業務に係る商品と混

十六 商品の品質の誤認を生ずる
おそれがある商標

もの又は公益に関する事業であつて營利を目的とし、ないものである者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同条の規定は、適用しない。

第一項第八号、第十号又は第十一号に掲げる商標であるものはこれらの機関、公益に関する団体であつて營利を目的とし、ないもの又は公益に関する事業であつて營利を目的とし、ないものである者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同条の規定は、適用しない。

五條 商標登録を受けようとする
商標登録を受けるものは、これら
規定は、適用しない。

商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分

自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に類似する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に係る指定商品について使用をするもの又は自己の登録商

標若しくは商標登録出願をして

ついて商標登録を受けようとする

その書面を記載した部分について

は、この限りでない。

(二商標一出願)

第六條 商標登録出願は、政令で定める商品の区分内において、商標

を指定して、商標ことにしなければならぬ。

前項の商品の区分は、商品の類
似の範囲を定めるものではない。

(連合商標)

七条 商標権者は、自己の登録商
標に類似する商標であつてその登

用をするもの又は自己の登録商標若しくはこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするものについては、連合商標の商標登録出願をした場合を除き、商標登録を受けることができない。

連合商標の商標登録出願について

て商標權の設定の登録があつたと

票に系る省定商品について使用を

て使用をする同一又は類似の商標

標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることが

用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

き、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

特許庁長官は、第二項の場合には、相当の期間を指定して、同項

の協議をしてその結果を届け出る

べき旨を商標登録出願人に命じなければならぬ。

5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

(出願時の特例)

第九條 政府等が開設する博覧会に、同盟条約(千九百十年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に關する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ)の同盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又は同盟条約の同盟国以外の国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許長官が指定するものに出品した商品について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者がその出品の日から六月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなす。

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録

出願に係る商標及び商品が同項に規定する商標及び商品であることを証明する書面を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(商標登録出願の分割)

第十條 商標登録出願人は、二以上の商品を指定商品とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができ

2 前項の規定による商標登録出願の分割は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の場合には、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、前条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第 号)第四十三

条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

(出願の変更)

第十一條 商標登録出願人は、連合商標の商標登録出願を独立の商標登録出願(連合商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ)に変更することができ

2 商標登録出願人は、独立の商標登録出願を連合商標の商標登録出願に変更することができる。この場合は、連合商標の商標登録出願は、独立の商標登録出願の時にしたものとみなす。

3 前二項の規定による商標登録出

願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

4 第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。

第十二條 防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができる。この場合は、商標登録出願は、防護標章登録出願の時にしたものとみなす。

2 前項の規定による出願の変更は、防護標章登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の規定による出願の変更があつたときは、その防護標章登録出願は、取り下げたものとみなす。

(特許法の準用)

第十三條 特許法第四十條、第四十二條(明細等の補正と要旨変更)及び第四十三條(優先権主張の手続)の規定は、商標登録出願に準用する。

2 特許法第三十三條及び第三十四條第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。

第三章 審査

(審査官による審査)

第十四條 特許庁長官は、審査官に商標登録出願及び異議の申立てを審査させなければならない。

(拒絶の査定)

第十五條 審査官は、商標登録出願

が次の各号の一に該当するとき、その商標登録出願について拒絶すべき旨の査定をしなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標が第三條、第四條第一項、第七條第三項若しくは第三項、第八條第二項若しくは第五項、第五十一條第二項、第五十三條第二項又は第七十七條第三項において準用する特許法第二十五條の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

二 その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

三 その商標登録出願が第六條第一項に規定する要件をみたしていないとき。

(出願公告)

第十六條 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を商標登録出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を商標公告に掲載することにより行う。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 商標登録出願の番号及び年月日
三 願書に添附した商標登録を受

けようとする商標を表示した書面の内容

四 指定商品
五 出願公告の番号及び年月日
六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許法第五十一條第四項(出願書類の縦覧)の規定は、出願公告をした場合に準用する。

(特許法の準用)

第十七條 特許法第四十八條(審査官の除斥)、第五十條(拒絶理由の通知)及び第五十三條から第六十五條まで(補正の却下、異議の申立、査定の方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係)の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

第四章 商標権

第一節 商標権

(商標権の設定の登録)

第十八條 商標権は、設定の登録により発生する。

2 第四十條第一項の規定による登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を商標公告に掲載しなければならない。

(存続期間)

第十九條 商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2 商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録商標が第四

ける商標に該当するものとなつて
いるときは、この限りでない。

(存続期間の更新登録)

第二十条 商標権の存続期間の更新
登録の出願をする者は、次に掲げ
る事項を記載した願書の特許庁長
官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住
所又は居所並びに法人にあつて
は代表者の氏名

二 商標登録の登録番号

2 更新登録の出願は、商標権の存
続期間の満了前六月から三月まで
の間にしなければならない。

3 更新登録の出願をする者がその
責に帰することができない理由に
より前項に規定する期間内にその
出願をすることができないときは、
同項の規定にかかわらず、その
理由がなくなつた日から十四日
以内でその期間の経過後二月以内
にその出願をすることができる。

4 商標権の存続期間の更新登録の
出願があつたときは、存続期間
は、更新されたものとみなす。た
だし、その出願について拒絶をす
べき旨の査定が確定し、又は商標
権の存続期間を更新した旨の登録
があつたときは、この限りでな
い。

第二十一条 審査官は、商標権の存
続期間の更新登録の出願が次の各
号の一に該当するときは、その出
願について拒絶をすべき旨の査定
をしなければならない。

一 その出願に係る登録商標が第
十九条第二項ただし書の規定に
該当するとき。

二 その出願をした者が当該商標
権者でないとき。

2 審査官は、商標権の存続期間の
更新登録の出願について拒絶の理
由を発見しないときは、更新登録
をすべき旨の査定をしなければならない。

第二十二條 第十四条並びに特許法
第四十八條(審査官の除斥)、第
五十五條(拒絶理由の通知)及び第
六十三條(査定的方式)の規定
は、商標権の存続期間の更新登録
の出願の審査に準用する。

(存続期間の更新の登録)
第二十三條 第四十條第二項の規定
による登録料の納付があつたとき
は、商標権の存続期間を更新した
旨の登録をする。

2 第十八條第三項の規定は、前項
の登録があつた場合に準用する。
(商標権の移転)
第二十四條 商標権の移転は、その
指定商品が二以上あるときは、指
定商品ごとに分割してすることが
できる。ただし、分割しようとする
指定商品がその分割しようとする
指定商品以外の指定商品のいづ
れかに類似しているときは、この
限りでない。

2 連合商標に係る商標権は、分離
して移転することができない。

3 商標権を譲り受けるには、通商
産業省令で定めるところにより、
その旨を日刊新聞紙に公告しなけ
ればならない。

4 商標権の移転(相続その他の一
般承継によるものを除く。)の登
録は、前項の規定による公告があ

つた日から三十日を経過した後で
なければ、することができない。

5 国若しくは地方公共団体若しく
はこれらの機関又は公益に関する
団体であつて営利を目的としない
ものの商標登録出願であつて、第
四條第二項に規定するものに係る
商標権は、譲渡することができな
い。

6 公益に関する事業であつて営利
を目的としないものを行つてい
る者の商標登録出願であつて、第
四條第二項に規定するものに係る
商標権は、その事業とともにする場
合を除き、移転することができな
い。

(商標権の効力)

第二十五條 商標権者は、指定商品
について登録商標の使用をする権
利を専有する。ただし、その商標
権について専用使用権を設定した
ときは、専用使用権者がその登録
商標の使用をする権利を専有する
範囲については、この限りでな
い。

(商標権の効力が及ばない範囲)
第二十六條 商標権の効力は、次に
掲げる商標には、及ばない。

一 自己の肖像又は自己の氏名若
しくは名称若しくは著名な雅
号、芸名若しくは筆名若しくは
これらの著名な略称を普通に用
いられる方法で表示する商標

二 当該指定商品又はこれに類似
する商品の普通名称、産地、販
売地、品質、原材料、効能、用
途、数量、形状、価格又は生
産、加工若しくは使用の方法若
しくは時期を普通に用いられる
方法で表示する商標

三 当該指定商品又はこれに類似
する商品について慣用されてい
る商標

2 前項第一号の規定は、商標権の
設定の登録があつた後、不正競争
の目的で、自己の肖像又は自己の
氏名若しくは名称若しくは著名な
雅号、芸名若しくは筆名若しくは
これらの著名な略称を用いた場合
は、適用しない。

(登録商標等の範囲)

第二十七條 登録商標の範囲は、願
書に添附した書面に表示した商標
に基いて定めなければならない。

2 指定商品の範囲は、願書の記載
に基いて定めなければならない。

第二十八條 商標権の効力について
は、特許庁に対し、解釈を求める
ことができる。

2 特許庁長官は、前項の規定によ
る求があつたときは、三名以下の
審判官を指定して、その解釈をさ
せなければならない。

(他人の意匠権等との関係)

第二十九條 商標権者、専用使用権
者又は通常使用権者は、指定商品
についての登録商標の使用がその
使用の態様によりその商標登録出
願の日前の意匠許可出願に係る他
人の意匠権又はその商標登録出願
の日前に生じた他人の著作権と抵
触するときは、指定商品のうち抵
触する部分についてその態様によ
り登録商標の使用をすることがで
きない。

(専用使用権)
第三十條 商標権者は、その商標権
について専用使用権を設定するこ
とができる。ただし、第四條第二

項に規定する商標登録出願に係る
商標権については、この限りでな
い。

2 専用使用権者は、設定行為で定
めた範囲内において、指定商品に
ついて登録商標の使用をする権利
を専有する。

3 専用使用権は、商標権者の承諾
を得た場合及び相続その他の一般
承継の場合に限り、移転すること
ができる。

4 特許法第七十七條第四項及び第
五項(質権の設定等)、第九十七
條第二項(放棄)並びに第九十八
條第一項第二号及び第二項(登録
の効力)の規定は、専用使用権に
準用する。

(通常使用権)

第三十一條 商標権者は、その商標
権について他人に通常使用権を許
諾することができる。ただし、第
四條第二項に規定する商標登録出
願に係る商標権については、この
限りでない。

2 通常使用権者は、設定行為で定
めた範囲内において、指定商品に
ついて登録商標の使用をする権利
を有する。

3 通常使用権は、商標権者(専用
使用権についての通常使用権にあ
つては、商標権者及び専用使用権
者)の承諾を得た場合及び相続そ
の他の一般承継の場合に限り、移
転することができる。

4 特許法第七十三條第一項(共
有)、第九十四條第二項(質権の
設定)、第九十七條第三項(放棄)
並びに第九十九條第一項及び第三

項（登録の効果）の規定は、通常使用権に準用する。

（先使用による商標の使用をする権利）

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしてきた結果、その商標登録出願の際（第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第五十六条第一項において準用する特許法第五十九条第一項において、若しくは第六十一条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品と自己の業

務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。

（無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利）

第三十三条 次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号の一に該当することを知らないで日本国内において指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一 同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者

二 商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標について正当権利者に商標登録をした場合における原商標権者

三 前三号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての特許法第九十九条第一項の第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項

の効力を有する通常使用権を有する者

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（質権）

第三十四条 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該指定商品について当該登録商標の使用をすることができない。

2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、商標権又は専用使用権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常使用権を目的とする質権に準用する。

（特許法の準用）

第三十五条 特許法第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、商標権に準用する。

第二節 権利侵害

（差止請求権）

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するお

それがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（侵害とみなす行為）

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 指定商品についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

二 指定商品又はこれに類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

三 指定商品又はこれに類似する商品について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為

四 指定商品又はこれに類似する商品について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し引き渡し又は譲渡若しくは引渡のために所持する行為

五 指定商品又はこれに類似する商品について登録商標又はこれ

に類似する商標の使用をし又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し又は輸入する行為

六 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し譲渡し引き渡し又は輸入する行為

（損害の額の推定等）

第三十八条 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

2 商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に對し通常受けるべき金銭の額に相當する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額を定める損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権者又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（特許法の準用）

第三十九条 特許法第三十三条（過失

の推定)、第五百五条(書類の提出)及び第六百六条(信用回復の措置)の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

第三節 登録料

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、八千円を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、一万五千円を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

(登録料の納付期限)

第四十一条 前条第一項の規定による登録料は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定による登録料は、商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。

(過誤納の登録料の返還)

第四十二条 過誤納の登録料は、納付した者の請求により返還する。

2 前項の規定による登録料の返還

は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第四十三条 特許法第十条(利害関係人による特許料の納付)の規定は、登録料の納付に準用する。

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができ。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十五条 第十七条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができ。ただし、第十七条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の一に該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判

を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四十一条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八條第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三條第二項又は第七十七條第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その商標登録が条約に違反してされたとき。

三 その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき。

四 商標登録がされた後において、その商標権者が第七十七條第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標権を享有することができない者になつたとき、又はその商標登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第四十七条 商標登録が第三条、第四十一条第一項第八号若しくは第十一号から第十五号まで、第七條第一

項若しくは第三項若しくは第八條第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四條第一項第十号の規定に違反してされたとき(不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く)、又は商標登録が前条第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

(商標権の存続期間の更新登録の無効の審判)

第四十八条 商標権の存続期間の更新登録が次の各号の一に該当するときは、その更新登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、更新登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一 その更新登録が第十九條第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

二 その更新登録が当該商標権者でない者の出願に対してされたとき。

2 第四十六條第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第四十九条 商標権の存続期間の更新登録が前条第一項第二号に該当するときは、その更新登録についての同項の審判は、商標権の存続期間を更新した旨の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

(商標登録の取消の審判)

第五十条 継続して三年以上日本国

内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品についての登録商標の使用をしていないときは、その指定商品に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、その商品についてその商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが指定商品について相互に連合商標となつて登録商標のうちの一の使用をしていないときでも、これらの者のうちのいずれかがその指定商品についてその登録商標と連合商標となつて他の登録商標の使用をしていない場合は、その使用をしていない登録商標については、前項の規定にかかわらず、同項の審判を請求することができない。

3 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が次に掲げる地の属する市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、同法第二百五十二条の二十第一項の規定により設けられた区)、特別区、町又は村において各指定商品についてその登録商標の使用をしていないときは、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、その商品についてその商標の使用をしていないものと推定する。

一 商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常

使用権者の営業所又は事務所の所在地が日本国内にあるときは、その所在地

二 商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地が日本国内にない場合又は商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地が日本国内にない場合において、商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の住所又は居所が日本国内にあるときは、その住所又は居所

三 商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地又は住所若しくは居所が日本国内にない場合において、その者の商標登録に関する代理人であつて日本国内に住所若しくは居所を有するものがあるときはその住所若しくは居所、その代理人がないときは特許庁の所在地

4 第一項の審判の請求の登録後に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が同項の規定による請求に係る指定商品について登録商標の使用をしている場合における第一項又は前項の規定の適用については、その者がその商品についてその商標の使用をしていないものとみなす。

第五十一条 商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似

する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことができる。審判を請求することができる。

2 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審判が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができる。

第五十二条 前条第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。

第五十三条 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品又はこれに類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

2 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨

の審判が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができる。

3 前条の規定は、第二項の審判に準用する。

第五十四条 商標登録を取り消すべき旨の審判が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

第五十五条 第四十六条第三項の規定は、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の審判の請求があつた場合に準用する。

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第二百二十五条、第二百三十一条第一項及び第二項、第二百三十二条から第二百五十四条まで、第二百五十五条第一項及び第二項、第二百五十六条から第六十三条まで並びに第六十七条から第七十条まで（審判の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第二百三十二条第一項、第二百四十五条第一項、第二百六十七條及び第六十九條第一項中「第二百三十三条第一項又は第二百二十九條第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条第一項」と読み替へるものとす。

2 特許法第二百五十五條第三項（審判の請求の取下）の規定は、第四十六條第一項、第四十八條第一項又は第五十條第一項の審判に準用する。

判の請求の取下」の規定は、第四十六條第一項、第四十八條第一項又は第五十條第一項の審判に準用する。

第六章 再審、訴願及び訴訟

(再審の請求)

第五十七条 確定審判に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一條（再審の理由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十八条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審判をさせたときは、その第三者は、その確定審判に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した商標権の効力の制限)

第五十九条 無効にし若しくは取り消した商標登録又は無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審判が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品についての当該登録商標の善意の使用

二 当該審判が確定した後再審の請求の登録前に善意にした第三十七條各号に掲げる行為

第六十條 無効にし若しくは取り消した商標登録若しくは無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審判があつた商標登録出願若しくは商標権の存続期間の更新登録の出願について再審により商標権の設定の登録若しくは商標権の存続期間を更新した旨の登録があつた場合において、当該審判が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 第三十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三條（再審の請求期間）並びに第七十四條第一項から第三項まで及び第七十五條（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十四條第三項中「第二百三十三條第一項又は第二百二十九條第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第四十八條第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条第一項」と読み替へるものとす。

第六十條 無効にし若しくは取り消した商標登録若しくは無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審判があつた商標登録出願若しくは商標権の存続期間の更新登録の出願について再審により商標権の設定の登録若しくは商標権の存続期間を更新した旨の登録があつた場合において、当該審判が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

第一項」と読み替えるものとす
る。

(訴願)

第六十二条 この法律又はこの法律
に基く命令の規定により行政庁が
した処分(補正の却下の決定、査
定、審決及び審判又は再審の請求
書の却下の決定を除く)に不服が
ある者は、通商産業大臣に訴願す
ることが出来る。ただし、この法
律の規定により不服を申し立てる
ことができないこととされている
ときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第六十三条 審決に対する訴、第五
十六条第一項において、又は第六
十一条において準用する特許法第
百七十四条第一項において、それ
ぞれ準用する同法第五十九条第
一項において準用する同法第五十
三条第一項の規定による却下の決
定に対する訴及び審判又は再審の
請求書の却下の決定に対する訴
は、東京高等裁判所の専属管轄と
する。

2 特許法第七十八條第二項から
第六項まで(出訴期間等)及び第百
七十九條から第百八十二條まで
(被告適格、出訴の通知、審決又
は決定の取消及び裁判の正本の送
付)の規定は、前項の訴に準用す
る。この場合において、同法第百
七十九條中「第百二十三條第一項
又は第百二十九條第一項」とある
のは、「商標法第四十六條第一項、
第四十八條第一項、第五十條第一
項、第五十一條第一項又は第五十
三條第一項」と読み替えるものと
する。

第七章 防護標章

(防護標章登録の要件)

第六十四条 商標権者は、登録商標
が自己の業務に係る指定商品を表
示するものとして需要者の間に広
く認識されている場合において、
その登録商標に係る指定商品及び
これに類似する商品以外の商品に
ついて他人が登録商標の使用をす
ることによりその商品と自己の業
務に係る指定商品とが混同を生ず
るおそれがあるときは、そのおそ
れがある商品について、その登録
商標と同一の標章についての防護
標章登録を受けることができる。
(出願の変更)

第六十五条 商標登録出願人は、そ
の商標登録出願を防護標章登録出
願に変更することができる。

2 前項の規定による出願の変更
は、商標登録出願について出願公
告をすべき旨の決定の謄本の送達
があつた後は、することができな
い。

3 第十二條第一項後段及び第三項
の規定は、第一項の規定による出
願の変更にも準用する。

(防護標章登録に基づく権利の附随
性)

第六十六条 防護標章登録に基づく権
利は、当該商標権を移転したとき
は、その商標権に從つて移転す
る。ただし、その商標権を分割し
て移転したときは、消滅する。

2 防護標章登録に基づく権利は、当
該商標権が消滅したときは、消滅
する。

(侵害とみなす行為)

第六十七条 次に掲げる行為は、当

該商標権又は専用使用権を侵害す
るものとみなす。

一 指定商品についての登録防護
標章の使用

二 指定商品であつて、その商品
又はその商品の包装に登録防護
標章を附したものを譲渡又は引
渡のために所持する行為

三 指定商品について登録防護標
章の使用をするために登録防護
標章を表示する物を所持する行
為

四 指定商品について登録防護標
章の使用をさせるために登録防
護標章を表示する物を譲渡し引
き渡し又は譲渡若しくは引渡の
ために所持する行為

五 指定商品について登録防護標
章の使用をし又は使用をさせる
ために登録防護標章を表示する
物を製造し又は輸入行為

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 第五條第一項及び第三
項、第六條第一項、第十條並びに
第十三條第一項の規定は、防護標
章登録出願に準用する。この場合
において、第五條第一項中「三
指定商品及び次条第一項の政令
で定める商品の区分」とあるのは、

「三 指定商品及び次条第一
項の政令で定める商品の区分」と
する。

四 防護標章登録出願に係
る商標登録の登録番号」と
読み替えるものとする。

2 第十四條から第十七條までの規
定は、防護標章登録出願の審査に
準用する。この場合において、第
十五條第一号中「第三條、第四條第
一項、第七條第一項若しくは第三
項、第八條第二項若しくは第五

項、第五十一條第二項、第五十三條
第二項」とあるのは、「第六十四
條」と読み替えるものとする。

3 第十八條から第二十三條まで、
第二十六條から第二十八條まで、
第三十二條、第三十三條、第三十
五條、第四十條から四十三條まで
及び次条の規定は、防護標章登録
に基づく権利に準用する。この場合
において、第十九條第二項ただし書
中「第四條第一項第一号から第三
号まで、第五號、第七號又は第十六
號に掲げる商標に該当するものと
なつてゐるとき」とあり、第二十
一條第一項第一号中「第十九條第
二項ただし書の規定に該当すると
き」とあるのは、「第六十四條の
規定により防護標章登録を受ける
ことができるものでなくなつたと
き」と読み替えるものとする。

4 第四十四條から第四十六條まで
及び第五十六條の規定は、防護標
章登録に係る審判に準用する。こ
の場合において、第四十六條第一
項第一号中「第三條、第四條第一
項、第七條第一項若しくは第三
項、第八條第一項、第二項若しく
は第五項、第五十一條第二項、第
五十三條第二項」とあるのは、「第
六十四條」と、同項第四号中「条
約」とあるのは「第六十四條の規
定若しくは条約」と読み替えるも
のとする。

5 第五十七條から第六十三條まで
の規定は、防護標章登録に係る再
審、訴願及び訴訟に準用する。こ
の場合において、第五十九條第二
号中「第三十七條各号」とあるの
は、「第六十七條第二号から第五

号まで」と読み替えるものとす
る。

第八章 雜則

(指定商品が二以上の商標権につ
いての特則)

第六十九条 指定商品が二以上の商
標登録又は商標権についての第三
十三條第一項、第三十五條におい
て準用する特許法第九十七條第一
項若しくは第九十八條第一項第一
号、第四十六條第二項(第四十八
條第二項において準用する場合を
含む)、第五十四條、第五十六條
第一項において準用する特許法第
百二十五條、第五十六條第一項に
おいて若しくは第六十一條におい
て準用する特許法第七十四條第
三項においてそれぞれ準用する同
法第三十二條第一項、第五十九
條、第六十條、第七十一條第一項
第一号又は第七十五條第二項にお
いて準用する特許法第九十三條
第二項第五号の規定の適用につ
いては、指定商品ごとに商標登録が
され、又は商標権があるものとみ
なす。

2 指定商品が二以上の商標登録又
は商標権についての第五十九條又
は第六十條の規定の適用について
は、指定商品ごとに商標権の存続
期間の更新登録がされたものとみ
なす。

(登録商標に類似する商標等につ
いての特則)

第七十條 第二十五條、第二十九
條、第三十條第二項、第三十一條
第二項、第三十四條第一項、第三
十八條第二項、第五十條、第五十
九條第一号、第六十四條、第七十

三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとする。登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。

2 第四条第一項第十二号又は第六十七号における「登録防護標章」には、その登録防護標章に類似する標章であつて、色彩を登録防護標章と同一にするものとする。登録防護標章と同一の標章であると認められるものを含むものとする。

3 第三十七条第一号又は第五十一条第一項における「登録商標に類似する商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとする。登録商標と同一の商標であると認められるものを含まないものとする。

(商標原簿への登録)
第七十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。

一 商標権の設定、存続期間の更新、移転、変更、消滅又は処分
二 防護標章登録に基づく権利の設定、存続期間の更新、移転又は消滅

三 専用使用権又は通常使用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分
四 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に關し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写を請求することができ。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については、この限りでない。

(商標登録表示)

第七十三条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、通商産業省令で定めるところにより、指定商品又は指定商品の包装に登録商標を附するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示(以下「商標登録表示」という。)を附するように努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第七十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
二 指定商品以外の商品について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為
三 商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を附したものの又は指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に登録商標を附したものであつて、その

商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

(商標公報)

第七十五条 特許庁は、商標公報を發行する。

2 特許法第九十三條第二項第一号から第六号まで及び第八号(特許公報の掲載事項)の規定は、商標公報に準用する。

(手数料)

第七十六条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が國であるときは、適用しない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第七十七条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六条から第二十四条まで及び第九十四條(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五条(外國人の権利の享有)の規定は、商標権者の

他商標登録に關する權利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、商標登録及び防護標章登録に準用する。

5 特許法第八十九条から第九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第九章 罰則

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐欺の行為の罪)

第七十九条 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第八十一条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第八十二条 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第七十八条から第八十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第八十三条 第五十六条第一項において、第七十七条において準用する特許法第五十九条において、又は第六十一条において準用する特許法第七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七條第二項又は第三百三十六條の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第八十四条 この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から呼出を受けた者が正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第八十五条 証人調又は証人保全に關し、この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附則
この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
商標登録出願、防護標章登録出願又は商標権若しくは防護標章登録に基く権利の存続期間の更新登録の出願をする者	第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	異議の申立をする者	第二十八条第一項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により解釈を求める者	第四十一条第三項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第七十七条第一項において準用する特許法第四十条若しくは第五十一条の規定による期間の延長又は第七十七条第一項において準用する特許法第五十一条の規定による期日の変更を請求する者	審判又は再審を請求する者	審判又は再審への参加を申請する者	第七十二条の規定により証明を請求する者	第七十二条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	第七十二条の規定により書類の圖寫又は謄写を請求する者
一件につき二千元(連合商標の商標登録出願にあつては、四千元)	一件につき八百円	一件につき八百円	一件につき三千円	一件につき三百円	一件につき四千元	一件につき四千元	一件につき二百円	一件につき八十円(外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三百円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物の謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額)	一件につき八十円(商標原簿にあつては、四十円)

理由
現在施行されている商標法は、大正十年に制定されたものであるが、その後の社会的経済的事項の変化に伴い、現行制度の根本的な整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商標法案
(参議院送付案中同院修正に係る案)
(文を掲ぐ。小字及び一は修正)
(商標登録を受けることができない商標)
第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。
一 国旗、菊花紋章、勳章、功勞章、
二 同盟条約(千九百二十年十二月十四日にラッセルで、千九百二十一年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約並び

に千九百二十年十二月十四日にラッセルで、千九百二十一年六月二日にロンドンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下この条において同じ。)の同盟国の間の紋章その他の記章(同盟条約の同盟国の国旗を除く。)であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
四 白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標
五 日本国若しくは同盟条約の同盟国の政府若しくは地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするもの
六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて營利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて營利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標
七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他の他人の承諾を得ているものを除く。)
九 政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)
十 他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品又はこれに類似する商品について使用をするもの
十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品(第六十一条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により指定した商品と同一又は類似の商品について使用をするもの
十二 他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品について使用をするもの
十三 商標権が消滅した日(商標登録を無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日)。

以下同じ。から一年を経過して
いない他人の商標（他人が商標
権が消滅した日以前一年以上使用
をしなかつたものを除く。）又は
これに類似する商標であつて、
その商標権に係る指定商品又は
これに類似する商品について使
用をするもの

十四 農産物産法（昭和二十二年
法律第百十五号）第七條第一項
の規定による登録を受けた名称
と同一又は類似の商標であつ
て、その種苗又はこれに類似す
る商品について使用をするもの
十五 他人の業務に係る商品と混
同を生ずるおそれがある商標
（第十号から前号までに掲げる
ものを除く。）

十六 商品の品質の誤認を生ずる
おそれがある商標
国若しくは地方公共団体若しく
はこれらの機関、公益に関する
団体であつて営利を目的としな
いもの又は公益に関する事業で
あつて営利を目的としないもの
を行つてゐる者が前項第六号の
商標について商標登録出願をす
るときは、同号の規定は、適用
しない。

3 第一項第八号、第十号又は第十
五号に該当する商標であつて
も、商標登録出願の時にそれぞ
れ同項第八号、第十号又は第十
五号に該当しないものについて
は、これらの規定は、適用しな
い。

（特許法の準用）

第十七条 特許法（昭和十七年第二項
○第四十七條第二項
○第四十八條）（審

審査官の資格、第五十條（拒絶理由
の通知）及び第五十三條から第六
十五條まで（補正の取下、異議の
申立、査定方式、出願公告決定
後の補正及び訴訟との関係）の規
定は、商標登録出願の審査に準用
する。

2 特許庁長官は、前項の規定によ
る求があつたときは、三名以下
の審判官を指定して、その審判を
させなければならない。
3 前項に規定するもののは、判定に關する
手続は、政令で定める。
（他人の意匠権等との関係）
第二十九條 商標権者、専用使用権
者又は通常使用権者は、指定商品
についての登録商標の使用がその

使用の態様によりその商標登録出
願の日前の意匠許可出願に係る他
人の意匠権又はその商標登録出願
の日前に生じた他人の著作権と抵
触するときは、指定商品のうち抵
触する部分についてその態様によ
り登録商標の使用をすることがで
きない。

商標法施行法案
商標法施行法
（商標法の施行期日）
第一条 商標法（昭和三十四年法律
第 号。以下「新法」という。）
は、昭和三十五年四月一日から施
行する。
（商標法の廃止）
第二条 商標法（大正十年法律第九
十九号。以下「旧法」という。）は、
廃止する。
（商標権）
第三条 旧法による商標権、標章権
又は団体商標権であつて、新法の
施行の際現に存するものは、新法
の施行の日において新法による商
標権となつたものとみなす。た
だし、その効力は、旧法第八條第二
項の規定により効力が及ばないこ
ととされた部分には、及ばない。
2 前項ただし書の規定は、第七條
第一項の規定により従前の例によ
りした商標登録又は標章登録をす
べき旨の査定又は審決に係る商標
権に準用する。
3 旧法第一條第三項の規定（第七
條第一項の規定により従前の例に
よる場合を含む。）により商標に
施すべき色を限定して受けた登録
に係る登録商標については、新法
第七十條第一項及び第三項の規定
は、適用しない。
（標章の使用をする権利）
第四条 旧法第九條第一項の規定に
よる標章の使用をする権利であつ
て、新法の施行の際現に存するも
のは、新法の施行の日において新
法第三十二條第一項の規定による

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
商標登録出願、防護標章登録出願又は商標権若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	第十三條第二項において準用する特許法第三十四條第四項の規定により承継の届出をする者	異議の申立をする者	第二十八條第一項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定により解除を求めめる者	第四十一條第三項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十七條第三項において準用する特許法第四條若しくは第七十七條第一項の規定による期間の延長又は第七十七條第二項の規定による期日の変更を請求する者	審判又は再審を請求する者	審判又は再審への参加を申請する者	第七十二條の規定により証明を請求する者	第七十二條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	第七十二條の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
一件につき二千元（連合商標の商標登録出願にあつては、四千元）	一件につき八百円	一件につき八百円	一件につき三千元	一件につき三百円	一件につき四千元	一件につき四千元	一件につき二百円	一件につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中の図面があるときは図面一枚につき五十円、特許庁の発行に係る印刷物の価格に六十円を加えた額）	一件につき八十円（商標原簿にあつては、四十円）

商標の使用をする権利となつたものとみなす。

第五條 旧法第二十五條第一項の規定による商標の使用をする権利であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第七條第八項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五條第一項の規定による商標の使用をする権利となつたものとみなす。

(存続期間)

第六條 第三條第一項の規定により新法による商標権となつたものとみなされた旧法による商標権、標章権及び団体標章権(次條第一項の規定により従前の例によりした商標登録又は標章登録をすべき旨の査定又は審決に係るものを含む)の存続期間(次條第三項の規定により従前の例によりした存続期間更新登録後のものを含む)については、なお従前の例による。ただし、その存続期間の更新については、この限りでない。

(係属中の手続)

第七條 新法の施行の際現に係属している商標登録出願又は標章登録出願(抗告審判に係属しているものを含む)については、その商標登録出願又は標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している団体標章登録出願(抗告審判に係属しているものを含む)は、商

標登録出願とみなして前項の規定を適用する。

3 新法の施行の際現に係属している商標権の存続期間更新登録の出願(抗告審判に係属しているものを含む)については、その出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

4 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権の存続期間更新登録の出願(抗告審判に係属しているものを含む)は、商標権の存続期間更新登録の出願とみなして前項の規定を適用する。

5 第一項の規定により従前の例によりした標章登録をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その査定又は審決は、新法による商標登録をすべき旨の査定又は審決とみなす。

6 新法の施行の際現に係属している商標権についての旧法第二十二條第一項一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している商標権についての同号の審判(新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む)については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

7 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権についての旧法第二十二條第一項一号の審判(旧法第三十一條第一項の規

定による団体標章の登録の取消に係るものを除く)又はその審判の審決に対する抗告審判は、商標権についての同号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判とみなして前項の規定を適用する。

8 新法の施行の際現に係属している旧法第二十二條第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。

9 新法の施行の際現に係属している商標権についての旧法第二十二條第一項第三号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。

10 第六項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

11 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権についての旧法第二十二條第一項第三号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判は、商標権についての同号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判とみなして第九項の規定を適用する。

12 第六項から前項までの規定は、新法の施行の際現に係属している旧法第二十四條又は同条において準用する特許法(大正十年法律第九十六号)第二百八十八條第一項において準用する同法第二百一十一條第一項の再審に準用する。

13 第一項から第四項まで、第六項から第九項まで及び前二項に規定する手続以外の手続(旧法第三十一條第一項の規定による団体標章の登録の取消に係るものを除く)であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

(商標登録出願により生じた権利等の承継)

第八條 新法の施行前にした商標登録出願により生じた権利、標章登録出願により生じた権利又は団体標章登録出願により生じた権利の承継(相続その他の一般承継を除く)であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしていないものは、新法の施行の日その効力を失う。

(商標権等の移転)

第九條 新法の施行前にした商標権、標章権又は団体標章権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日その効力を失う。

(無効審判)

第十條 旧法によりした商標登録(第七條第一項の規定により従前の例によりしたものを含み、旧商標法(明治四十二年法律第二十五号)以下「四十二年法」という)によりしたものを除く)については、新法第四十六條第一項の審判又はその審判の審決に対する再審においては、旧法第十六條第一項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同項に規定する場合に限り、その商標登録を無効にすることができる。

2 前項に規定する商標登録についての旧法第二十二條第一項第二号の審判又はその審判の審決に対す

る抗告審判の確定審決(第七條第八項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む)に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3 第一項に規定する商標登録については、旧法第二十三條の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

4 四十二年法によりした商標登録についての新法第四十六條第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審においては、旧法第四十二條前段の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条前段に規定する場合に限り、その商標登録を無効にすることができる。

5 前項に規定する商標登録についての旧法第二十二條第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決(第七條第八項の規定により従前の例によりした当該審決であつて確定したものを含む)に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

6 第四項に規定する商標登録については、旧法第四十二條後段及び第四十三條の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

7 旧法によりした標章登録及び団体標章登録(第七條第一項の規定により従前の例によりしたものを含む)は、旧法によりした商標登録とみなして前六項の規定を適用する。

第十一條 前条の規定は、旧法によりした商標権、標章権又は団体標

章権又は団体標章権(第七條第一項の規定により従前の例によりしたものを含む)は、旧法によりした商標登録とみなして前六項の規定を適用する。

第十五条 新法の施行前にした行為及び第七條第一項、第三項、第六項、第八項、第九項（これらの規定を同條第十二項において準用する場合を含む。）又は第十三項の規

移轉 每一件 金三百圓

第二十二條第一項中「知得タル」

りその例によるもの」とされた。同判例は、
許法第二百二十八条ノ二第一項又は

第四十條中第十二號を削り、第

十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四十一条第二号中「及び登録証」を、「実用新案許可証及び意匠許可証」に、「及び登録料」を、「許可料及び登録料」に改める。

第四十四条及び第四十六條第一項第二号中「及び抗告審判」を削る。

第四十七條第一項の表中「特許補償等審査会」特許権の収用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

を「特許発明実施審査会」特許発明の実施等に関する重要事項を調査審議すること。

（輸出品デザイン法の改正）
第八条 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「実用新案法（大正十年法律第九十七号）第一条の登録を受けている実用新案（以下「登録実用新案」という。）若しくは同法第二十六条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号）第七十三條第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法（大正十年法律第九十八号）第一条の登録を受けている意匠（以下「登録意匠」という。）を「実用新

案法（昭和三十四年法律第 号）第三条第一項の実用新案許可を受けている考案（以下「許可実用新案」という。）又は同法第十二條第一項の権利に係る考案に係る物品のデザイン、意匠法（昭和三十四年法律第 号）第三条第一項の意匠許可を受けている意匠（以下「許可意匠」という。）に改め、同項第二号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一又は」に改める。

同項第三号中「（標章権及び団体標章権を含む）」を削る。

第十一条第一項第五号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一又は」に改める。

第十六條第一項第一号イを次のように改める。

イ 当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第 号）第二十九條第一項の特許を受けている発明若しくは許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。

第十六條第一項第二号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

（外国人の財産取得に関する政令）
第九条 外国人の財産取得に関する

政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「若しくは実用新案若しくは意匠の登録を受ける権利」を、「実用新案許可又は意匠許可を受ける権利」に改める。

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理 由

特許法、実用新案法、意匠法及び商標法を施行するため、登録税法その他の関係法令の規定の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
（参議院送付案中同院修正に係る条文を掲げ、小字及び「は修正」）
（通商産業省設置法の改正）

第七条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び抗告審判」を削る。

第四十條中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四十一条第二号中「及び登録証」を、「実用新案許可証及び意匠許可証」に、「及び登録料」を、「許可料及び登録料」に改める。

第四十四条及び第四十六條第一項第二号中「及び抗告審判」を削る。

第四十七條第一項の表中「特許

補償等審査会 特許権の収用等による補償金等の額を議決し、及び

特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

を「特許発明実施審査会」特許発明の実施等に関する重要事項を調査審議すること。

（輸出品デザイン法の改正）
第八条 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「実用新案法（大正十年法律第九十七号）第一条の登録を受けている実用新案（以下「登録実用新案」という。）若しくは同法第二十六条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号）第七十三條第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法（大正十年法律第九十八号）第一条の登録を受けている意匠（以下「登録意匠」という。）を「実用新案法（昭和三十四年法律第 号）第三条第一項の実用新案許可を受けている考案（以下「許可実用新案」という。）又は同法第十二條第一項の権利に係る考案に係る物品のデザイン、意匠法（昭和三十四年法律第 号）第三条第一項の意匠許可を受けている意匠（以下「許可意匠」という。）に改め、同項第二号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

第十三條第一項第五号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一又は」に改める。

第十六條第一項第一号イを次のように改める。

イ 当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第 号）第二十九條第一項の特許を受けている発明若しくは許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。

第十六條第一項第二号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

（外国人の財産取得に関する政令）
第九条 外国人の財産取得に関する

政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「若しくは

に改め、同項第二号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一若しくは」に改め、同項第三号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

第十三條第一項第五号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一又は」に改める。

第十六條第一項第一号イを次のように改める。

イ 当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第 号）第二十九條第一項の特許を受けている発明若しくは許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。

第十六條第一項第二号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

（外国人の財産取得に関する政令）
第九条 外国人の財産取得に関する

政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「若しくは

に改め、同項第二号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一若しくは」に改め、同項第三号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

第十三條第一項第五号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一又は」に改める。

第十六條第一項第一号イを次のように改める。

イ 当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第 号）第二十九條第一項の特許を受けている発明若しくは許可実用新案に係る物品のデザイン又は許可意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。

は実用新案若しくは意匠の登録を受けるの権利を、実用新案許可又は意匠許可を受ける権利に改める。

特許法等の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律
(特許法の改正)

第一条 特許法(大正十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「五百円」を「千円」に改め、同項第二号中「八百円」を「千五百円」に改め、同項第三号中「千五百円」を「三千円」に改め、同項第四号中「三千円」を「六千円」に改め、同項第五号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項第一号中「一万五千円」を「三万円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「五万円」に改め、同項第三号中「三万円」を「六万円」に改め、同条第三項中「五千円」を「一万円」に改め、同条第四項中「三万円」を「六万円」に改める。

(実用新案法の改正)

第二条 実用新案法(大正十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「三百円」を「六百円」に改め、同条第二号中「六百円」を「千二百円」に改め、同条第三号中「千二百円」を「二千四百円」に改める。

(意匠法の改正)

第三条 意匠法(大正十年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「三百円」を「六百円」に改め、同項第二号中「六百円」を「千二百円」に改め、同条第二項中「三百円」を「六百円」に改める。

(商標法の改正)

第四条 商標法(大正十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「五千円」を「八千円」に改め、同条第二項中「八千円」を「一万五千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた特許料又は登録料については、なお従前の例による。

理 由

最近の経済事情にかんがみ、特許料及び登録料の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年三月二十三日印刷

昭和三十四年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局